

令和3年6月2日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「(イ号) 都市公園 運営維持管理業務」の評価について (案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容												
実施行政 機関等	国土交通省各地方整備局												
事業概要	<p>イ号公園（12公園、以下、イ号公園一覧参照）における運営維持管理業務</p> <p>（1）公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <p>② 施設・設備維持管理業務</p> <p>③ 植物管理業務</p> <p>（2）収益施設等設置管理運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>① 収益施設運営業務</p> <p>② 自主事業</p> <p>【イ号公園一覧】</p> <table border="0"> <tr> <td>1 国営滝野すずらん丘陵公園</td> <td>7 国営木曾三川公園</td> </tr> <tr> <td>2 国営みちのく杜の湖畔公園</td> <td>8 淀川河川公園</td> </tr> <tr> <td>3 国営常陸海浜公園</td> <td>9 国営明石海峡公園</td> </tr> <tr> <td>4 国営東京臨海広域防災公園</td> <td>10 国営備北丘陵公園</td> </tr> <tr> <td>5 国営アルプスあづみの公園</td> <td>11 国営讃岐まんのう公園</td> </tr> <tr> <td>6 国営越後丘陵公園</td> <td>12 国営海の中道海浜公園</td> </tr> </table>	1 国営滝野すずらん丘陵公園	7 国営木曾三川公園	2 国営みちのく杜の湖畔公園	8 淀川河川公園	3 国営常陸海浜公園	9 国営明石海峡公園	4 国営東京臨海広域防災公園	10 国営備北丘陵公園	5 国営アルプスあづみの公園	11 国営讃岐まんのう公園	6 国営越後丘陵公園	12 国営海の中道海浜公園
1 国営滝野すずらん丘陵公園	7 国営木曾三川公園												
2 国営みちのく杜の湖畔公園	8 淀川河川公園												
3 国営常陸海浜公園	9 国営明石海峡公園												
4 国営東京臨海広域防災公園	10 国営備北丘陵公園												
5 国営アルプスあづみの公園	11 国営讃岐まんのう公園												
6 国営越後丘陵公園	12 国営海の中道海浜公園												
実施期間	<p>（1）国営滝野すずらん丘陵公園</p> <p>第1期：平成22年4月1日～平成25年3月31日（3年）</p> <p>第2期：平成25年4月1日～平成28年3月31日（3年）</p> <p>第3期：平成28年4月1日～令和元年11月30日（3年8か月）【新プロセス】</p> <p>第4期：令和元年12月1日～令和5年11月30日（4年）【新プロセス】</p>												

	<p>(2) 国営東京臨海広域防災公園 第1期：平成22年4月1日～平成25年3月31日（3年） 第2期：平成25年4月1日～平成28年3月31日（3年） 第3期：平成28年4月1日～令和2年1月31日（3年10か月）【新プロセス】 第4期：令和2年2月1日～令和6年1月31日（4年） 【新プロセス】</p> <p>(3) 上記（1）及び（2）を除く10公園 第1期：平成25年4月1日～平成28年3月31日（3年） 第2期：平成28年4月1日～令和2年1月31日（3年10か月）【新プロセス】 第3期：令和2年2月1日～令和6年1月31日（4年） 【新プロセス】</p>
<p>受託 事業者</p>	<p>(1) 国営滝野すずらん丘陵公園（第4期・新プロセス第2期） H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務札幌市公園緑化協会共同体</p> <p>(2) 国営みちのく杜の湖畔公園（第3期・新プロセス第2期） R元-5 国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務 みちのく公園マネジメント共同体</p> <p>(3) 国営常陸海浜公園（第3期・新プロセス第2期） 一般財団法人公園財団</p> <p>(4) 国営東京臨海広域防災公園（第4期・新プロセス第2期） H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務西武造園株式会社</p> <p>(5) 国営アルプスあづみの公園（第3期・新プロセス第2期） H31-35 国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務アルプスあづみの公園マネジメント共同体</p> <p>(6) 国営越後丘陵公園（第3期・新プロセス第2期） H31-35 国営越後丘陵公園運営維持管理業務越後公園マネジメント共同体</p> <p>(7) 国営木曽三川公園（第3期・新プロセス第2期） 一般財団法人公園財団</p> <p>(8) 淀川河川公園（第3期・新プロセス第2期） H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務淀川河川公園マネジメント共同体</p> <p>(9) 国営明石海峡公園（第3期・新プロセス第2期） H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体</p> <p>(10) 国営備北丘陵公園（第3期・新プロセス第2期） H32-35 国営備北丘陵公園運営維持管理業務グリーンウィンズ共同体</p> <p>(11) 国営讃岐まんのう公園（第3期・新プロセス第2期） H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務まんのう公園マネジメント共同体</p>

	(12) 国営海の中道海浜公園（第3期・新プロセス第2期） H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務海の中道海浜公園マネジメント共同企業体
契約金額 (税抜)	(1) 国営滝野すずらん丘陵公園 2,491,500,000円 4年間 (令和2年度616,750,000円) (2) 国営みちのく杜の湖畔公園 1,765,000,000円 4年間 (令和2年度437,330,000円) (3) 国営常陸海浜公園 2,123,000,000円 4年間 (令和2年度526,020,000円) (4) 国営東京臨海広域防災公園 320,700,000円 4年間 (令和2年度80,076,426円) (5) 国営アルプスあづみの公園 2,425,500,000円 4年間 (令和2年度601,170,000円) (6) 国営越後丘陵公園 1,564,200,000円 4年間 (令和2年度390,030,000円) (7) 国営木曾三川公園 2,807,000,000円 4年間 (令和2年度:700,000,000円) (8) 淀川河川公園 1,424,400,000円 4年間 (令和2年度:356,100,000円) (9) 国営明石海峡公園 2,295,000,000円 4年間 (令和2年度:581,660,000円) (10) 国営備北丘陵公園 1,860,000,000円 4年間 (令和2年度:465,447,400円) (11) 国営讃岐まんのう公園 1,576,000,000円 4年間 (令和2年度:393,790,000円) (12) 国営海の中道海浜公園 2,818,000,000円 4年間 (令和2年度:694,046,243円)
入札の 状況	(1) 国営滝野すずらん丘陵公園 1者応札 (入札説明資料交付者:1者) (2) 国営みちのく杜の湖畔公園 1者応札 (入札説明資料交付者:2者) (3) 国営常陸海浜公園 1者応札 (入札説明資料交付者:6者) (4) 国営東京臨海広域防災公園 1者応札 (入札説明資料交付者:7者) (5) 国営アルプスあづみの公園 1者応札 (入札説明資料交付者:9者) (6) 国営越後丘陵公園 1者応札 (入札説明資料交付者:2者) (7) 国営木曾三川公園 1者応札 (入札説明資料交付者:2者) (8) 淀川河川公園 1者応札 (入札説明資料交付者:10者) (9) 国営明石海峡公園 1者応札 (入札説明資料交付者:11者)

	(10) 国営備北丘陵公園 1 者応札 (入札説明資料交付者: 2 者) (11) 国営讃岐まんのう公園 1 者応札 (入札説明資料交付者: 1 者) (12) 国営海の中道海浜公園 1 者応札 (入札説明資料交付者: 7 者)
事業の 目的	本業務は、イ号公園 (12 公園) の各公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園維持管理業務 (業務全体のマネジメント・企画立案、施設・設備維持管理、植物管理) 及び収益施設等設置管理運営業務 (収益施設運営、自主事業) につき総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施し、その効用を最大限発揮させることを目的とするものであり、公園ごとに各事業者の本業務を委託している。
選定の 経緯	(1) 基本方針への掲載 ① 国営滝野すずらん丘陵公園及び国営東京臨海広域防災公園 平成 21 年度 ② 上記①を除く 10 公園 平成 22 年度 (2) 市場化テスト事業としての事業実施回数 ① 国営滝野すずらん丘陵公園及び国営東京臨海広域防災公園 4 回目 ② 上記①を除く 10 公園 3 回目 (3) 新プロセスへの移行 12 公園すべて 平成 28 年度 ※平成 25 年度 (平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日、国営滝野すずらん丘陵公園及び国営東京臨海広域防災公園は第 2 期、そのほかの 10 公園は第 1 期) の評価において、業務の質の確保及び実施経費の削減がなされており良好な実施状況であったことから、国営滝野すずらん丘陵公園及び国営東京臨海広域防災公園は第 3 期、そのほかの 10 公園は第 2 期より新プロセスに移行することとなった。新プロセス移行にあたっては、これまで以上の質の維持向上と一層の民間事業者の参入促進を目指した対策をとることが求められた。 ※平成 28 年度 (新プロ第 1 期) の評価においては、各公園ともに達成すべき質はおおむね達成されたものの、競争性に課題 (1 者応札) が認められ、民間事業者の参入を促進し競争性を高めるよう検討を続けるため、引き続き新プロセスでの市場化テストが実施されることとなった。

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することとする。

2 検討

(1) 評価方法について

国土交通省から提出された、国営滝野すずらん丘陵公園につき令和元年 12 月から

令和3年3月まで、そのほかの11公園につき令和2年2月から令和3年3月までの各実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

（2）対象公共サービスの実施内容に関する評価

本件の12公園は、令和元年度第4四半期及び令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、全ての公園で臨時休園・閉園・閉館等の措置がとられたほか、臨時休園等が開けた後も、イベントやプログラムについて、中止や縮小開催を余儀なくされた。全ての公園に共通する事象として、令和2年4月の緊急事態宣言（対象区域：当初は東京都及び大阪府など7都府県。後に全都道府県に拡大）の影響、公園の所在地によっては、令和3年1月の緊急事態宣言（対象区域：当初は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。後に、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加えた11都府県）の影響があったものと考えられる。さらに、各宣言の解除後においても、外出・移動の自粛や回避といった利用者側の心理状態の寄与もあったものと考えられる。

こうしたことから、公園利用者数や利用プログラムの開催回数・参加人数について目標値に達しなかった項目があった。また、これに伴い、情報受発信や利用者満足度についても目標値に達しなかった項目があった（利用者満足度の未達成理由は、ソーシャルディスタンス確保のため一度に案内できる人数を減らす運用をしたことなど）。閉園・休園等のために各種満足度調査の一部を実施できない公園もあった。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大とは別の自然的・外因的な事象として、ヒグマの出没や天候不順の影響により、公園利用者数や植物管理が目標値に達しなかった公園もあった。

一方、利用者満足度については、上記のとおり、入場者数抑制等の影響を受けた満足度、閉園・休園等のために調査を実施できなかった満足度、天候不順の影響を受けた植物管理に関する満足度を除き、全ての公園で目標値に達した。情報受発信についても、マスコミ報道件数の目標値に達した公園もあり、ホームページの総アクセス件数やSNSによる情報受発信など、多様な情報媒体を活用した質の目標値に達した公園もあった。

令和3年度も、引き続き新型コロナウイルスの影響により、公園利用者数の確保等については困難が予想されるが、達成すべき目標値を確保するために、全ての公園において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたイベントの開催方法の工夫等を行うことで、集客に取り組んでいく予定である。

事項	内 容		
確保されるべき質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている		
	【1 国営滝野すずらん丘陵公園】		
	確保されるべき水準	評価	備考
	■公園利用者数の確保		
	①公園利用者数 ・令和元年度 第2期 129,000人 第2期 12/23～3/31 ・令和2年度 年間 541,000人	・令和元年度 51,979人 (未達成) ・令和2年度 244,793人 (未達成)	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルス感染症拡大による外国人観光客の減少及び臨時閉園(3/3～3/31)の影響があったこと 令和2年度：新型コロナウイルス対策による臨時閉園(4/19～)、ヒグマ出没による臨時閉園(5/28～7/10、8/27～9/9)の影響があったこと、10/28から「北海道集中対策期間」が設定され外出自粛や札幌市への移動自粛の影響があったこと
	②有料区域利用者数 ・令和2年度 第1期 301,000人 第1期 4/20～11/10	・令和2年度 118,023人 (未達成)	○未達成の理由 新型コロナウイルス対策による臨時閉園(4/19～)、ヒグマ出没による臨時閉園(5/28～7/10、8/27～9/9)の影響があったこと
	③札幌都市圏外(※)からの公園利用者の割合 ・令和元年度 第2期 約15.0% ・令和2年度 年間 約16.0% ※札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、苫小牧市の7市以外をいう。	・令和元年度 (未達成) 約6.7% ・令和2年度 (未達成) 約7.6%	○未達成の理由 令和元年度：1月下旬に北海道内にて第1例目の新型コロナウイルス感染者確認、2月28日に北海道知事による「緊急事態宣言」の発表、外出・移動の自粛の影響があったこと 令和2年度：新型コロナウイルス、ヒグマ出没の影響があったこと(前記のとおり)
	■利用者満足度の確保		
年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する利用者の「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率 ・令和元年度 第2期 90% ・令和2年度 年間 90%	・令和元年度 (達成) 97.8% ・令和2年度 (達成) 96.1%		
■公園特性を生かした植			

物管理		
春及び秋の花風景に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率 ・令和2年度 年間 90%	・令和2年度 (達成) 96.4%	
■多様な利用プログラムの提供		
利用プログラムの開催回数及び延べ参加人数 ・令和元年度 第2期 106回 第2期 18,300人 ・令和2年度 年間 377回 年間 78,200人	・令和元年度 (未達成) 77回 (未達成) 6,882人 ・令和2年度 (未達成) 271回 (未達成) 21,346人	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルスの影響による利用プログラムの開催中止や臨時閉園(3/3～3/31)の影響があったこと 令和2年度：新型コロナウイルスの影響による利用プログラムの開催中止や臨時閉園(4/19～)、ヒグマ出沒による臨時閉園(5/28～7/10、8/27～9/9)の影響があったこと
■情報受発信		
マスコミによる報道件数 ・令和元年度 第2期 137件 (うちテレビ16件) ・令和2年度 年間 366件 (うちテレビ77件)	・令和元年度 (未達成) 65件 うちテレビ22件 (未達成) ・令和2年度 (未達成) 165件 うちテレビ69件 (未達成)	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルスの影響によりイベントの開催時期等が定まらなかったこともあり、報道機会が減少したこと 令和2年度：新型コロナウイルス対策に伴う臨時閉園やヒグマ出沒に伴う臨時閉園により、積極的な広報の自粛及びイベント中止を余儀なくされ、報道機会が減少したこと
【2 国営みちのく杜の湖畔公園】		
確保されるべき水準	評価	備考
■公園利用者数の確保		
公園利用者数 ・令和元年度 第4四半期 60,000人 (2月、3月) ・令和2年度 年間 760,000人	・令和元年度 (未達成) 52,502人 ・令和2年度 (未達成) 413,686人	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルス対策として、施設閉鎖、体験イベントの中止、飲食売店内の飲食営業の自粛、大型行催事「クリスマスローズまつり」の開催自粛等の措置を講じたこと 令和2年度：新型コロナウイルス対策として、臨時閉園措置(4/18～5/17)、土日の臨時閉園措置(4/11、4/12、5/18～5/31)を実施したこと、そのほか新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントを中止したこと
■利用者満足度の確保		

年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率 ・令和元年度 第4四半期 87% ・令和2年度 年間 91%	・令和元年度 (達成) 94.9% ・令和2年度 (達成) 93.6%	
■公園特性を生かした植物管理		
4月～12月の「花や水の風景」に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率 ・令和2年度 年間 89%	・令和2年度 (未達成) 87.7%	○未達成の理由 天候不順(長雨)により草花の植栽植替時期のずれが生じたこと、例年より雑草の生長が早く花修景の評価が低下したこと(水はけの悪いエリアを中心に排水暗渠を設置し、客土も部分的に入れ替えを行い、排水環境の改善を図った)
■多様な利用プログラムの提供		
利用プログラムの開催回数 ・令和元年度 2月、3月 100回 ・令和2年度 年間 810回	・令和元年度 (未達成) 63回 ・令和2年度 (未達成) 344回	○未達成の理由 令和元年度:新型コロナウイルス感染症対策のため、施設閉鎖や大型行催事や利用プログラム等の開催自粛といった措置を講じたこと 令和2年度:集客のための広報宣伝等を行わず、感染症対策を踏まえつつ、少数の利用プログラムに規模を縮小して開催したこと
■情報受発信		
マスコミによる報道件数 ・令和2年度 年間 300件	・令和2年度 (未達成) 102件	○未達成の理由 感染症対策として、多集客に繋がるような広報宣伝や報道関係機関への投げ込み活動の自粛を行ったこと
【3 国営常陸海浜公園】		
確保されるべき水準	評価	備考
■公園利用者数の確保		
公園全体の年間及び四半期ごとの公園利用者数 ・令和元年度 2月、3月 127,504人 ・令和2年度 年間 1,769,040人	・令和元年度 (未達成) 117,113人 ・令和2年度 (未達成) 846,623人	○未達成の理由 令和元年度:新型コロナウイルス感染症対策のため、2月末から屋内施設を休館したこと 令和2年度:4/4～5/末までみはらしの丘を臨時休園したこと、6/1以降も、都県をまたぐ移動自粛要請・大規模音楽イベントの中止・観光バスツアーの

		相次ぐ中止があったこと
■利用者満足度の向上		
公園の運営に関する利用者の「非常に満足」及び「満足」の回答比率 ・令和2年度 年間 74.9%	・令和2年度 (達成) 81.4%	
■公園特性を生かした植物管理		
① 「本園の花や植物」に関する利用者の「非常に満足」及び「満足」の回答比率 ・令和2年度 年間 81.8%	・令和2年度 (未達成) 80.1% 注：第1四半期は休園につき調査未実施	○未達成の理由 第2四半期は天候不順(多雨・日照不足)によりヒマワリの開花が遅れたこと(満開になった8/25には夏休み終了)、第4四半期は新型コロナウイルス対策としてガラスハウス内に入園者が集中することを回避するため、事業者との協議によりアイスチューリップ展をとりやめたこと(第3四半期は期目標達成)
■多様な利用プログラムの提供		
都市緑化系、自然環境系、スポーツ系、文化系プログラムの開催回数 ・令和元年度 2月、3月 12件 ・令和2年度 年間 140件	・令和元年度 (達成) 19件 ・令和2年度 (未達成) 59件	○未達成の理由 令和2年度：新型コロナウイルス感染症対策として、年度当初から開園再開後の7月末まで120件予定していた利用プログラムの運用を停止したこと
■情報受発信		
ホームページの総アクセス数 ・令和元年度 2月、3月 546,653件 ・令和2年度 年間 5,427,642件	・令和元年度 (達成) 689,891件 ・令和2年度 (未達成) 4,209,902件	○未達成の理由 令和2年度：新型コロナウイルス感染症対策で4月～5月まで閉園していたため、来園を目的としたアクセスが減少したこと
【4 国営東京臨海広域防災公園】		
確保されるべき水準	評価	備考
■公園利用者数の確保		
①体験学習施設の年間入館者数 ・令和元年度 年間 40千人 ・令和2年度 年間 278千人	・令和元年度 (未達成) 19,693人 ・令和2年度 (未達成) 63,903人	○未達成の理由 令和元年度：1月より新型コロナウイルス感染症対策として、学校等の団体予約のキャンセルや海外からの旅行者が来られなくなったこと、2月末より屋内施設を閉館したこと 令和2年度：R2/4/1～5/28 及び

		R2/12/26～R3/3/31 まで臨時休館したこと、開館期間も体験学習施設内でソーシャルディスタンス確保等のため一度に案内できる人数を減らす運用をしたこと
② 体験学習施設の年間小・中学生の団体入館者数 ・令和元年度 年間 2,700 人 ・令和2年度 年間 28,000 人	・令和元年度 (未達成) 1,637 人 ・令和2年度 (未達成) 4,874 人	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルス感染症対策として、学校等の団体予約のキャンセルや2月末より屋内施設を閉館したこと 令和2年度：R2/4/1～5/28 及びR2/12/26～R3/3/31 まで臨時休館したこと、開館期間も体験学習施設内でソーシャルディスタンス確保等のため一度に案内できる人数を減らす運用をしたこと
■利用者満足度の向上		
① 年間及び四半期ごとの「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率 ・令和元年度 年間 87% ・令和2年度 年間 87%	・令和元年度 (未達成) 84% ・令和2年度 (達成) 90% 注：令和2年度第4四半期は体験学習施設休館のため調査未実施	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として体験学習施設内でのソーシャルディスタンス確保のため一度に案内できる人数を減らす運用をしたこと（感染症対策を講じた上での運用方法を効率よく改善し、令和2年度は目標値を達成した）
② 年間及び四半期ごとの「自主事業及び委託費を充当する防災に関する行催事」における利用者の学習効果に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率 ・令和元年度 年間 88% ・令和2年度 年間 88%	・令和元年度 (達成) 95% ・令和2年度 (達成) 89% 注：令和2年度第1四半期及び第4四半期は行催事実施せず	
■多様な利用プログラムの提供		
防災関連の普及啓発に関する大規模な行催事の開催回数、延べ参加人数 ・令和元年度 年間 3回 年間 1,300 人 ・令和2年度	・令和元年度 (未達成) 2回 (未達成) 1,107 人 ・令和2年度 (未達成) 3回 (未達成) 589 人	○未達成の理由 令和元年度：2月より新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模イベントを中止せざるを得なかったこと 令和2年度：前年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模イベントを中止せざるを得なかった

	年間 22 回 年間 11,000 人		こと
	■情報受発信		
	マスコミによる報道件数 ・令和元年度 年間 26 件 ・令和2年度 年間 161 件	・令和元年度 (未達成) 7 件 ・令和2年度 (未達成) 41 件	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルス感染症の影響でイベントが中止になり取材が行われなかったこと 令和2年度：同上
	■地域との連携活動・市民との協同活動		
	①近隣施設との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の開催の開催回数、延べ参加人数 ・令和元年度 年間 8 回 年間 1,200 人 ・令和2年度 年間 61 回 年間 9,700 人	・令和元年度 (未達成) 4 回 (未達成) 375 人 ・令和2年度 (未達成) 11 回 (未達成) 373 人	○未達成の理由 令和元年度：R2/3 より新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを自粛せざるを得なかったこと 令和2年度：引き続き新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを自粛せざるを得なかったこと
	②市民との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の開催の開催回数、延べ参加人数 ・令和元年度 年間 4 回 年間 2,200 人 ・令和2年度 年間 27 回 年間 18,000 人	・令和元年度 (未達成) 3 回 (未達成) 1,255 人 ・令和2年度 (達成) 64 回 (未達成) 904 人	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを自粛せざるを得なかったこと 令和2年度：引き続き新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを自粛せざるを得なかったこと、開館期間においても、体験学習施設内でソーシャルディスタンスの確保等のため、一度に案内できる人数を減らして運用せざるを得なかったこと
	【5 国営アルプスあづみの公園】		
	確保されるべき水準	評価	備考
	■公園利用者数の確保		
	地区別の有料区域の公園利用者数 (堀金・穂高地区) ・令和元年度 2月、3月 12,000 人 ・令和2年度 年間 239,000 人 (大町・松川地区) ・令和元年度 2月、3月 9,000 人 ・令和2年度	堀金・穂高地区 ・令和元年度 (未達成) 8,845 人 ・令和2年度 (未達成) 181,686 人 大町・松川地区 ・令和元年度 (未達成) 5,742 人 ・令和2年度 (未達成) 91,260 人	○未達成の理由 令和元年度・令和2年度：新型コロナウイルス感染拡大防止措置(2/29以降)として屋内施設の閉鎖及びイベント中止の措置を講じたこと、4/18~5/31まで臨時休園したこと、再開後もイベントの中止や規模縮小の措置を講じたこと、夏季シーズンにおいては首都圏やその他の遠隔地からの移動の自粛・回避があったこと

	年間 155,000 人		
	■利用者満足度の確保		
地区別の年間の公園の運営に関する利用者の「満足」及び「まあまあ満足」の回答比率	・令和2年度 堀金・穂高地区 (達成) 95.9% 大町・松川地区 (達成) 94.7%		
・令和2年度 年間 90%			
■公園特性を生かした植物管理			
堀金・穂高地区における安曇野地方の地域特性を生かした植物管理に関わる公園利用者の「満足」及び「まあまあ満足」の回答比率	・令和2年度 (達成) 90.8% ※春季は調査実施せず		
・令和2年度 年間 88%			
■多様な利用プログラムの提供			
年間の体験プログラムの開催種類数	・令和元年度 (達成) 57 種類	○未達成の理由	
・令和元年度 2月、3月 55 種類	・令和2年度 (未達成) 152 種類	令和2年度：新型コロナウイルス感染拡大防止措置(2/29以降)として屋内施設の閉鎖及びイベント中止の措置を講じたこと、4/18～5/31の臨時休園により、体験プログラムの実績が無かったこと	
・令和2年度 年間 184 種類			
■情報受発信			
マスコミによる報道件数	・令和元年度 (達成) 128 件		
・令和元年度 2月、3月 110 件	・令和2年度 (達成) 962 件		
・令和2年度 年間 685 件			

【6 国営越後丘陵公園】

確保されるべき水準	評価	備考
■公園利用者数の確保		
本公園の年間利用者数	・令和元年度 (未達成) 41,948 人	○未達成の理由
・令和元年度 2月、3月 43,000 人	・令和2年度 (未達成) 328,472 人	令和元年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止策として公園施設の利用制限や催事中止の影響を受けたこと 令和2年度：拡大防止対策として、第1四半期では臨時休園(4/18～5/11の24日間)を含めた公園施設の利用制限や催事中止の影響を受けたこと、第2四半期以降も催事規模の縮小等の影響
・令和2年度 年間 526,000 人		

		を受けたこと
■利用者満足度の確保		
年間及び四半期ごとの公園の運営に関する利用者の「満足だった」「まあまあ満足だった」の回答比率 ・令和元年度 2月、3月 90% ・令和2年度 年間 90%	・令和元年度 (達成) 99.1% ・令和2年度 (達成) 98.7%	
■地域特性を活かした植物管理		
北陸地方の地域特性を活かした花修景に関する「満足だった」「まあまあ満足だった」の回答比率 ・令和2年度 年間 90%	・令和2年度 (達成) 98.9%	
■多様な利用プログラムの提供		
利用プログラムの開催回数、延べ参加人数 ・令和元年度 2月、3月 50回 2月、3月 4,470人 ・令和2年度 年間 670回 年間 82,710人	・令和元年度 (未達成) 34回 (達成) 5,364人 ・令和2年度 (未達成) 225回 (達成) 43,050人	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として公園施設の利用制限や催事中止の影響を受けたこと 令和2年度：新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、第1四半期では、臨時休園(4/18～5/11)を含めた公園施設の利用制限や催事中止の影響を受けたこと、第2四半期以降も催事規模の縮小等の影響を受けたこと
■情報受発信		
マスコミによる報道件数 ・令和2年度 年間 730件	・令和2年度 (未達成) 465件	○未達成の理由 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、第1四半期では、臨時休園(4/18～5/11)を含めた公園施設の利用制限や催事中止の影響を受けたこと、第2四半期以降も催事規模の縮小等の影響を受けたこと
【7 国営木曾三川公園】		
確保されるべき水準	評価	備考
■公園利用者数の確保		
年間及び四半期ごとの利用者数	・令和元年度 (達成) 1,237,067人	○未達成の理由 令和2年度：新型コロナウイルスの

<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 2月、3月 約100万人 ・令和2年度 年間 約900万人 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 (未達成) 6,670,853人 	<p>感染拡大防止のため、屋内、屋外施設の利用休止(臨時休園)、イベントの中止等の措置をとったこと、政府の緊急事態宣言解除(愛知・岐阜・三重:5/14)後は再開園をしたものの、県独自の緊急事態宣言(愛知県8/6~8/24、岐阜県7/31~8/31、三重県8/3~8/31)による不要不急の移動自粛・お盆の移動自粛等の要請があったこと、東海3県とも公立学校の夏休みの大幅な縮減が重なったこと、天候面(天候不順)では7月の記録的な長梅雨や8月の体温を超えるような猛暑日が続いたこと、10月以降も大型イベントの自粛継続、屋内施設利用中止の継続、愛知・岐阜・三重3県事共同メッセージによる移動自粛要請(12/28~1/11)、愛知県・岐阜県の緊急事態宣言(1/13~3/7)、三重県の緊急警戒宣言(1/14~3/7)に伴う利用自粛要請の影響を受けたこと</p>
<p>■利用者満足度の向上</p>		
<p>公園の運営に関する利用者の「満足」「まあまあ満足」の回答比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 2月、3月 75% ・令和2年度 年間 75% 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 (達成) 92.7% ・令和2年度 (達成) 98.8% 	
<p>■地域特性を生かした植物管理</p>		
<p>第1四半期(春季)及び第3四半期(秋季)の木曾三川の地域特性を生かした花修景等に関する「満足」「まあまあ満足」の回答比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 第1・第3四半期 60% 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第1四半期 (達成) 95.5% ・令和2年度第3四半期 (達成) 98.3% 	
<p>■多様な利用プログラムの提供</p>		
<p>①河川環境楽園 自然発見館での環境教育プログラムの開催回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 2月、3月 125回 ・令和2年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 (未達成) 67回 ・令和2年度 (達成) 1,141回 	<p>○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年2月29日より屋内施設の利用休止の措置をとったこと</p>

年間 1,000 回		
②アクアワールド水郷パークセンターでの環境教育プログラムの開催回数 ・令和元年度 2月、3月 5回 ・令和2年度 年間 180回	・令和元年度 (達成) 12回 ・令和2年度 (未達成) 238回	
■情報受発信		
マスコミによる報道件数 ・令和元年度 2月、3月 300件 ・令和2年度 年間 1,500件	・令和元年度 (達成) 313件 ・令和2年度 (達成) 1,817回	
【8 淀川河川公園】		
確保されるべき水準	評価	備考
■公園利用者数の確保		
淀川河川公園の利用者数 ・令和元年度 2月、3月 930,000人 ・令和2年度 年間 5,570,000人	・令和元年度 (未達成) 792,497人 ・令和2年度 (未達成) 4,326,501人	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う背割堤地区におけるさくら祭りの中止 令和2年度：新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を受け4/8～5/25の間、全地区の公園駐車場及び収益施設等の利用を中止したこと、再開園後も11/30までBBQ(無料)利用やイベントを中止したこと
■利用者満足度の確保		
淀川河川公園の運営に関する利用者の「満足」「やや満足」「普通」の回答比率 ・令和元年度 2月、3月 90.0% ・令和2年度 年間 90.0%	・令和元年度 (達成) 93.0% ・令和2年度 (達成) 94.0%	
■多様な利用プログラムの提供		
自然環境・歴史文化に関する利用プログラムの年間開催回数、延べ参加人数 ・令和元年度 2月、3月 4回 2月、3月 710人	・令和元年度 (達成) 4回 (達成) 1,547人 ・令和2年度 (達成) 46回 (未達成) 4,087人	○未達成の理由 令和2年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、個々のプログラムでの参加人数を制限したこと(延べ参加人数のみ未達成。達成率95%)

・令和2年度 年間 21回 年間 4,300人		
■情報受発信		
①マスコミによる報道件数 ・令和元年度 2月、3月 21件 ・令和2年度 年間 126件	・令和元年度 (達成) 24件 ・令和2年度 (達成) 168件	
②SNSによる情報発信件数 ・令和元年度 2月、3月 60件 ・令和2年度 年間 370件	・令和元年度 (達成) 95件 ・令和2年度 (達成) 581件	
【9 国営明石海峡公園】		
確保されるべき水準	評価	備考
■公園利用者数の確保		
①淡路地区の利用者数 ・令和元年度 2月、3月 47,000人 ・令和2年度 年間 410,000人	・令和元年度 (未達成) 42,865人 ・令和2年度 (未達成) 239,668人	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2月末からイベントを中止したこと 令和2年度：新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を受け4/8～5/25臨時休園としたこと、再開後も淡路市夏まつり等の大型イベントの中止や夏場に子ども達に人気のじゃぶじゃぶ池等の使用中止を行ったこと
②神戸地区の利用者数 ・令和元年度 2月、3月 4,300人 ・令和2年度 年間 39,000人	・令和元年度 (未達成) 4,194人 ・令和2年度 (未達成) 34,422人	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2月末から屋内施設の利用を中止したこと、体験プログラムなどの開催を中止したこと、小中学校の環境学習がキャンセルとなったこと 令和2年度：新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を受け4/8～5/25臨時休園したこと、再開後もあいな里山四大祭りの「田植えまつり」「やまもまつり」等のイベントの中止や小学校の春から夏にかけての環境学習が全てキャンセルとなったこと
■利用者満足度の確保		
①淡路地区における公園	・令和元年度	

<p>の運営に関する利用者の「満足」「やや満足」「普通」の回答比率</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 2月、3月 90% 令和2年度 年間 90% 	<ul style="list-style-type: none"> (達成) 99.0% 令和2年度 (達成) 98.6% 	
<p>②神戸地区における公園の運営に関する利用者の「満足」「やや満足」「普通」の回答比率</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 2月、3月 90% 令和2年度 年間 90% 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 (達成) 96.0% 令和2年度 (達成) 97.7% 	
<p>■公園特性を生かした植物管理</p>		
<p>①淡路地区における緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」「普通」の回答比率</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 2月、3月 90% 令和2年度 年間 90% 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 (達成) 94.0% 令和2年度 (達成) 96.9% 	
<p>②神戸地区における里地里山の草木や花の美しさに関する「満足」「やや満足」「普通」の回答比率</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 2月、3月 90% 令和2年度 年間 90% 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 (達成) 96.0% 令和2年度 (達成) 97.0% 	
<p>■多様な利用プログラムの提供</p>		
<p>①淡路地区における利用プログラムの開催回数、延べ参加人数</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 2月、3月 22回 2月、3月 7,400人 令和2年度 年間 131回 年間 44,500人 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 (未達成) 10回 (未達成) 4,862人 令和2年度 (未達成) 111回 (未達成) 32,041人 	<p>○未達成の理由</p> <p>令和元年度：新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、早咲き桜まつりも含めて2/29からイベントが中止となったため、企画提案を実施できなかったこと</p> <p>令和2年度：最もプログラム数および参加者が多い春期間において、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を受け4/8～5/25臨時休園したこと、再開後も感染拡大に留意しつつ、</p>

		3密の回避が困難なイベントを中止したり、イベント自体も少人数で予約制としたりするなど感染予防の徹底を図りながら実施したため、参加人数を十分に確保できなかったこと
②神戸地区における利用プログラムの開催回数、延べ参加人数 ・令和元年度 2月、3月 4回 2月、3月 800人 ・令和2年度 年間 24回 年間 8,300人	・令和元年度 (達成) 8回 (未達成) 554人 ・令和2年度 (達成) 88回 (達成) 11,588人	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、早咲き桜まつりも含めて2/29からイベントが中止となったため、企画提案を実施することができなかったこと
■情報受発信		
①SNSによる情報発信件数(淡路地区・神戸地区それぞれ) ・令和元年度 2月、3月 50件 ・令和2年度 年間 300件	・令和元年度 (達成) 淡路 63件 (未達成) 神戸 41件 ・令和2年度 (達成) 淡路 616件 (達成) 神戸 611件	○未達成の理由 令和元年度：令和元年度の2、3月は新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた時期であり、特に都市部に近い神戸地区では積極的な利用促進も困難であったこと
【10 国営備北丘陵公園】		
確保されるべき水準	評価	備考
■公園利用者数の確保		
年間の公園利用者数 ・令和元年度 2月、3月 28,000人 ・令和2年度 年間 463,000人	・令和元年度 (達成) 32,868人 ・令和2年度 (未達成) 411,043人	○未達成の理由 令和2年度：新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言(全国4/7～5/25、中国5県4/16～5/14)による外出自粛の影響を受けたこと、4/18～5/13GWを含む25日間を臨時休園としたこと、R2/12中旬以降、広島県内では新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策が呼びかけられ、特に広島市では緊急事態措置に準じた対策が講じられたこと
■利用者満足度の確保		
年間の「公園の運営」に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率 ・令和元年度 2月、3月 90% ・令和2年度	・令和元年度 注：第4四半期調査未実施 ・令和2年度 (達成) 99.0% 注：第1四半期調査未実施	

	年間 90%		
	■公園特性を活かした植物管理		
	年間及び季節ごとの「花の広場」に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率 ・令和2年度 年間 90%	・令和2年度 (達成) 98.5% 注：春季は調査未実施	
	■多様な利用プログラムの提供		
	①「公園全体」で開催する利用プログラムの開催回数、延べ参加人数 ・令和元年度 340回 890人 ・令和2年度 年間 1,404回 年間 83,000人	・令和元年度 (達成) 440回 (達成) 3,321人 ・令和2年度 (達成) 3,341回 (達成) 111,116人	
	②「ひばの里」利用プログラムの開催回数、延べ参加人数 ・令和元年度 186回 673人 ・令和2年度 年間 941回 年間 25,000人	・令和元年度 (未達成) 157回 (達成) 1,633人 ・令和2年度 (達成) 1,268回 (未達成) 15,936人	○未達成の理由 令和元年度・令和2年度：新型コロナウイルス感染症の影響により、R2/2/29から年度を超えてR2/5/31までの間、園内の主要施設を閉館したためイベントの開催ができなかったこと
	■情報受発信		
	ホームページの総アクセス件数 ・令和元年度 42,000件 ・令和2年度 年間 529,000件	・令和元年度 (達成) 43,249件 ・令和2年度 (未達成) 520,485件	○未達成の理由 令和2年度：新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言(全国4/7～5/25、中国5県4/16～5/14)による外出自粛の影響を受けたこと、4/18～5/13GWを含む25日間を臨時休園としたこと、R2/12中旬以降、広島県内では新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策が呼びかけられ、特に広島市では緊急事態措置に準じた対策が講じられたこと(達成率98%)
【11 国営讃岐まんのう公園】			
	確保されるべき水準	評価	備考
	■公園利用者数の確保		
	本公園の年間の公園利用	・令和元年度	○未達成の理由

者数 ・令和元年度 2月、3月 41,923人 ・令和2年度 年間 464,560人	(未達成) 40,851人 ・令和2年度 (未達成) 323,045人	令和元年度・令和2年度：R2/2から新型コロナウイルス感染症の影響で公園利用者数が減少(R2/2/29から屋内施設の利用や全てのイベントを中止)したこと、緊急事態宣言が出されたR2/4～5以降は、高松駅の利用者数が過年度比50%以上減少、GW時も県外来訪者前年比70%以上減少など、県外来訪者が大幅に減少する状況にあったこと、本公園もGWを含むR2/4/18～6/1に臨時休園の措置を講じたこと、再開園後も、施設の一部に利用制限等を行い、大型音楽イベントの中止をはじめ令和2年度に予定していたイベント等のほとんどが中止や規模縮小となったこと
■利用者満足度の確保		
本公園の年間の公園の運営に関する「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率 ・令和元年度 86% ・令和2年度 90%	・令和元年度 (達成) 90.9% ・令和2年度 (達成) 95.2%	
■公園特性を生かした植物管理		
本公園の季節を彩る花の演出に関する年間の「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率 ・令和2年度 80%	・令和2年度 (達成) 91.1%	
■多様な利用プログラムの提供		
利用プログラムの開催回数 ・令和元年度 94回 ・令和2年度 749回	・令和元年度 (未達成) 47回 ・令和2年度 (未達成) 654回	○未達成の理由 令和元年度・令和2年度：新型コロナウイルス感染予防対策として、R2/2/29～6/2まで屋内施設の利用や全てのイベントを中止したこと
■情報受発信 ホームページ総アクセス件数 ・令和2年度 720,000件	・令和2年度 (未達成) 761,119件	

【12 国営海の中道海浜公園】		
確保されるべき水準	評価	備考
■公園利用者数の確保		
パークエリアの年間公園利用者数 ・令和元年度 2月、3月 113,000人 ・令和2年度 年間 1,089,000人	・令和元年度 (達成) 117,915人 ・令和2年度 (未達成) 599,416人	○未達成の理由 令和2年度：新型コロナウイルス感染症拡大に伴う福岡県の1回目の緊急事態宣言(R2/4/7～5/14)を踏まえた臨時休園措置(R2/4/8～5/18)やイベントの開催制限措置、福岡県の2回目の緊急事態宣言(R3/1/14～3/7)における外出自粛要請等の影響があったこと
■利用者満足度の確保		
公園の運営に関する「非常に満足」と「まあまあ満足」の回答比率 ・令和元年度 2月、3月 90% ・令和2年度 年間 90%	令和元年度 (達成) 97.7% 令和2年度 (達成) 98.4%	
■公園特性を活かした植物管理		
大規模花修景に関する「非常に満足」と「まあまあ満足」の回答比率 ・令和2年度 年間 90%	・令和2年度 (達成) 97.7% 注：臨時休園措置(R2/4/8～5/18)により当該期間のモニタリング調査未実施	備考：翌年のフラワーピクニック期間中である R3/3 にモニタリング調査を実施した結果、目標値に達した。
■多様な利用プログラムの提供		
主催、共催等イベントの年間の開催回数 ・令和元年度 2月、3月 25回 ・令和2年度 年間 190回	・令和元年度 (未達成) 15回 ・令和2年度 (達成) 191回	○未達成の理由 令和元年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月末より年度末までイベントの開催制限措置をとったこと
■情報受発信		
SNSによる年間情報発信件数 ・令和元年度 2月、3月 8回 ・令和2年度 年間 48回	・令和元年度 (達成) 50回 ・令和2年 (達成) 408回	
※上記のように総括できるものの、各事業実施箇所において、目標とする数値を達成できなかった事業箇所が存在するが、主な理由は、以下のとおり。 ○新型コロナウイルス感染拡大等の影響（休閉園含む）（各公園全般） ○ヒグマの影響（休閉園含む）（国営滝野すずらん丘陵公園の公園利用者数・多様な利用プロ		

	<p>グラム)</p> <p>○天候不順の影響(国営みちのく杜の湖畔公園及び国営常陸海浜公園の植物管理(長雨、多雨、日照不足)、国営木曾三川公園の公園利用者数の確保(記録的な長梅雨、猛暑日))</p>
<p>民間事業者からこの改善提案</p>	<p>【1 国営滝野すずらん丘陵公園】</p> <p>公園の広大なフィールドを活用した大型イベントの開催(ドライブイン花火)、ターゲットを絞った情報発信(幼児・小学生向けクイズ、臨時閉園期間におけるホームページアクセス数約5,800件)、スノーマラソン、他施設と連携した相互誘客の取り組みなど</p> <p>【2 国営みちのく杜の湖畔公園】</p> <p>AIロボット草刈機を活用した芝生管理、新規行催事「夏のおもてなし企画」「秋のおもてなし企画」の開催(令和2年7月～8月、9月～11月)、SNSによるデジタル広告情報発信など</p> <p>【3 国営常陸海浜公園】</p> <p>大規模花修景のエリア拡大(ネモフィラの植栽面積の拡大・高密度植栽、種苗会社と共同開発したコキアの品種改良と植栽)、臨時休園時におけるHP上の情報発信(360度バーチャルツアー、ドローン撮影4K動画のアップロード)、広域連携によるひたちなかエリア観光推進協議会の発足、駐車場空き状況の発信、キャッシュレス決済など</p> <p>【4 国営東京臨海広域防災公園】</p> <p>東京消防庁令和2年出初め式訓練の実施(来場者合計数14,459名)、(新型コロナウイルス感染拡大の影響によるイベント自粛のため、以下は直近の実績)体験型防災イベント(R1/7/20-21、来園者数10,031名)、防災関連の普及啓発・近隣施設との連携、市民連携など</p> <p>【5 国営アルプスあづみの公園】</p> <p>大町・松川地区サマーイルミネーションの開催(R2/8/8～8/23、夜間入園者数18,883人)、ヒマワリ迷路の開催(花修景とイベントプログラムの組み合わせ)、地域協働、安全管理体制の確保、管理運営体制の強化(人員配置)、間伐・景観保全・経費削減など</p> <p>【6 国営越後丘陵公園】</p> <p>公園の資源(雪、花、遊具等)を活用した各種イベントの実施、サマーナイトプレゼンツ(ライトアップ)、健康づくりプログラムの拡充など</p> <p>【7 国営木曾三川公園】</p> <p>イルミネーション(オンライン配信による点灯式や、密集を回避するため場内動線(一方通行)及び電飾デザインを工夫し社会的距離を保って見学できるよう配慮。報道中継されコロナ禍のイベントのあり方についての周知にもつながった)、長良川サービスセンター内で実施する健康増進プログラムの充実、絶滅危惧種のオニバスや伝統的農業手法である「堀田」など歴史文化・自然環境を体験するプログラムの実施など</p> <p>【8 淀川河川公園】</p> <p>情報誌「よしぶえ」の発行増刷、西中島地区の「BBQ有料化」による地域ゴミ放置の解消・マナー向上・周辺環境の改善、サービスセンター「さくらであい館」の観光利用の促進、地元農産物や地元産品や地産クラフトなどのマルシェイベントの開催、フォトコンテストや淀川アーバン</p>

フロント（ナイトクルーズ、ナイトバル）の実施など

【9 国営明石海峡公園】

花風景の提供（早咲き桜まつりの実施、夏のヒマワリ植栽面積の拡大等）、SNS 等による公園情報の発信、新規屋外企画（れいんぼーあんぶれら）による新たな客層の発掘、環境体験学習（稲刈り）、新型コロナウイルス感染予防措置（複合遊具の消毒、イベント等実施時の検温）など

【10 国営備北丘陵公園】

ドライブインシアター、全国都市緑化ひろしまフェア協賛会場として特設花壇の設置、SNS ライブ配信、ドローンによる立入困難場所や異常時の点検充実、雑草抑制剤の活用によるコスト削減、柿渋塗装による木製施設の長寿命化、全国一斉たこあげの実施など

【11 国営讃岐まんのう公園】

コキアの大規模修景（期間入場者数 62,762 人）、夏季イルミネーションの開催（新型コロナウイルス感染予防対策により規模縮小、期間入園者数 5,754 人）、冬季イルミネーションの開催（新型コロナウイルス感染予防対策により規模縮小、期間入園者数 111,003 人）、セグウェイガイドツアー、有料花火大会、多様なプログラムなど

【12 国営海の中道海浜公園】

インバウンド客のサポート強化・情報受発信（Wi-Fi 拡大、Facebook を活用した多言語の情報発信）、海の中道を象徴する「白砂青松」の維持・保全、動物・飼育員のサポート（動物治療履歴や予防接種のデータ有効活用、事業者とマリンワールド獣医師の情報共有）、SNS 導入・ツール別の戦略的な情報受発信（Twitter、Facebook、Instagram、YouTube）、JR 九州を通じた情報発信、休憩スペース創出や多様なプログラムの提案（プール営業休止でも満足度向上に寄与）など

※仕様書に対する改善案として、西日本最大級の花修景（コキア）、AI ロボット型芝刈機による高水準な芝生管理の拡充など

（3）実施経費（税抜）

実施経費は、従前経費（各公園の市場化テスト前の実施経費を指す。ただし、国営国際東京臨海広域防災公園は、平成 22 年 7 月開園のため、1 年度分の実績値がそろそろ最初の年度である平成 23 年度の実施経費を指す。以下同じ。）と比較して、国営常陸海浜公園、国営木曾三川公園、国営備北丘陵公園及び国営海の中道海浜公園の 4 公園については減少している。労務単価補正なしで比較した場合の当該 4 公園の削減額・削減率は、次のとおりである。

- ・国営常陸海浜公園 削減額 48,180,000 円（削減率 8.4%）
- ・国営木曾三川公園 削減額 23,800,000 円（削減率 3.3%）
- ・国営備北丘陵公園 削減額 25,981,171 円（削減率 5.3%）
- ・国営海の中道海浜公園 削減額 27,813,000 円（削減率 3.9%）

一方、そのほかの 8 公園の実施経費については、従前経費と比較して増加している。しかしながら、各公園について従前経費と比較して主に労務単価増に伴う人件費の上

昇があること、また、国営東京臨海広域防災公園については、平成 27 年度の体験学習施設リニューアル後に体験説明者が増員されていること、また、国営みちのく杜の湖畔公園及び国営明石海峡公園については、市場化テスト開始後において供用面積（事業対象となる公園の面積）の増加があり、これに伴い、従前経費と比較して、事業対象となる業務量及びその実施経費の増加・追加が生じていることなどを併せて考慮すると、実質的な経費削減にかかる一定の効果があつたものと評価し得る。

すなわち、各公園につき、公共工事設計労務単価を用いた補正を行うとともに、従前事業と比べて、体験学習施設の業務量が増加した公園については、追加業務に係る補正を行い、供用面積が増加した公園については、供用面積増加に伴う補正（面積増加に伴う実施経費の増加相当分の控除）も加味した上で、従前経費と令和 2 年度の実施経費とを比較すると、下記のとおり、一定の削減を達成していると評価し得る（なお、労務単価補正をせずに一定の削減を達成していると評価し得る前述の 4 公園についても、労務単価補正をした場合の削減状況を併せて整理する。）。

1 国営滝野すずらん丘陵公園	
減 額	83,758,436 円（削減率 13.9%）（補正あり）
【A】従前経費	601,077,143 円（平成 21 年度）
【B】実施経費	616,750,000 円（令和 2 年度）
【C】増減額（補正なし） A < B C = B - A	15,672,857 円増額（2.6%増） 616,750,000 円 - 601,077,143 円 = 15,672,857 円
【D】労務単価補正	公共工事設計労務単価を平成 21 年度の労務単価に置き換えて補正 補正後の実施経費 517,318,707 円（令和 2 年度）
【E】増減額（補正あり） A > D E = A - D	83,758,436 円減額 601,077,143 円 - 517,318,707 円 = 83,758,436 円
【F】削減率 F = E / A × 100	削減率 13.9% 83,758,436 円 / 601,077,143 円 × 100 ≒ 13.9%
【参考】 ※参考値	北海道の公共工事設計労務単価（普通作業員等 4 職種を抜粋して平均（※））の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率：1.54 倍（R2 年度 / H21 年度） 実施経費上昇率：1.03 倍（【B】 / 【A】）
2 国営みちのく杜の湖畔公園	
減 額	2,599,585 円（削減率 0.7%）（補正あり）
【A】従前経費	364,314,286 円（平成 24 年度）
【B】実施経費	437,330,000 円（令和 2 年度）
【C】増減額（補正なし） A < B C = B - A	73,015,714 円増額（20%増） 437,330,000 円 - 364,314,286 円 = 73,015,714 円
【D】労務単価補正及び 供用面積補正	平成 26 年度に里山地区オープン（供用面積増加）（増加前：321.9ha、 増加後：647.4ha（+325.5ha）） 公共工事設計労務単価を平成 24 年度の労務単価に置き換え、さらに平成 26 年度の供用面積増加に伴う経費増加分を控除して補正

	補正後の実施経費 361,714,701 円 (令和2年度)
【E】増減額 (補正あり) A>D E=A-D	2,599,585 円減額 364,314,286 円-361,714,701 円=2,599,585 円
【F】削減率 F=E/A×100	削減率 0.7% 2,599,585 円/364,314,286 円×100≒0.7%
【参考】 ※参考値	宮城県の公共工事設計労務単価 (普通作業員等 4 職種を抜粋して平均 (※)) の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率: 1.54 倍 (R2 年度/H24 年度) 実施経費上昇率: 1.20 倍 (【B】 / 【A】)
3 国営常陸海浜公園	
減 額	79,099,823 円 (削減率 13.8%) (補正あり)
【A】従前経費	574,200,000 円 (平成 24 年度)
【B】実施経費	526,020,000 円 (令和 2 年度)
【C】増減額 (補正なし) A>B C=A-B	48,180,000 円減額 (8.4%減) 574,200,000 円-526,020,000 円=48,180,000 円
【D】労務単価補正	公共工事設計労務単価を平成 24 年度の労務単価に置き換えて補正 補正後の実施経費 495,100,177 円 (令和 2 年度)
【E】増減額 (補正あり) A>D E=A-D	79,099,823 円減額 574,200,000 円-495,100,177 円=79,099,823 円
【F】削減率 F=E/A×100	削減率 13.8% 79,099,823 円/574,200,000 円×100≒13.8%
【参考】 ※参考値	茨城県の公共工事設計労務単価 (普通作業員等 4 職種を抜粋して平均 (※)) の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率: 1.44 倍 (R2 年度/H24 年度) 実施経費上昇率: 単価補正なく削減達成 (削減率 8.4%)
4 国営東京臨海広域防災公園	
減 額	2,983,403 円 (削減率 4.8%) (補正あり)
【A】従前経費	62,085,000 円 (平成 23 年度)
【B】実施経費	80,076,426 円 (令和 2 年度)
【C】増減額 (補正なし) A<B C=B-A	17,991,426 円増額 (29.0%増) 80,076,426 円-62,085,000 円=17,991,426 円
【D】労務単価補正及び 業務量の増加分を補正	公共工事設計労務単価を平成 23 年度の労務単価に置き換えて補正。 加えて、平成 27 年度の体験学習施設のリニューアルに伴う説明業務の増加分を補正 補正後の実施経費 59,101,597 円 (令和 2 年度)
【E】増減額 (補正あり) A>D E=A-D	8,284,867 円減額 62,085,000 円-59,101,597 円=2,983,403 円
【F】削減率 F=E/A×100	削減率 4.8% 2,983,403 円/62,085,000 円×100≒4.8%
【参考】 ※参考値	東京都の公共工事設計労務単価 (普通作業員等 4 職種を抜粋して平均 (※)) の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率: 1.44 倍 (R2 年度/H23 年度) 実施経費上昇率: 1.29 倍 (【B】 / 【A】)

5 国営アルプスあづみの公園	
減 額	16,374,588 円 (削減率 3.1%) (補正あり)
【A】 従前経費	536,188,000 円 (平成 24 年度)
【B】 実施経費	601,170,000 円 (令和 2 年度)
【C】 増減額 (補正なし) A < B C = B - A	64,982,000 円増額 (12.1%増) 601,170,000 円 - 536,188,000 円 = 64,982,000 円
【D】 労務単価補正	公共工事設計労務単価を平成 24 年度の労務単価に置き換えて補正 補正後の実施経費 519,813,412 円 (令和 2 年度)
【E】 増減額 (補正あり) A > D E = A - D	16,374,588 円減額 536,188,000 円 - 519,813,412 円 = 16,374,588 円
【F】 削減率 F = E / A × 100	削減率 3.1% 16,374,588 円 / 536,188,000 円 × 100 ≒ 3.1%
【参考】 ※参考値	長野県の公共工事設計労務単価 (普通作業員等 4 職種を抜粋して平均 (※)) の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率 : 1.45 倍 (R2 年度 / H24 年度) 実施経費上昇率 : 1.12 倍 (【B】 / 【A】)
6 国営越後丘陵公園	
減 額	48,216,819 円 (削減率 12.8%) (補正あり)
【A】 従前経費	377,142,857 円 (平成 24 年度)
【B】 実施経費	390,030,000 円 (令和 2 年度)
【C】 増減額 (補正なし) A < B C = B - A	12,887,143 円増額 (3.4%増) 390,030,000 円 - 377,142,857 円 = 12,887,143 円
【D】 労務単価補正	公共工事設計労務単価を平成 24 年度の労務単価に置き換えて補正 補正後の実施経費 328,926,038 円 (令和 2 年度)
【E】 増減額 (補正あり) A > D E = A - D	48,216,819 円減額 377,142,857 円 - 328,926,038 円 = 48,216,819 円
【F】 削減率 F = E / A × 100	削減率 12.8% 48,216,819 円 / 377,142,857 円 × 100 ≒ 12.8%
【参考】 ※参考値	新潟県の公共工事設計労務単価 (普通作業員等 4 職種を抜粋して平均 (※)) の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率 : 1.52 倍 (R2 年度 / H24 年度) 実施経費上昇率 : 1.03 倍 (【B】 / 【A】)
7 国営木曾三川公園	
減 額	96,795,176 円 (削減率 13.4%) (補正あり)
【A】 従前経費	723,800,000 円 (平成 24 年度)
【B】 実施経費	700,000,000 円 (令和 2 年度)
【C】 増減額 (補正なし) A > B C = A - B	23,800,000 円減額 (3.3%減) 723,800,000 円 - 700,000,000 円 = 23,800,000 円
【D】 労務単価補正	公共工事設計労務単価を平成 24 年度の労務単価に置き換えて補正 補正後の実施経費 627,004,824 円 (令和 2 年度)
【E】 増減額 (補正あり) A > D E = A - D	96,795,176 円減額 723,800,000 円 - 627,004,824 円 = 96,795,176 円
【F】 削減率 F = E / A × 100	削減率 13.4% 96,795,176 円 / 723,800,000 円 × 100 ≒ 13.4%

【参考】 ※参考値	愛知県、岐阜県、三重県の公共工事設計労務単価（普通作業員等4職種を抜粋して平均（※）の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率：1.42倍（R2年度/H24年度）（愛知県） 労務単価上昇率：1.44倍（R2年度/H24年度）（岐阜県） 労務単価上昇率：1.45倍（R2年度/H24年度）（三重県） 実施経費上昇率：単価補正なく削減達成（削減率8.4%）
8 淀川河川公園	
減 額	22,026,182円（削減率6.3%）（補正あり）
【A】従前経費	352,380,952円（平成24年度）
【B】実施経費	356,100,000円（令和2年度）
【C】増減額（補正なし） A < B C = B - A	3,719,048円増額（1.1%増） 356,100,000円 - 352,380,952円 = 3,719,048円
【D】労務単価補正	公共工事設計労務単価を平成24年度の労務単価に置き換えて補正 補正後の実施経費330,354,770円（令和2年度）
【E】増減額（補正あり） A > D E = A - D	22,026,182円減額 352,380,952円 - 330,354,770円 = 22,026,182円
【F】削減率 F = E / A × 100	削減率6.3% 22,026,182円 / 352,380,952円 × 100 ≒ 6.3%
【参考】 ※参考値	大阪府、京都府の公共工事設計労務単価（普通作業員等4職種を抜粋して平均（※）の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率：1.33倍（R2年度/H24年度）（大阪府） 労務単価上昇率：1.35倍（R2年度/H24年度）（京都府） 実施経費上昇率：1.01倍（【B】 / 【A】）
9 国営明石海峡公園	
減 額	4,453,220円（削減率1.5%）（補正あり）
【A】従前経費	289,000,000円（平成24年度）
【B】実施経費	581,660,000円（令和2年度）
【C】増減額（補正なし） A < B C = B - A	292,660,000円増額（101.1%増） 581,660,000円 - 289,000,000円 = 292,660,000円
【D】労務単価補正及び 供用面積補正	平成28年度に神戸地区オープン（供用面積増加）（増加前：39.5ha、 増加後：84.7ha（+45.2ha）） 公共工事設計労務単価を平成24年度の労務単価に置き換えるとともに、 平成28年度の供用面積の増加に伴い増えた実施経費を差し引いて補正 補正後の実施経費284,546,780円（令和2年度）
【E】増減額（補正あり） A > D E = A - D	4,453,220円減額 289,000,000円 - 284,546,780円 = 4,453,220円
【F】削減率 F = E / A × 100	削減率1.5% 4,453,220円 / 289,000,000円 × 100 ≒ 1.5%
【参考】 ※参考値	兵庫県の公共工事設計労務単価（普通作業員等4職種を抜粋して平均（※）の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率：1.34倍（R2年度/H24年度） 実施経費上昇率：2.01倍（【B】 / 【A】）

10 国営備北丘陵公園	
減 額	70,969,904 円 (削減率 14.4%) (補正あり)
【A】 従前経費	491,428,571 円 (平成 24 年度)
【B】 実施経費	465,447,400 円 (令和 2 年度)
【C】 増減額 (補正なし) A > B C = A - B	25,981,171 円減額 (5.3%減) 491,428,571 円 - 465,447,400 円 = 25,981,171 円
【D】 労務単価補正	公共工事設計労務単価を平成 24 年度の労務単価に置き換えて補正 補正後の実施経費 420,458,667 円 (令和 2 年度)
【E】 増減額 (補正あり) A > D E = A - D	70,969,904 円減額 491,428,571 円 - 420,458,667 円 = 70,969,904 円
【F】 削減率 F = E / A × 100	14.4% 70,969,904 円 / 491,428,571 円 × 100 ≒ 14.4%
【参考】 ※参考値	広島県の公共工事設計労務単価 (普通作業員等 4 職種を抜粋して平均 (※)) の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率 : 1.34 倍 (R2 年度 / H24 年度) 実施経費上昇率 : 単価補正なく削減達成 (削減率 5.3%)
11 国営讃岐まんのう公園	
減 額	31,759,839 円 (削減率 8.7%) (補正あり)
【A】 従前経費	363,600,000 円 (平成 24 年度)
【B】 実施経費	393,790,000 円 (令和 2 年度)
【C】 増減額 (補正なし) A < B C = B - A	30,190,000 円増額 (8.3%増) 393,790,000 円 - 363,600,000 円 = 30,190,000 円
【D】 労務単価補正	公共工事設計労務単価を平成 24 年度の労務単価に置き換えて補正 補正後の実施経費 331,840,161 円 (令和 2 年度)
【E】 増減額 (補正あり) A > D E = A - D	31,759,839 円減額 363,600,000 円 - 331,840,161 円 = 31,759,839 円
【F】 削減率 F = E / A × 100	8.7% 31,759,839 円 / 363,600,000 円 ≒ 8.7%
【参考】 ※参考値	香川県の公共工事設計労務単価 (普通作業員等 4 職種を抜粋して平均 (※)) の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率 : 1.40 倍 (R2 年度 / H24 年度平均) 実施経費上昇率 : 1.08 倍 (【B】 / 【A】)
12 国営海の中道海浜公園	
減 額	141,379,000 円 (削減率 19.6%) (補正あり)
【A】 従前経費	721,859,000 円 (平成 24 年度)
【B】 実施経費	694,046,243 円 (令和 2 年度)
【C】 増減額 (補正なし) A > B C = A - B	27,813,000 円減額 (削減率 3.9%) 721,859,000 円 - 694,046,000 円 ≒ 27,813,000 円
【D】 労務単価補正	公共工事設計労務単価を平成 24 年度の労務単価に置き換えて補正 補正後の実施経費 580,480,000 円 (令和 2 年度)
【E】 増減額 (補正あり) A > D E = A - D	141,379,000 円減額 721,859,000 円 - 580,480,000 円 = 141,379,000 円
【F】 削減率 F = E / A × 100	19.6% 141,379,000 円 / 721,859,000 円 × 100 ≒ 19.6%

<p>【参考】 ※参考値</p>	<p>福岡県の公共工事設計労務単価（普通作業員等4職種を抜粋して平均（※）の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率：1.45倍（R2年度平均/H24年度平均） 実施経費上昇率：単価補正なく削減達成（削減率3.9%）</p>
----------------------	--

（4）競争性改善のための取組

競争性の改善のため、各公園について、国土交通省各地方整備局が実施した主な取組は、下記のとおりである。

記

① 入札参加者の募集に関する改善

ア 入札公告から申請書類等の受付期間の延長

- 滝野すずらん丘陵公園（第1期：30日間→第4期：46日間）
- 国営みちのく杜の湖畔公園（第1期：22日間→第3期：27日間）
- 国営常陸海浜公園（第1期：30日間→第3期：54日間）
- 国営東京臨海広域防災公園（第1期：31日間→第4期：54日間）
- 国営アルプスあづみの公園（第1期：30日間→第3期：54日間）
- 国営越後丘陵公園（第1期：21日間→第3期：41日間）
- 国営木曾三川公園（第2期：17日間→第3期：31日間）
- 淀川河川公園（第1期：23日間→第3期：43日間）
- 国営明石海峡公園（第1期：25日間→第3期：42日間）
- 国営備北丘陵公園（第1期：25日間→第3期：42日間）
- 国営讃岐まんのう公園（第1期：21日間→第3期：46日間）
- 国営海の中道海浜公園（第1期：25日間→第3期：61日間）

イ 入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報

- 国営滝野すずらん丘陵公園及び国営東京臨海広域防災公園（第4期）
そのほかの10公園（第3期）

ウ 包括的な質の設定に関する改善

- 第1期では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、事業者の自由な提案を求めるため、年間のみ達成すべき質を設定。
 - 国営みちのく杜の湖畔公園 公園特性を生かした植物管理（4月～12月）以外の全ての項目（第3期）
 - 国営常陸海浜公園 公園利用者数の確保の項目、多様な利用プログラムの提供の項目、情報受発信の項目（第3期）
 - 国営アルプスあづみの公園 公園利用者数の確保の項目、利用者満足度の確保の項目（第3期）
 - 国営越後丘陵公園 利用者満足度の確保以外の全ての項目（第3期）
 - 国営木曾三川公園 公園利用者数の確保の項目、利用者満足度の項目

目（第3期）

○淀川河川公園 多様な利用プログラムの提供の項目、情報発信の項目（第3期）

○国営明石海峡公園 公園利用者数の確保の項目（第3期）

○国営備北丘陵公園、国営讃岐まんのう公園及び国営海の中道海浜公園 全ての項目、第3期）

○ フェイスブック等の SNS による情報発信件数を設定（淀川河川公園、国営明石海峡公園及び国営海の中道海浜公園）

エ 収益施設等設置管理運営業務の対象拡大

○ 新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に以下の項目を追加。

○飲食・物販施設等の設置運営、(指定する) 既存施設の改修運営国営（滝野すずらん丘陵公園、国営みちのく杜の湖畔公園、国営アルプスあづみの公園、国営越後丘陵公園、国営木曾三川公園、国営備北丘陵公園、国営讃岐まんのう公園及び国営海の中道海浜公園）

○大規模花修景の運営（国営常陸海浜公園）

○飲食・物販施設等の設置運営（淀川河川公園）

○飲食・物販施設等の設置運営、体験学習施設の設置運営（国営明石海峡公園）

オ 提案項目審査における加算点の配分拡大

○ 新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について一定の加算点の配分を拡大（提案項目審査の合計点、第1期：145点→（第3期または第4期）：180点）（国営東京臨海広域防災公園以外の11公園、国営東京臨海広域防災公園のみ第1期：120点→第4期：180点）

② 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

ア 開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

○ 総括責任者及び業務責任者の勤務態勢を緩和（第1期：総括責任者及び業務責任者のうち2名以上勤務→第3期または第4期：総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上勤務）（国営東京臨海広域防災公園以外の11公園）

イ 企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

○ 第1期は同種または類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、第3期（国営滝野すずらん丘陵公園は第4期）は過去15年に対象期間を延長（12公園全て）

(5) 新プロセス移行後の状況

本事業は、国営滝野すずらん丘陵公園及び国営東京臨海広域防災公園は市場化テスト第2期、そのほかの10公園は市場化テスト第1期において、①大半の公園で競争性が確保され、その他の公園でも改善提案があり、②確保すべきサービスの質について全体としておおむね目標を達成し、③経費削減において効果を上げていることから、新プロセスに移行している。

新プロセスに移行した平成28年度以降、12公園の各事業の入札状況は、1者応札となったものの（国営滝野すずらん丘陵公園及び国営東京臨海広域防災公園につき第3期・第4期、そのほかの10公園につき第2期・第3期）、今期（新プロセス第2期）まで「(4) 競争性改善のための取組」記載のとおり取組を実施している。その結果、今期は12公園中10公園で複数の事業者が入札説明資料の交付を受けており、事業者の関心はなお維持されているものと推測される。そして、1者応札となった原因について、今期の市場化テストにおいて入札説明資料を受領しながらも入札に参加しなかった事業者や、入札参加が期待され周知されたが、入札に参加しなかった者に対してヒアリングを行ったところ、「業務内容に対して、過年度の実施経費が低く採算が取れない」、「過年度の実施経費が低く採算が取れない」といった意見があった。この点については、落札金額が従来の実施に要した経費として公開されているため、容易に経費比較が可能となり、落札業者以外の事業者も見積もりをして入札を検討したが、これまでの競争の結果、効率化による経費削減が進んでいることから、過去の落札額から判断して実際の応札には至らなかったものと考えられる。

そのほか、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」、「業務エリア及び内容が多岐にわたっており、履行体制の確保が困難」、「人員確保が困難」との意見があった。この点については、国土交通省より、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもので多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであるところ、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難との説明がなされている。

また、「公告期間が短く入札の準備ができなかった」との意見もあった。この点に関しては、上記(4)で示したとおり、これまで、入札公告期間の延長等の公募条件等の改善を行うなどの方策を講じてきたところであり、更なる競争性改善の取組は困難な状況である。

(6) 評価のまとめ

前記「(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価」記載のとおり、業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、「達成すべき包括的な質」については、令和元年度第4四半期及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休園措置等により、公園利用者数の確保等の目標値の達成が困難な状況ではあるものの、各公園それぞれが国職員と調整しつつ各種改善提案を行うとともに、民間事業者のノウハウをいかしたサービスの提供等にも努めており、サービス水準の維持・向上につながっていると評価できる。また、民間事業者の改善提案についても、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費については、「(3) 実施経費」記載のとおり、0.7%～19.6%の削減効果が認められており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

一方、競争性の確保については、「(4) 競争性改善のための取組」記載のとおり取組を実施し、市場化テスト終了の基準を大半の公園でおおむね満たし、新プロセスに移行したものの、新プロセス移行後2期連続1者応札となっている。この点、「(5) 新プロセス移行後の状況」記載のとおり、これまでの競争の結果、効率化による経費削減が進んでいることから、前期の落札金額との経費比較により、入札に至らなかったものと考えられる。また、今期も大半の公園において複数の事業者が入札説明資料の交付を受けるなど、一定の関心が維持されているものと推測できるところ、公募条件等の更なる改善を図ることは難しいことから、所管省庁において業務構造の見直し等による公募意欲の喚起を図ることが適切と考える。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後は、国土交通省（各地方整備局）に設置している外部有識者で構成される外部評価委員会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されている。

(7) 今後の方針

本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ. 4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとする。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国土交通省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを

求めたい。

イ号国営公園運営維持管理業務に係る評価総括表(1枚目)

	滝野すずらん丘陵公園	みちのく杜の湖畔公園	常陸海浜公園	東京臨海広域防災公園	アルプスあづみの公園	越後丘陵公園
実施期間	令和元年12月1日～ 令和5年11月30日 (4年間)	令和2年2月1日～ 令和6年1月31日 (4年間)	令和2年2月1日～ 令和6年1月31日 (4年間)	令和2年2月1日～ 令和6年1月31日 (4年間)	令和2年2月1日～ 令和6年1月31日 (4年間)	令和2年2月1日～ 令和6年1月31日 (4年間)
入札参加者数	1者応札 (入札説明交付者1者)	1者応札 (入札説明交付者2者)	1者応札 (入札説明交付者6者)	1者応札 (入札説明交付者7者)	1者応札 (入札説明交付者9者)	1者応札 (入札説明交付者2者)
受託事業者	H31-35国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務札幌市公園緑化協会共同体	R元-5国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務みちのく公園マネジメント共同体	一般財団法人公園財団	H31-35国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務西武造園株式会社	H31-35国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務アルプスあづみの公園マネジメント共同体	H31-35国営越後丘陵公園運営維持管理業務越後公園マネジメント共同体
実施状況に関する評価 (達成目標として設定された質)	令和元年度及び令和2年度を総括して見ると、新型コロナウイルスの影響等により達成できなかったものを除き、概ね確保。目標を下回った項目は、受託事業者が要因を分析し、対応策を実施またはその予定。	同左	同左	同左	同左	同左
民間事業者の対応策	感染症対策、新たなスタイルでのイベントの開催など	感染症対策、排水暗渠の新設、客土入替え、排水環境の改善、イベント開催など	感染症対策、植栽面積の拡大、土壌・排水の改良、種苗会社と共同開発したコキアの品種改良など	感染症対策、個人向けガイドツアー、起震機体験を盛り込んだ少人数体験学習施設の利用など	感染症対策、イベント開催、花修景と連携したプログラムなど	感染症対策、大規模花修景等の情報発信、地域連携、市民協働の取り組みなど
民間事業者の創意工夫	ドライブイン花火(自家用車で花火鑑賞)、HP情報発信、スノーマラソン、他施設との相互誘客連携など	ドッグラン、AIロボット型芝刈機による芝生管理、新規行催事「夏のおもてなし企画」「秋のおもてなし企画」、SNSによるデジタル広告情報発信など	バーチャルツアー、ドローン撮影4K動画配信、駐車場空き状況の発信、キャッシュレス、公園資源活用プログラム、広域連携による観光推進協議会の発足など	出初め式訓練、自然災害体験車3Dシアター、煙体験イベント、防災講座など	サマーイルミネーション、花修景とイベントプログラム(ヒマワリ迷路)、田んぼの教室、間伐による景観確保、安全管理・管理運営の体制確保・強化など	ペンギン出張展示等による冬季利用の促進、植物や動物に関する各種イベント、健康づくりプログラム、サマーナイトプレゼンツ(ライトアップ)など
経費の削減 (1年間)	83,758千円 ※1 (削減率13.9% 従前経費601,077千円) ※2 ※1 R2年度・労務単価補正あり ※2 従前経費はH21年度	2,600千円 ※1 ※2 (削減率0.7% 従前経費364,314千円) ※3 ※1 R2年度・労務単価補正あり ※2 面積増に伴う補正あり ※3 従前経費はH24年度	79,100千円 ※1 (削減率13.8% 従前経費574,200千円) ※2 ※1 R2年度・労務単価補正あり ※2 従前経費はH24年度	2,983千円 ※1 ※2 (削減率4.8% 従前経費62,085千円) ※3 ※1 R2年度・労務単価補正あり ※2 業務増に伴う補正あり ※3 従前経費はH23年度	16,375千円 ※1 (削減率3.1% 従前経費536,188千円) ※2 ※1 R2年度・労務単価補正あり ※2 従前経費はH24年度	48,217千円 ※1 (削減率12.8% 従前経費377,143千円) ※2 ※1 R2年度・労務単価補正あり ※2 従前経費はH24年度

イ号国営公園運営維持管理業務に係る評価総括表(2枚目)

	木曾三川公園	淀川河川公園	明石海峡公園	備北丘陵公園	讃岐まんのう公園	海の中道海浜公園
実施期間	令和2年2月1日～ 令和6年1月31日 (4年間)	令和2年2月1日～ 令和6年1月31日 (4年間)	令和2年2月1日～ 令和6年1月31日 (4年間)	令和2年2月1日～ 令和6年1月31日 (4年間)	令和2年2月1日～ 令和6年1月31日 (4年間)	令和2年2月1日～ 令和6年1月31日 (4年間)
入札参加者数	1者応札 (入札説明交付者2者)	1者応札 (入札説明交付者10者)	1者応札 (入札説明交付者11者)	1者応札 (入札説明交付者2者)	1者応札 (入札説明交付者1者)	1者応札 (入札説明交付者7者)
受託事業者	一般財団法人公園財団	H31-35淀川河川公園運営維持管理業務淀川河川公園マネジメント共同体	H31-35国営明石海峡公園運営維持管理業務兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体	H31-35国営備北丘陵公園運営維持管理業務グリーンウィングス共同体	H31-35国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務まんのう公園マネジメント共同体	H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務海の中道海浜公園マネジメント共同企業体
実施状況に関する評価 (達成目標として設定された質)	令和元年度及び令和2年度を総括して見ると、新型コロナウイルスの影響等により達成できなかったものを除き、概ね確保。目標を下回った項目は、受託事業者が要因を分析し、対応策を実施またはその予定。	同左	同左	同左	同左	同左
民間事業者の対応策	感染症対策、環境教育プログラムその他のイベントの開催、記者投げ込みやSNS活用を通じた広報の充実など	感染症対策、SNSの活用・更新頻度の向上によるタイムリーな情報提供、地域連携など	感染症対策、企画・抽選会・イベント等への取り組みなど	感染症対策、イベント等への取り組み、効率的・効果的な公園運営及び運営の質の向上並びにランニングコストの削減など	感染症対策、花風景・イベント・利用プログラムの拡充、地域連携や多様なプログラムなど	感染症対策、休憩スペースの創出や自然環境をいかした学習プログラムによる公園の魅力向上など
民間事業者の創意工夫	イルミネーション(オンライン配信の点灯式、場内動線や電飾の工夫による社会的距離への配慮)、マスメディアの活用(公園の周知・利用促進)など	「BBQ有料化」による環境改善、サービスセンターの観光利用、アーバンフロントイベントの実施、フォトコンテンツやSNSを通じた情報発信など	屋外企画(れいんぼーあんぶら)等による新たな客層の発掘、多彩なイベント・環境体験学習や花修景の充実、HPやSNSでの情報発信など	「はなのわ2020」特設花壇、SNSライブ配信、ライブインシアター、ドローンによる点検充実、入園券売機の廃止、植物管理・施設設備管理の工夫など	コキアの大規模修景・ライトアップ、イルミネーション、セグウェイ園内周遊ガイドツアー、HPやソーシャルメディア・マスコミを通じた情報発信など	仕様書に対する改善提案(花の丘コキア修景、AIロボット型芝刈機による芝生管理)、多種多様な広報・情報発信・プログラムの提供など
経費の削減 (1年間)	96,795千円 ※1 (削減率13.4% 従前経費723,800千円) ※3 ※1 R2年度・労務単価補正あり ※2 従前経費はH24年度	22,026千円 ※1 (削減率6.3% 従前経費352,381千円) ※2 ※1 R2年度・労務単価補正あり ※2 従前経費はH24年度	4,453千円 ※1 ※2 (削減率1.5% 従前経費289,000千円) ※3 ※1 R2年度・労務単価補正あり ※2 面積増に伴う補正あり ※3 従前経費はH24年度	70,970千円 ※1 (削減率14.4% 従前経費491,429千円) ※2 ※1 R2年度・労務単価補正あり ※2 従前経費はH24年度	31,760千円 ※1 (削減率8.7% 従前経費363,600千円) ※2 ※1 R2年度・労務単価補正あり ※2 従前経費はH24年度	141,379千円 ※1 (削減率19.6% 従前経費721,859千円) ※3 ※1 R2年度・労務単価補正あり ※2 従前経費はH24年度

国土交通省北海道開発局
令和 3 年 5 月 21 日

民間競争入札実施事業
「国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事項	内容
事業概要	<p>滝野すずらん丘陵公園（北海道札幌市）における運営維持管理業務</p> <p>1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視（外周柵施設周辺も含む）、ヒグマ等野生動物に関する情報収集や専門家との意見交換及び普及啓発、定期対策会議の実施等 <p>②施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、外周柵施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） ・利雪等 <p>③植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、中低木管理、林地管理、芝生管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定、倒木処理等） <p>2) 収益施設等設置管理運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>①収益施設運営業務</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・物販施設、駐車場等の運営 <p>②自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時飲食・物販施設等の運営 ・ 飲食・物販施設等の設置運営および指定する既存施設の改修運営
事業実施期間	令和元年12月1日から令和5年11月30日までの4年間
受託事業者	H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務札幌市公園緑化協会共同体
契約金額（税抜）	<p>2,491,500,000 円</p> <p>令和元年度：184,510,000 円</p> <p>令和2年度：616,750,000 円</p> <p>令和3年度：619,720,000 円</p> <p>令和4年度：626,370,000 円</p> <p>令和5年度：444,150,000 円</p>
入札の状況	1 者応札（入札説明交付者=1 者）
事業の目的	<p>本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。</p>
受託事業者決定の経緯	<p>本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、令和元年6月13日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。</p> <p>入札価格については、令和元年8月6日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務札幌市公園緑化協会共同体を受託事業者として決定した。</p>

特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。 また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 26 条における報告の徴収等及び同法第 27 条における指示等が必要な状況はなかった。
---------------------------	--

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。本公園は、運営形態を 4/20（4/19 が日曜の場合同日開園）～11/10：グリーンシーズン（以下、「第 1 期」と記載）と 12/23（12/22 が日曜の場合同日開園）～3/31：ホワイトシーズン（以下、「第 2 期」と記載）に区分している。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①公園利用者数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

R1 年度（第 2 期）	R2 年度～R4 年度
129,000 人/第 2 期	541,000 人/年

イ 結果

- 令和元年度（第 2 期）の公園利用者は 51,979 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、1 月下旬からの新型コロナウイルス感染症拡大による外国人観光客の減少及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 3 月 3 日から 3 月 31 日まで臨時閉園した影響が大きく、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- 令和 2 年度の公園利用者数は 244,793 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、令和 2 年度に入ってから新型コロナウイルス感染症拡大防止

のため4月19日から臨時閉園し、5月28日にヒグマが出没したため7月10日まで臨時閉園が継続したこと、さらに、ヒグマが出没したため8月27日から9月9日まで臨時閉園を余儀なくされたためであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表1 公園利用者数

達成すべき質	R1年度(第2期)	R2年度
R1年度(第2期) : 128,000人以上 R2年度～R4年度 : 541,000人以上	51,979人	244,793人

②有料区域の運営シーズンの第1期公園利用者数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

R2年度～R5年度
301,000人/第1期

イ 結果

- 令和2年度の有料区域の運営シーズンの第1期公園利用者数は118,023人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月19日から臨時閉園し、5月28日にヒグマが出没したため7月10日まで臨時閉園を継続したこと、さらに、ヒグマが出没したため8月27日から9月9日まで臨時閉園を余儀なくされたためであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表2 有料区域の運営シーズンの第1期公園利用者数

達成すべき質	R2年度
R2年度～R5年度 : 301,000人	118,023人/第1期

③札幌都市圏外^{※1}からの公園利用者の割合^{※2}

※1 札幌都市圏外とは、札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、苫小牧市の7市以外をいう。

※2 「利用実態調査アンケート」のQ3において、札幌都市圏外と回答した割合。

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

R1年度（第2期）	R2年度～R5年度
約15.0%以上	約16.0%以上

イ 結果

- 令和元年度第2期の札幌都市圏外からの公園利用者の割合は6.7%となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、1月下旬に北海道内において第1例目の新型コロナウイルス感染者が確認され、2月28日には北海道知事が「緊急事態宣言」を発表したことから、外出自粛や札幌市への移動自粛等の影響が大きいと推測され、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- 令和2年度の札幌都市圏外からの公園利用者の割合は7.6%であり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、4月16日から5月25日まで全都道府県を対象とした「緊急事態宣言」が発令されたこと、また、10月28日から「北海道集中対策期間」が設定されたことから、外出自粛や札幌市への移動自粛等の影響が大きいと推測され、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表3 札幌都市圏外からの公園利用者の割合

達成すべき質	R1年度（第2期）	R2年度
R1年度：15.0%以上 R2年度～R5年度：16.0%以上	6.7%	7.6%

2) 利用者満足度の確保

年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する利用者の「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

第1期	第2期	年間
90%	90%	90%

イ 結果

- ・令和元年度第2期は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が97.8%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が96.1%となり、達成すべき質は確保された。

表4 公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	R1年度実績	R2年度実績
年間 90%以上	—	96.1%
第1期 90%以上	—	96.5%
第2期 90%以上	97.8%	95.7%

3) 公園特性を生かした植物管理

春及び秋の花風景に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

R2年度～R4年度
90%以上

イ 結果

- ・令和2年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が96.4%となり、達成すべき質は確保された。

表5 春及び秋の花風景に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	R2年度
90%以上	96.4%

4) 多様な利用プログラムの提供

利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

	R1年度(第2期)	R2年度～R4年度
利用プログラムの開催回数	106回	377回
利用プログラムの延べ参加人数	18,300人	78,200人

イ 結果

- 令和元年度第2期は、利用プログラムの開催回数は77回、延べ参加人数は6,882人となり、開催回数、参加人数ともに達成すべき質は確保されなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用プログラムの開催を中止したこと及び3月3日から3月31日まで臨時閉園した影響が大きく、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- 令和2年度は、利用プログラムの開催回数は271回、延べ参加人数は21,346人となり、開催回数、参加人数ともに達成すべき質は確保されなかった。

要因として、令和2年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月19日から臨時閉園し、5月28日にヒグマが出没したため7月10日まで臨時閉園が継続したこと、さらに、ヒグマが出没したため8月27日から9月9日まで臨時閉園を余儀なくされたとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用プログラムの開催を中止したことによる影響が大きく、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表6 利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

達成すべき質	R1年度（第2期）	R2年度
利用プログラムの開催回数 R1年度（第2期）：106回 R2年度～R4年度：377回	77回	271回
利用プログラムの延べ参加人数 R1年度（第2期）：18,300人 R2年度～R4年度：78,200人	6,882人	21,346人

5) 情報受発信

① マスコミによる報道件数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

R1年度（第2期）	R2年度～R4年度
137件 (そのうちテレビ16件)	366件 (そのうちテレビ77件)

イ 結果

- 令和元年度第2期は、マスコミによる報道件数は第2期で65件、そのうちテレビの件数は22件となり、マスコミによる報道件数は達成すべき質は確保されなかったが、テレビの件数は達成すべき質は確保された。

要因として、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント開催時期等が定まらなかったこともあり、報道される機会が減少したと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・令和2年度のマスコミによる報道件数は165件で、そのうちテレビによる報道件数は69件であり、いずれも達成すべき質は確保されなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時閉園したこと、ヒグマ出没のため臨時閉園したこと、イベント中止及び積極的な広報の自粛等により報道される機会が減少したためであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表7 マスコミによる報道件数

達成すべき質	R1年度(第2期)	R2年度
R1年度(第2期):137件(テレビ16件)	65件	165件
R2年度～R4年度:366件(テレビ77件)	(うちテレビ22件)	(うちテレビ69件)

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと、相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務の適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い、認知度を向上すること。

②施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状

態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

3) 利雪

公園利用者の安全が確保されていること。また冬季の雪利用が可能であることを目的とし、指定された業務内容を実施し、積雪によって公園の機能に障害が出ないようにすること。

③植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

④収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、運営維持管理業者からの企画提案を含め、全ての事項を網羅した『履行確認シート』を作成し、調査職員が項目に応じた履行確認を実施している。令和元年度及び令和2年度において、調査職員による履行を確認し、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される連絡調整会議（国職員と事業者との定例の意見交換の場）等で調整を行い実施している。

①実施状況

- ・公園の広大なフィールドを活用した大型イベントの開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大型イベント開催が制限される中、「3密」対策を取り入れた新たなスタイルの花火大会として、観覧者がマイカーに乗ったまま花火を鑑賞する「ドライブイン花火」を企業と連携し実施した。当イベントは国内初開催として全国のテレビ放送に取り上げられる等、公園の認知度向上にもつながった。



- ・ターゲットを絞った情報発信

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時閉園期間中に、休校等のために自宅待機となっている幼児・小学生等を対象に「自宅で楽しもう！おうちで滝野」と題して、擬態クイズ（森の中で擬態した昆虫や鳥類等）を公園ホームページに定期的にアップした。臨時閉園期間における当該ホームページアクセス数は約 5,800 件となり、公園の魅力発信につながった。

- ・冬季パークフィットネス「スノーマラソン」コースの拡充

新しい冬季アクティビティとして、歩くスキーのコースの一部を改変し「スノーマラソンコース」を新設し、新たなプログラムとして地元関係団体と連携しスノーマラソン大会を開催した。スノーマラソン大会の参加者は約 500 名となり、冬期間の入園者数の確保につながった。



・他施設と連携した相互誘客の取り組み

冬季に開催した「滝野の森フェス」ステージイベントとして、令和2年7月にオープンした「ウポポイ（民族共生象徴空間）」のスタッフによるアイヌの楽器演奏、アイヌ文化の紹介やオープンに向けたPR活動を行う等、連携イベントを開催し、相互誘客に取り組んだ。



②評価

コロナ禍における新たなイベントの開催や情報発信の取り組みは、当公園のあらたな価値や魅力の向上につながっている。また、冬季における新たなアクティビティの取り組みやウポポイ等他施設との連携による相互誘客の取り組みは、公園利用者の誘客に寄与している。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成21年度）と令和2年度の実施経費を比較すると、削減額は-15,673千円（削減率-2.6%）となる。

この主な要因は、公共工事設計労務単価の上昇によるものと考えられ、公共工事設計労務単価を平成21年度の労務単価に置き換えた場合は、令和2年度の実施経費が517,319千円となり、83,758千円（削減率13.9%）の経費削減が図られたと評価できる。

表8 従前経費と実施経費の比較

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従前経費（A）	601,077,143円（平成21年度）	同左
実施経費（B）	4年0ヶ月：2,491,500,000円 令和元年度：184,510,000円 令和2年度：616,750,000円 令和3年度：619,720,000円 令和4年度：626,370,000円 令和5年度：444,150,000円	令和2年度の実施経費 517,318,707円
削減額 （C）=（A） -（B）	令和2年度との比較 -15,672,857円	令和2年度との比較 83,758,436円
削減率 （C/A×100）	令和2年度との比較 -2.6%	令和2年度との比較 13.9%

※ 金額は、消費税抜き

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

北海道開発局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

（1）入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長

市場化テスト1期目（平成21年度入札公告）では30日間であったが、市場化テスト4期目（平成30年度入札公告）では46日間に延長した。

- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報

市場化テスト4期目に新たに実施した。

- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営、既存施設の改修運営を追加した。

- ・提案項目審査における加算点の配分拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 4期目
自主事業の提案	10点	20点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点
従来の実施方法に対する改善提案	10点	25点
（参考）提案項目審査の合計点	145点	180点

（2）配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト4期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト4期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は1者となっている。1者応札になった原因を探るため、上記4. (1) で広報した入札参加が期待される関係団体等にヒアリングしたところ、「人員確保が困難なため」との意見が複数者からあったが、本業務は滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理全般について夏季・冬季総合的な計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。また、冬期間は閉園するゾーンもあるため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年4月に北海道開発局札幌開発建設部総合評価審査委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により達成できていなかったものを除き、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」について、概ね達成されている。

また、国職員と調整しつつ各種改善提案を行うとともに民間事業者のノウハウを活かしたサービスの提供等にも努めており、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

特に、新型コロナウイルス感染症下に対応した新たなスタイルでのイベントの開催は公園の新たな価値・魅力の向上に結びついたこと、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策やヒグマ出没のための臨時閉園の影響により開催期間が限られていた状況下においても、3密対策やソーシャルディスタンスの確保によって各種イベントプログラムを可能な限り開催するとともに、PR活動を適切におこなうこと等によって、公園利用者満足度の達成すべき質が確保されたことは評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で4期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、3期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成21年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後12年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等への広報、収益施設等設置管理雲煙業務の対象拡大等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト3期目、4期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、事業者において人員を確保することが困難であることが要因と考えられる。

しかし、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割することは困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、北海道開発局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

国土交通省東北地方整備局
令和3年5月21日民間競争入札実施事業
「国営みちのく杜の湖畔公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>国営みちのく杜の湖畔公園（宮城県柴田郡川崎町）における運営維持管理業務</p> <p>1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務等 ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視等 <p>② 施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃）等 <p>③ 植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等） <p>2) 収益施設等設置管理運営業務（土地使用料を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>① 収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場・飲食・物販施設、船遊施設・オートキャンプ場等の運営 <p>② 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設等の運営 ・飲食・物販施設等の設置運営 ・指定する既存施設の改修運営
事業実施期間	令和2年2月1日から令和6年1月31日までの4年間 （※評価対象期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで）
受託事業者	R元-5 国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務 みちのく公園マネジメント共同体
契約金額（税抜）	1,765,000,000円 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度： 43,090,000円 令和2年度： 437,330,000円 令和3年度： 439,270,000円 令和4年度： 443,330,000円 令和5年度： 401,980,000円 } </div>
入札の状況	1者応札（入札説明書交付者＝2者）

事業の目的	<p>本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。</p>
受託事業者決定の経緯	<p>本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、令和元年6月4日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。</p> <p>入札価格については、令和元年10月21日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、R元-5 国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務みちのく公園マネジメント共同体を受託事業者として決定した。</p>
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	<p>本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収等及び同法第27条における指示等が必要な状況はなかった。</p>

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「R元-5 国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

① 全体の年間及び四半期ごとの公園利用者

ア 達成すべき質

【令和元年度】

- ・公園利用者数：第4四半期（2月，3月） 60,000人以上

【令和2年度】

- ・公園利用者数：年間 760,000人以上

イ 結果

令和元年度の第4四半期(2月, 3月)の利用者数は 52,502 人となり、達成すべき質は確保されなかった。要因としては、2月下旬に厚生労働省より発表された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」により、利用者が三密状態になることが予測される施設の閉鎖、体験イベント等の中止措置、3月には、飲食売店の店内での飲食営業の自粛、大型行催事の一つである「クリスマスローズまつり」の開催を自粛したことが考えられる。その為、今回は事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和2年度の利用者数は413,686人となり、達成すべき質は確保されなかった。要因としては、4月3日に宮城県より発表された、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の推進としての「不要不急の外出自粛要請」により、利用者の密集が予想される4月11日(土)、12日(日)を臨時閉園措置、さらに4月16日に政府より発表された緊急事態宣言の発令を受け、4月18日から5月17日までの期間を臨時閉園措置とし、5月14日の緊急事態宣言解除後も5月18日から5月末日までの期間を土曜日、日曜日の臨時閉園措置をしたことが考えられる。

この他、新型コロナウイルス感染症対策のため、大規模な集客イベントを中止したこと等に起因するものと考えられ、令和元年度と同様、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和3年度以降、達成すべき質の確保に向け、コロナ禍での社会情勢を確認しながら、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で開催可能なイベントを実施していく予定である。

表 1 令和元年度 公園利用者数の確保

達成すべき質	令和元年度実績
年間：60,000人以上	52,502人
第4四半期：60,000人	52,502人

表 2 令和2年度 公園利用者数の確保

達成すべき質	令和2年度実績
年間：760,000人以上	413,686人

2) 利用者満足度の確保

① 年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

【令和元年度】

- ・来園者の「満足」及び「やや満足」の回答比率：第4四半期 87%以上

【令和2年度】

- ・来園者の「満足」及び「やや満足」の回答比率：年間 91%以上

イ 結果

令和元年度の第4四半期(2月, 3月)の「満足」及び「やや満足」の回答比率は、94.9%となり、達成すべき質は確保された。

令和2年度の「満足」及び「やや満足」の回答比率は、93.6%となり、達成すべき質は確保された。

表 3 令和元年度 公園の運営に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率

達成すべき質	令和元年度実績
年間：87%以上	94.9%
第4四半期：87%以上	94.9%

表 4 令和2年度 公園の運営に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率

達成すべき質	令和2年度実績
年間：91%以上	93.6%

3) 公園特性を生かした植物管理

① 4月～12月の「花や水の風景」に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

【令和2年度】

- ・来園者の「満足」及び「やや満足」の回答比率：年間 89%以上

イ 結果

令和2年度の「満足」及び「やや満足」の回答比率は、87.7%となり、達成すべき質の89%に1.3ポイント届かない結果であった為、受注者へ業務改善指示を行った。

受注者が要因分析した結果、要因として、7月に長期間、断続的な雨天が続いた為、花畑に水が停滞し、草花が生育不良となったことと、植え替え作業が、7月下旬から8月中旬までかかってしまったことにより見頃の花が少なく、更には、例年に比べて雑草の生長が早かったことを挙げている。このため、改善計画として、水はけの悪いエリアを中心に排水暗渠を新設し、客土についても部分的に入れ替えを行い、排水環境の改善を図った。

その他、令和3年度以降、季節にあわせた花修景が楽しめ、達成すべき質が確保されるよう、巡回頻度を上げ、補植や雑草管理の強化に取り組む予定である。

表 5 「花や水の風景」に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率

達成すべき質	令和2年度実績
年間：89%以上	87.7%

4) 多様な利用プログラムの提供

①利用プログラムの開催回数

ア 達成すべき質

【令和元年度】

- ・全体：年間100回以上

【令和2年度】

- ・全体：年間810回以上

イ 結果

達成状況は表6のとおりであり、令和元年度の達成すべき質は未達成であった。要因としては、前述のように2月下旬に厚生労働省より発表された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」に基づく施設の閉鎖、大型行催事の一つである「クリスマスローズまつり」や利用プログラム等の開催自粛が考えられる。その為、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和2年度については「花のフェスティバル」のような多集客に繋がるような行催事タイトルを付けた広報宣伝等は行わず、来園して頂いた方の満足度向上を図るべ

く、夏から冬にかけて時節毎に「おもてなし企画」と内々で題した行催事の中で、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ、回数、規模を縮小した形で利用プログラムを実施せざるを得なかった結果、年間実績回数は344回となった。その為、令和元年度と同様、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和3年度以降、達成すべき質の確保に向け、コロナ禍での社会状況を鑑みながらの行催事情報発信と、開催可能な利用プログラムについて実施していく予定である。

表 6 利用プログラムの開催回数

	令和元年度（2月, 3月のみ）	令和2年度
達成すべき質 (年間開催数)	100 回以上	810 回以上
実績回数	63 回	344 回

5) 情報受発信

①マスコミによる報道件数

ア 達成すべき質

【令和2年度】

- ・年間 300 件以上

イ 結果

達成状況は表7のとおりであり、令和2年度の達成すべき質は未達成であった。要因としては、前述のように、新型コロナウイルス感染症対策として、第1四半期から多集客に繋がるような広報宣伝や報道関係機関への投げ込み活動の自粛を行ったことが考えられる。その為、今回は事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和3年度以降、達成すべき質の確保に向け、コロナ禍での社会状況を鑑みながら新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で開催可能な利用プログラム情報及び季節毎の公園の魅力等について発信を行っていく予定である。

表 7 マスコミによる報道件数

達成すべき質	令和2年度実績
年間 300 件以上	102 件

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うこと、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い、認知度を向上すること。

②施設・設備維持管理業務

1)維持修繕・保守点検

保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

2)清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

③植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

④収益施設等設置管理運營業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、運営維持管理業者から毎月提出される管理月報、四半期毎に提出される四半期報、企画提案実施報告書、その他提出書等の書面にて履行を確認し、調査職員が項目に応じた履行確認を現地立ち会いにより実施している。

令和元年度及び令和2年度において、運営維持管理業者から調査職員に対して毎月適切に管理月報が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者から改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される運営協議会（国職員と事業者との定例の意見交換の場）等で調整を行い実施している。

①実施状況（主な実施例）

- ・ A I ロボット型芝刈り機によるきめ細やかな芝生管理の実施（令和2年4月～）

北地区にある「ドッグラン」は利用率の高い施設であり、常に良好な状態の芝生コンディションを求められるエリアである為、A I ロボット芝刈り機を導入し、毎日、閉園後から開園前までの間に施工を行うことで、常に一定の芝高をキープし、良好な状態の芝生コンディションを提供している。



A I ロボット芝刈り機によるきめ細やかな芝生管理の実施

- ・ 新規行催事「夏のおもてなし企画」の開催（令和2年7月18日～8月30日）

本来であれば企画提案されていた「サマーフェスティバル」と題した夏期行催事をマスコミ報道、ポスター・チラシ配布等により大々的に広報宣伝活動を行い開催

される予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策として、多集客にならないよう、広報宣伝はFacebook・Instagram等のSNSを利用したデジタル広告のみとし、行催事名は付けずに、来園された利用者が快適に楽しく過ごせて満足度の向上を図れる企画として「夏のおもてなし企画」を開催した。

園内では三密防止対策として、人気のエリアである「わらすこひろば」、「湖畔のひろば」への集中を分散するべく、「ふるさと村」をメイン会場としたイベント装飾や仮設休憩所を設置した。新規プログラムとしては、縦横3.6mの大型将棋盤、オセロ盤を多目的ホール前のテラスへの設置、ひまわり畑での記念撮影フォトスポットとして、写真映えする装飾ベンチの設置、ふるさと村の装飾として入口ゲートからふるさと村までの園路沿いに吹き流し、津軽の家の庭に風車をあしらったパネルを展示しフォトジェニックな空間を演出するなど、好評を得た。



夏のおもてなし企画

・新規行催事「秋のおもてなし企画」の開催（令和2年9月19日～11月23日）

前述の「夏のおもてなし企画」と同様に、本来であれば「COKOフェスタ」を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、来園された利用者が快適に楽しく過ごせて満足度の向上を図る企画として「秋のおもてなし企画」を開催した。広報宣伝に関しては夏期よりも活動を強化し、新たにみちのく公園公式YouTubeチャンネルを立ち上げ、公園紹介動画の配信を開始した。

その他、Facebook・Instagram等、SNSを活用し、旬な草花開花状況や体験型プログラム等の情報について発信したところ、閲覧画面の「いいね👍」の数が毎月増加していることから、ファンが定着してきていると推測される。

その他、「いも煮会ひろば」の活用促進を図るべく、いも煮会ひろばの炉、テーブルを修繕し、レイアウトも含めて、「きれいで利用しやすい空間」をテーマにリニューアルを図った。また、土日祝日を中心にタープやテーブルセット等のレンタル、炭や薪、いも煮食材の販売を行い、「手ぶらでいも煮会」等のサービスの充実を図り、好評を得た。

②評価

改善提案による改善実施事項として実施した新規項目、行催事や利用プログラムは、コロナ禍での利用者サービスの質の向上や入園者の獲得につながった。特に、令和2年度から実施したFacebook・Instagramによるデジタル広告の実施による反響が大きく、集客要因の一つになっていると推測される。さらに、YouTubeを活用した公園紹介動画についても公式チャンネル立ち上げ以前の視聴回数と比べ、増加した。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成24年度）と令和2年度の実施経費を比較すると、削減額は-73,016千円（削減率-20%）となる。

この主な要因として、公共工事設計労務単価の上昇と供用面積の増加の2点が考えられる。公共工事設計労務単価を平成24年度の労務単価に置き換え、さらに平成26年度の

供用面積の大規模な増加に伴い増えた経費を差し引くと、令和2年度の実施経費が361,715千円となり、2,600千円(0.7%)の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額	労務単価等による補正後の金額等
従前経費 (税抜) (A)	364,314,286 円 (平成24年度)	同左
実施経費 (税抜) (B)	4年0ヶ月：1,765,000,000円 令和元年度：43,090,000円 令和2年度：437,330,000円 令和3年度：439,270,000円 令和4年度：443,330,000円 令和5年度：401,980,000円	<令和2年度の実施経費> 361,714,701円
削減額 (C) =(A)-(B)	<令和2年度との比較> △73,015,714 円	<令和2年度との比較> 2,599,585 円
削減率 (C/A×100)	<令和2年度との比較> △20.0%	<令和2年度との比較> 0.7%

3. その他(特記事項に係る経緯等)

法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

東北地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

(1) 入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長
市場化テスト1期目(平成24年度入札公告)では22日間であったが、市場化テスト3期目(平成31年度入札公告)では27日間に延長した。
- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト3期目に新たに実施した。
- ・包括的な質の設定に関する改善
市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、年間(公園特性を生かした植物管理は4月～12月)のみ達成すべき質を設定した。
- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営、指定する既存施設の改修運営を追加した。
- ・提案項目審査における加算点の配分拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目
自主事業の提案	10点	20点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点
従来の実施方法に対する改善提案	10点	25点
(参考) 提案項目審査の合計点	145点	180点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。

・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応募者は1者となっている。1者応募になった原因を探るため、上記4.(1)で広報した入札参加が期待される関係団体等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見が複数者からあったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年4月に東北地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

令和元年度及び令和2年度の、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」については、令和元年度は、「公園利用者数の確保」及び「多様な利用プログラムの提供」について未達成、令和2年度は「公園利用者数の確保」、「公園特性を生かした植物管理（花や水の風景に関する満足度）」、「多様な利用プログラムの提供」、「情報受発信」について未達成の結果であった。「公園利用者数の確保」、「多様な利用プログラムの提供」、「情報受発信」については、新型コロナウイルス感染症対策による臨時閉園措置や再開園してからの大型行催事、利用プログラムを自粛したことが要因であると思料する。「公園特性を生かした植物管理（花や水の風景に関する満足度）」については、利用者満足度調査の結果にて、「花が少ない」、「花壇・花畑の雑草が多い」等の花修景に関するマイナス意見が複数あったことから、原因である花畑の排水環境の改良や、今後の管理方法について、時期を逸さない植生管理の改善を図っている状況である。

また、各種改善提案・企画提案については、民間事業者のノウハウを活かしたサービスの提供等に努めており、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

特に、コロナ禍での広報宣伝活動においては、社会状況を鑑みながらの段階を踏んでの情報発信、利用プログラムについても利用者が安全に利用でき、且つ、楽しんでもらえるような仕組みの計画、実施を行うことにより「利用者満足度」を向上させている点は評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者の法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、3期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、概ね良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成24年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後9年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、事業者において人員を確保することが困難であることが要因と考えられる。

しかし、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、東北地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

国土交通省関東地方整備局

令和3年5月21日

民間競争入札実施事業

「国営常陸海浜公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業の概要等

事項	内容
事業概要	<p>国営常陸海浜公園（茨城県ひたちなか市）における運営維持管理業務</p> <p>① 公園運営維持管理業務</p> <p>1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務全体の計画立案及びマネジメント ・ 入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等 <p>2) 企画運営管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・ 公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 <p>3) 施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・ 清掃（園内清掃、園内建物清掃）等 <p>4) 植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高木管理、中低木管理、林地管理、芝生管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等） <p>② 収益施設等設置管理運営業務</p> <p>1) 収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・物販施設、駐車場等の運営 ・ 大規模花修景の運営 <p>2) 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時飲食・物販施設等の運営

事業実施期間	令和2年2月1日から令和6年1月31日までの4年間 (※評価対象期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで)
受託事業者	一般財団法人 公園財団
契約金額(税抜)	2,123,000,000円 令和元年度：56,650,000円 令和2年度：526,020,000円 令和3年度：528,770,000円 令和4年度：533,940,000円 令和5年度：477,620,000円
入札の状況	入札説明書交付者：6者、入札参加者：1者
事業の目的	本業務は、本公園において国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元管理方針のもとで、利用促進のための行催事や、広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。
受託事業者決定の経緯	本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、令和元年6月18日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。 入札価格については、令和元年10月15日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、一般財団法人公園財団を受託事業者として決定した。
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収等

及び同法第 27 条における指示等が必要な状況はなかった。

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H31-35 国営常陸海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①年間の公園利用者数

ア 達成すべき質

- ・下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度（2～3月）	令和2年度
公園利用者数	127,504人	1,769,040人

イ 結果

- ・令和元年度の第4四半期までの公園利用者数は117,113人となり、達成すべき質は確保されなかった。その要因として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月末から屋内施設を休館した影響が大きく、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。
- ・令和2年度の公園利用者数は年間846,623人となり、達成すべき質は確保されなかった。
- ・その要因として、当公園のみはらしの丘においては、例年4月から5月までの間は、公園利用者が集中し密を避けることが困難であるため、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月4日から5月末まで臨時休園とした。6月1日に再開園したが、都県を跨ぐ移動の自粛の要請に加え、大規模音楽イベントの中止や観光バスツアーの相次ぐ中止があり、近年と比較して公園利用者数は大幅に減少した。これについては、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。
- ・今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、包括的な質の目標達成が見通せない状況ではあるが、多様な屋外施設を有する公園の特長を活かし、WITHコロナの時代に安心して公園を利用して頂けるよう利用プログラムの提供や日常の衛生管理の実施などを行いつつ、公園利用者数の回復を図る。

	令和元年度（2～3月）	令和2年度
達成すべき質	127,504人	1,769,040人
公園利用者数	117,113人	846,623人

2) 利用者満足度の向上

①公園の運営に関する利用者の「非常に満足」及び「満足」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・下表に示す数値以上であること。

令和2～4年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
	76.0%	75.9%	72.6%	74.9%	74.9%

イ 結果

- ・令和2年度は「非常に満足」および「満足」の回答比率が年間で81.4%になっており、達成すべき質は確保された。その内訳は第2四半期81.5%、第3四半期80.9%、第4四半期81.7%となっている。なお、第1四半期は、調査を予定していた4月に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休園としていたため、調査を実施していない。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
達成すべき質	76.0%	75.9%	72.6%	74.9%	74.9%
令和2年度	—	81.5%	80.9%	81.7%	81.4%

3) 公園特性を生かした植物管理

① 「本園の花や植物」に関する利用者の「非常に満足」及び「満足」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・下表に示す数値以上であること。

令和2～4年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
	89.8%	80.3%	81.8%	75.2%	81.8%

イ 結果

- ・令和2年度は「非常に満足」および「満足」の回答比率が年間で80.1%になっており、その内訳は第2四半期78.5%、第3四半期89.6%、第4四半期72.3%となっている。第2四半期および第4四半期で達成すべき質が確保されなかったが、その要因として、第2四半期は7月の多雨（平年比71%増）と日照不足（平年比26%）により夏期において親子連れに人気のあるヒマワリの開花が遅れ、ヒマワリ

が満開となった8月25日には夏休みが終了していたことがある。そのため、公園利用者に占める親子連れの割合が例年55%から今回は25%に減少し、植物管理についての利用者評価が低くなったことが考えられる。また、第4四半期は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策として、ガラスハウス内に入園者が集中することによる密閉、密集、密接を回避するため、事業者との協議によりガラスハウスへのアイスチューリップ展示を取りやめたことで評価が低くなったことが考えられる。これらについては、事業者の責に帰すことが出来ない事由によるものと判断した。

- 令和3年度以降は、達成すべき質が確保されるよう、天候不順による生育不良に対し、見せ方や広報等によって臨機に対応し、満足度の向上を図る予定である。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
達成すべき質	89.8%	80.3%	81.8%	75.2%	81.8%
令和2年度	—	78.5%	89.6%	72.3%	80.1%

4) 多様な利用プログラムの提供

① 都市緑化系、自然環境系、スポーツ系、文化系プログラムの開催回数

ア 達成すべき質

- 下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度(2~3月)	令和2年度
利用プログラムの開催回数	12回	140回

イ 結果

- 令和元年度は19回の利用プログラムを開催しており、達成すべき質が確保された。
- 令和2年度の利用プログラムの開催回数は59回となっており、達成すべき質が確保されなかった。その要因として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年度当初から開園再開後の7月末までに120件予定していた利用プログラムの運用を停止していたことから、これらについては、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

	令和元年度(2~3月)	令和2年度
達成すべき質	12回	140回
利用プログラムの開催回数	19回	59回

5) 情報受発信

① ホームページの総アクセス件数

ア 達成すべき質

- ・ 下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度 (2~3月)	令和2年度
HP アクセス件数	546,653 件	5,427,642 件

イ 結果

- ・ 令和元年度は 689,891 件のアクセスがあり、達成すべき質が確保された。
- ・ 令和2年度は 4,209,902 件のアクセスがあり、達成すべき質が確保されなかった。
その要因として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月4日から5月末まで臨時休園していたため、来園を目的としたアクセスは減少したことが考えられる。これらについては、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。その一方で、360度バーチャルツアーやドローンで撮影した4K動画をアップロードすることにより、来園しなくても大規模花修景を体験できるようHPの改善を行った。

	令和元年度 (2~3月)	令和2年度
達成すべき質	546,653 件	5,427,642 件
ホームページの 総アクセス件数	689,891 件	4,209,902 件

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

① 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

② 企画運営管理業務

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティア

アとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い、認知度を向上すること。

③施設・設備維持管理業務

(1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

(2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

④植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

⑤収益施設等運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、運営維持管理業者からの企画提案を含め、全ての事項を網羅した『履行確認シート』を作成し、調査職員が項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。

令和元年度、2年度において、運営維持管理業者から調査職員に対して適切に月別企画書、実績書が提出され、調査職員が計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行する中で以下のような仕様書に対する改善提案が出されており、これらの提案については、連絡調整会議（国職員と事業者との定例の意見交換の場）等で調整を行い実施している。

1) 実施状況


(ア) 経験と実績に裏付けられた品質管理で、花の公園にふさわしい絶景と感動を演出

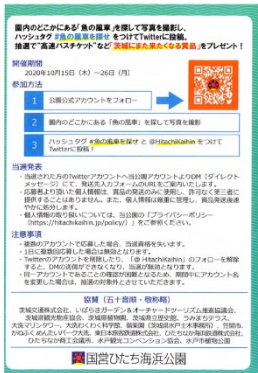
ネモフィラのフォトジェニックな空間	品種改良したコキアの状況
<ul style="list-style-type: none"> ネモフィラの植栽面積の拡大、土壌や排水の改良で魅力の向上を図る。 ネモフィラを高密度に植栽し、フォトジェニックな空間を演出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 種苗会社と共同開発したコキアの品種改良を行い、気候に左右されない安定的な発色を実現する。
	

(イ) 地域の魅力発信と広域連携で、国内外からの観光利用を促進

ひたちなかエリア観光推進協議会

・ひたちなかエリア観光推進協議会を発足し、観光利用の受入れ環境を整備





(ウ) 混雑を緩和し、ストレスを解消する社会実験や新サービスを導入

<p>駐車場空き状況の発信 (Twitter)</p>	<p>キャッシュレス決済の導入</p>
<ul style="list-style-type: none"> 園内外の混雑状況を事前とリアルタイムで発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> 混雑対策のため、駐車場と売店のキャッシュレス決済の導入を進める。
	

(エ) 市民協働により公園資源を十分に活用したプログラムを提供

<p>公園資源を活用したプログラム</p>	<p>古民家を利用したプログラム</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地元で栽培が盛んなサツマイモの芋掘り体験を実施し、地元の文化に触れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 園内ボランティアの協力により、沢田湧水地で育てた稲の刈り取りとおだ掛けの体験を実施する。
	

(オ) ニーズや状況に応じた快適空間の創造と安全・安心な利用を確保

みはらしの丘のふもとのパノラマビュー	冬季のみはらしの丘の演出
<ul style="list-style-type: none"> ・パノラマビューが楽しめる休憩施設をみはらしの丘のふもとに新設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・みはらしの丘一面に「霜除けシート」を設置し、冬季の魅力ある空間としての演出を実施する。
	

2) 評価

令和2年度は、大規模花修景のエリアを拡大し、花と空と海が一体的に見えるフォトジェニックな空間を演出した。4月中旬から5月初旬の大規模花修景の期間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休園としたことにより直接観覧は出来なかったが、HPに360度バーチャルツアーやドローンによる4K動画をアップロードすることにより疑似体験を提供し、好評だった。

その他の改善提案による改善実施事項については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部実施出来なかったものもあるが、概ね実施されており、公園利用者の満足度の向上に寄与している。また、実施出来なかった事項については、今後、対策を検討し、実施していく予定である。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成 24 年度）と令和 2 年度の実施経費を比較すると、削減額は 48,180 千円（削減率 8.4%）となっている。公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、平成 24 年度の労務単価に置き換えた場合は、令和 2 年度の実施経費が 495,100 千円となり、79,100 千円（13.8%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従来経費（A）	574,200 千円（平成 24 年度）	同左
契約額（B） （税抜き）	4 年 0 ヶ月：2,123,000,000 円 令和元年度：56,650,000 円 令和 2 年度：526,020,000 円 令和 3 年度：528,770,000 円 令和 4 年度：533,940,000 円 令和 5 年度：477,620,000 円	令和 2 年度の実施経費 495,100,177 円
削減額（C）	48,180,000 円	79,099,823 円
削減率（C/A ×100）	8.4%	13.8%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

関東地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

（1）入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長
市場化テスト 1 期目（平成 24 年度入札公告）では 30 日間であったが、市場化テスト 3 期目（平成 31 年度入札公告）では 54 日間に延長した。
- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト 3 期目に新たに実施した。
- ・包括的な質の設定に関する改善
市場化テスト 1 期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト 3 期目では事業者の自由な提案を求めめるため、公園利用者数の確保、多様な利用プログラムの提供及び情報受発信については年間のみ達成すべき質を設定した。
- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、収益施設運

営業務の対象に、大規模花修景の運営を追加した。

- ・提案項目審査における加算点の配分拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1 期目	市場化テスト 3 期目
自主事業の提案	10 点	20 点
収益施設の運営に関する提案	10 点	20 点
従来の実施方法に対する改善提案	10 点	25 点
(参考) 提案項目審査の合計点	145 点	180 点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト 1 期目は総括責任者及び業務責任者のうち 2 名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト 3 期目は総括責任者 1 名もしくは業務責任者のうち 2 名以上が勤務する体制へと緩和した。

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト 1 期目は同種又は類似業務の経験について、過去 10 年の業務を対象としていたが、市場化テスト 3 期目は過去 15 年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は 1 者となっている。1 者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「業務内容に対して、過年度の実施経費が低く、採算が取れない」との意見があったが、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が確保されているものであり、予算の増額等による対応は難しいと考えている。

また、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見があったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発

注することは難しいと考えている。

これらを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年5月に関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休園や利用促進プログラムの中止、また、都県を跨ぐ移動の自粛等により公園利用者数や利用プログラムの提供などの包括的な質の確保は達成できていない状況は、やむを得ない事由と判断している。

そのような状況においても、公園の運営に関する利用者の満足度は包括的な質の確保が達成されており、また、臨時休園期間中もみはらしの丘のネモフィラの管理を行い、360度バーチャルツアーやドローンで撮影した4K動画を公園ホームページやSNS等に掲載し、マスコミに画像を提供する等の情報発信を行った。これらの取り組みは評価できるものとなっている。

また、衛生管理についても消毒液の設置や施設の消毒、ソーシャルディスタンスの確保、来園者への注意喚起などの実施により、安心して来園を促す措置が図られている。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後は、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成24年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後9年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ1者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、①事業者において人員を確保することが困難であること、②業務内容に対して過年度の実施経費が低く採算を取ることが困難であること、が要因と考えられる。

しかし、①については、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

②については、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が概ね確保されているため、予算の増額等による対応は不適切である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、関東地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

国土交通省関東地方整備局
令和 3 年 5 月 21 日

民間競争入札実施事業
「国営東京臨海広域防災公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>国営東京臨海広域防災公園（東京都江東区）における運営維持管理業務</p> <p>①公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>1)本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体のマネジメント及び企画立案 ・臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等 ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 ・発災時の利用者避難誘導（大規模災害等発生により国が緊急災害現地対策本部を設置する等公園を防災拠点として使用する場合に、入園者の避難誘導、備品及び展示装置等の移動等、国の円滑な活動を支援） <p>2)施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（体験学習施設清掃、園内・工作物清掃） 等 <p>3)植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝生管理、高木管理、中低木管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

	<p>②収益施設等管理運営業務</p> <p>1)収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・物販施設等の運営 <p>2)自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時飲食・物販施設等の設置・運営
実施期間	令和2年2月1日から令和6年1月31日までの4年間
受託事業者	H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務西武造園株式会社
契約金額（税抜）	<p>320,700,000円</p> <p>（令和元年度：11,903,041円）</p> <p>（令和2年度：80,076,426円）</p> <p>（令和3年度：80,188,425円）</p> <p>（令和4年度：80,188,626円）</p> <p>（令和5年度：68,343,482円）</p>
入札の状況	入札説明書交付者： 7者、入札参加者： 1者
事業の目的	<p>本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。</p>
選定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針への掲載 平成21年度 ・ 市場化テスト事業としての事業実施回数 4回目 ・ 新プロセスへの移行 平成28年度
特記事項 （改善指示・法令違反行為等の有無）	<p>本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収等及び同法第27条における指示等が必要な状況はなかった。</p>

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①体験学習施設の年間入館者数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

	年間
令和元年度	40 千人
令和2～4年度	278 千人

イ 結果

- 令和元年度の入館者数は年間 19,693 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、1月より新型コロナウイルス感染症の影響により、学校等の課外活動自粛に伴う団体予約のキャンセルや海外からの旅行者が来られなくなったこと、また2月末より屋内施設を臨時休館した影響によると考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- 令和2年度の入館者数は年間 63,903 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年4月1日～5月28日及び令和2年12月26日～3月31日まで臨時休館していたこと、また開館している期間においても、体験学習施設内でソーシャルディスタンスの確保等のため一度に案内できる人数を減らしての運用をせざるをえなかったため事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質が確保されるよう、新型コロナウイルス感染症を実施の上で、新たな取り組みとして、個人向けガイドツアーを実施し、起震機体験を盛り込み少人数での体験学習施設の利用を推進する取組を行っているところである。

表 1 体験学習施設の年間入館者数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間 278 千人以上 ※令和元年度は 40 千人以上	19,693 人	63,903 人

②体験学習施設の年間小・中学生の団体入館者数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

	年間
令和元年度	2,700 人
令和2～4年度	28,000 人

イ 結果

- ・令和元年度の入館者数は年間 1,637 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による学校等の課外活動自粛に伴う団体予約のキャンセルや2月末より屋内施設を臨時休館していた影響によると考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・令和2年度の入館者数は年間 4,874 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日～5月28日及び令和2年12月26日～3月31日まで体験学習施設を臨時休館していたこと、また再開館後も体験学習施設内でソーシャルディスタンスの確保等のため一度に案内できる人数を減らしての運用をせざるをえなかったため事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質が確保されるよう、新型コロナウイルス感染症対策を実施の上で、新たな取り組みとして、予約の段階で体験学習時間を十分に取って1回での案内を25人以下にして、密を避けながら体験学習施設の利用を推進する取組を行っているところである。

表 2 体験学習施設の年間小・中学生の団体入館者数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間 28,000 人以上 ※令和元年度は 2,700 人以上	1,637 人	4,874 人

2) 利用者満足度の向上

①年間及び四半期ごとの「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
87%	87%	87%	87%	87%

イ 結果

- 令和元年度は、「満足できる」及び「やや満足」の回答比率が年間で84%となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症対策として体験学習施設内でのソーシャルディスタンス確保等のため一度に案内できる人数を減らしての運用をせざるをえなかったため事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で効率よく運用できるよう改善を行い、感染防止対策を実施しながらでも満足度が上がるよう工夫を行った。

- 令和2年度は、「満足できる」及び「やや満足」の回答比率が年間で90%となり、達成すべき質は確保された。

また、その内訳は、第1四半期95%、第2四半期89%、第3四半期91%、第4四半期は令和2年12月26日～3月31日まで体験学習施設を臨時休館していたため、第4四半期の調査は実施しなかった。第1四半期～第3四半期では達成すべき質が確保された。

表3 年間及び四半期ごとの「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間 87%以上	84%	90%
第1四半期 87%以上	—	95%
第2四半期 87%以上	—	89%
第3四半期 87%以上	—	91%
第4四半期 87%以上	—	—

②年間及び四半期ごとの「自主事業及び委託費を充当する防災に関する行催事」における利用者の学習効果に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
88%	88%	88%	88%	88%

イ 結果

- ・令和元年度は、「満足できる」及び「やや満足」の回答比率が年間で95%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「満足できる」及び「やや満足」の回答比率が年間で89%となり、達成すべき質は確保された。

また、その内訳は、第2四半期83%、第3四半期91%となっており、年間での達成すべき質は確保されたが、第2四半期では達成すべき質が確保されなかった。なお、第1四半期及び第4四半期は、新型コロナウイルス感染症の影響により行催事を実施していない。

要因として、第2四半期においては個人向けガイドツアーを新たな取り組みとして実施したが、回転率が悪くなり、起震機での乗車待ちが発生したため満足度に影響があったと考えられる。2四半期の要因となった運用内容の改善は第3四半期で行い、達成すべき質は確保された。令和3年度以降、達成すべき質が確保されるように、第3四半期の改善した運用を引き続き行うこととし、今後同様のイベントを行う時に、効率よく案内を行うことで乗車待ちが発生しないよう工夫していく。

表4 年間及び四半期ごとの「自主事業及び委託費を充当する防災に関する行催事」における利用者の学習効果に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間 88%以上	95%	89%
第1四半期 88%以上	—	行催事実施無し
第2四半期 88%以上	—	83%
第3四半期 88%以上	—	92%
第4四半期 88%以上	—	行催事実施無し

3) 多様な利用プログラムの提供

①防災関連の普及啓発に関する大規模な行催事の開催回数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度	令和2～4年度
年間開催回数	3回	22回
延べ参加人数	1,300人	11,000人

イ 結果

- 令和元年度は、防災関連の普及啓発に関する大規模な行催事の開催回数が年間で2回、延べ参加人数が1,107人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、2月より新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模イベントを中止せざるをえなかったため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- 令和2年度は、防災関連の普及啓発に関する大規模な行催事の開催回数が年間で3回、延べ参加人数が589人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模イベントを中止せざるをえなかったため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質が確保されるよう、大規模イベントについては、東京都の状況を注視しながら、密にならないで運用できるイベントを実施していく。

表5 防災関連の普及啓発に関する大規模な行催事の開催回数、延べ参加人数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間開催回数 16回以上 ※令和元年度 3回以上	2回	3回
延べ参加人数 7,700人以上 ※令和元年度 1,300人以上	1,107人	589人

4) 情報受発信

①マスコミによる報道件数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度	令和2～4年度
マスコミによる報道件数	26件	161件

イ 結果

- ・令和元年度は、マスコミによる報道件数が年間で7件となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、イベント等の取材が例年であれば2、3月は月20件程度あるところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等が中止になり取材が行われなかったため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での防災対応等の情報を発信していくことでマスコミによる報道件数の増加に取り組んだ。

- ・令和2年度は、マスコミによる報道件数が年間で42件となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、イベント等の取材が例年であれば平均して月15件程度あるところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等が中止になり取材が行われなかったため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表6 マスコミによる報道件数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
161件以上 ※令和元年度26件	7件	42件

5) 地域との連携活動・市民との協同活動

①近隣施設との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の行催事の開催回数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度	令和2～4年度
年間開催回数	8回	61回
延べ参加人数	1,200人	9,700人

イ 結果

- ・令和元年度は、近隣施設との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の行催事の開催回数が年間で4回、延べ参加人数が375人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、3月より新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを自粛せざるをえなかったため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・令和2年度は、近隣施設との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の行催事の開催回数が年間で11回、延べ参加人数が373人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを自粛せざるをえなかったため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質が確保されるよう、近隣施設との連携による防災関連の普及啓発イベントについては、東京都の状況を注視しながら、事前予約等を活用し、密にならないで運用できるイベントの実施していく。

表7 近隣施設との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の行催事の開催回数、延べ参加人数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間開催回数 61回以上 ※令和元年度 8回以上	4回	11回
延べ参加人数 7,700人以上 ※令和元年度 1,300人以上	375人	373人

②市民との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の開催事の開催回数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度	令和2～4年度
年間開催回数	4回	27回
延べ参加人数	2,200人	18,000人

イ 結果

- 令和元年度は、市民との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の開催事の開催回数が年間で3回、延べ参加人数が1,255人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、3月より新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを自粛したためと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- 令和2年度は、市民との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の開催事の開催回数が年間で64回、延べ参加人数が904人となり、開催回数については達成すべき質は確保されたが、延べ参加人数については達成すべき質は確保されなかった。

要因として、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを自粛せざるをえなかったこと、また開館している期間においても、体験学習施設内でソーシャルディスタンスの確保等のため一度に案内できる人数を減らしての運用をせざるをえなかったため事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質が確保されるよう、新型コロナウイルス感染症対策を実施の上で、新たな取り組みとして、個人向けガイドツアーを実施し、起震機体験を盛り込んだ少人数での体験学習施設の利用を推進する取組を行っていく。

表8 市民との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の開催事の開催回数、延べ参加人数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間開催回数 27回以上 ※令和元年度 4回以上	3回	64回
延べ参加人数 18,000人以上 ※令和元年度 2,200人以上	1,255人	904人

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

①マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと、相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を統括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

②企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。また、大規模災害等発生により国が緊急災害現地対策本部を設置する等公園を防災拠点として使用する場合に、公園利用者の避難誘導、備品及び展示装置等の移動等、国の円滑な活動を支援すること。

③施設・設備維持管理業務

1)維持修繕・保守点検

建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

2)清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

④植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

⑤収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、運営維持管理業者からの企画提案を含め、全ての事項を網羅した『履行確認シート』を作成し、調査職員が項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。

令和元年度及び令和2年度において、運営維持管理業者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される連絡調整会議(国職員と事業者との定例の意見交換の場)等で調整を行い実施している。

① 実施状況

1. 【防災関連の普及啓発(大規模)】テロ、災害時の対応・救出活動を知る



東京消防庁令和3年出初め式訓練

テロや地震、火災などの災害発生時に、東京消防庁の対応等を消防演技としてご覧いただく事で、テロ、災害対策活動の認知促進を図るため実施。

期間：令和3年1月6日

来館・来園者合計数：278名

2. 【防災関連の普及啓発(大規模)】深く気づき、深く学ぶ たくさんの“人”へ発信する継続的な防災啓発事業



防災モーターショーパネル展

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大規模イベントの開催が難しいことから、例年出展いただいている車両のパネル展示を実施。

期間：年1回開催

参加者数：-

3. 【防災関連の普及啓発（中規模）近隣施設との連携】防災に関する専門知識を学ぶ



オンライン防災講座（ペットと防災）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインにて開催。ZOOMを使い、参加者からリアルタイムで質問に答えるなど、災害時のペットとのかかわり方を学ぶ講座を開催。

期間：年1回開催

参加者数：9名

4. 【防災関連の普及啓発（中規模）近隣施設との連携】生き抜くヒントを学ぶ



自然災害体験車 3Dシアター

国土交通省が保有する自然災害体験車にて、3D眼鏡を用いて土石流災害の映像をリアルに体験いただくイベントを開催。

期間：年1回開催

参加者数：82名

5. 【防災関連の普及啓発（中規模）市民との連携】生き抜くヒントを学ぶ



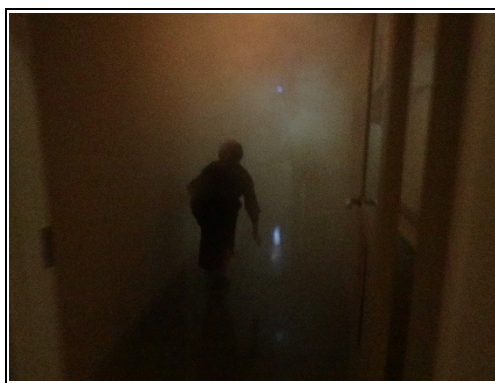
防災語り部・初心者向け防災講座

国土交通省OBの専門家による、初心者向け防災講座。来館の学校向けにその地域に沿った防災の視点での講義を実施。

期間：年2回開催

参加者数：94名

6. 【防災関連の普及啓発（中規模）市民との連携】生き抜くヒントを学ぶ



煙体験イベント

東京直下 72 時間ツアーと連動した、煙体験イベント。火災時の煙からの避難方法を体験を通じて学ぶ。

期間：年 6 回開催

参加者数：45 名

②評価

新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、新たな取り組みとして、個人向けガイドツアーを実施し、起震機体験を盛り込み少人数での体験学習施設の利用を推進する取組、自然災害体験車 3D シアターイベントを行い、多くの人へ防災意識や防災知識の向上を発信するとともに利用者サービスの質、満足度の向上につながった。

また、園地の利用促進や来館者数の増加、防災知識の向上につながることを目的に東京消防庁出初式を受託事業者が主体的に調整し、実施に至った。これらの実施により、「市民との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の行催事の開催回数」における達成すべき質を達成するとともに、個人向けガイドツアーの効果的な広報活動により「年間及び四半期ごとの「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率」、「年間の「自主事業及び委託費を充当する防災に関する行催事」における利用者の学習効果に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率」についても達成すべき質を達成する相乗効果を生み出した。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成 23 年度）と令和 2 年度の実施経費を比較すると、削減額は -17,991 千円（削減率 -29.0%）となる。

要因としては、公共工事設計労務単価の上昇及び平成 27 年度の体験学習施設リニューアル後に体験説明者等を増員したことによるものであると考えられ、公共工事設計労務単価を平成 23 年度の労務単価に置き換えたうえで、平成 23 年度時点の体験説明者等の人員に置き換えたところ、令和 2 年度の実施経費が 59,101 千円となり、2,983 千円（4.8%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価等による補正後の金額等
従前経費 (税抜) (A)	62,085,000 円 (平成 23 年度)	同左
実施経費 (税抜) (B)	320,700,000 円 令和元年度：11,903,041 円 令和 2 年度：80,076,426 円 令和 3 年度：80,188,425 円 令和 4 年度：80,188,626 円 令和 5 年度：68,343,482 円	令和 2 年度の実施経費 59,101,597 円
削減額 (C) = (A) - (B)	<令和 2 年度との比較> -17,991,426 円	<令和 2 年度との比較> 2,983,403 円
削減率 (C/A × 100)	<令和 2 年度との比較> -28.9%	<令和 2 年度との比較> 4.8%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

関東地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

(1) 入札参加者の募集に関する改善

- 入札公告から申請書類等の受付期間の延長
1 期目（平成 21 年度入札公告）では公告期間が 31 日に対して、4 期目（令和元年度入札公告）は 54 日に延長した。
- 入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト 4 期目に新たに実施した。
- 提案項目審査における加算点の配分拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1 期目	市場化テスト 4 期目
自主事業の提案	15 点	20 点
収益施設の運営に関する提案	—	20 点

従来の実施方法に対する改善提案	10 点	25 点
(参考) 提案項目審査の合計点	120 点	180 点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は1者となっている。1者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見があったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

また、「公告期間が短く入札の準備ができなかった」との意見があったが、3期目の公告期間が36日に対して、4期目は54日に延長しており、現行業務の実施状況を踏まえた次期業務の仕様の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、これ以上の延長は難しいと考えている。

これらを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年5月に関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

令和元年度（2、3月）及び令和2年度で、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」について、一部項目で達成されたが、体験学習施設の入館者数等は目標値に届かなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言中は、体験学習施

設の臨時休館及びすべての収益施設を閉鎖していたこと、また緊急事態宣言解除後においても、体験学習施設内でソーシャルディスタンスの確保等のため一度に案内できる人数を減らしての運用をせざるをえなかったことが挙げられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

イベントの実施にあたっては東京都の状況を注視しながら、密を避けて運用できるように国職員と事業者が調整しながら各種改善提案を行った。利用人数等が制限される中、小人数で開催できる個人向けガイドツアー等の工夫を行ったことが、「体験学習施設のサービス」や「利用者の学習効果」に対する満足度目標の達成に繋がっており、民間事業者のノウハウが活かされることで、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で4期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後は、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入時（平成21年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後12年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト3期目、4期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、①事業者において人員を確保することが困難であること、②公告期間が短く入札の準備が困難であること、が要因と考えられる。

しかし、①については、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によ

って業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

②については、現行業務の実施状況を踏まえて次期業務の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、入札公告から申請書類等の受付期間をこれ以上延長することは困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、関東地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

国土交通省 関東地方整備局
令和 3 年 5 月 2 1 日

民間競争入札実施事業

「国営アルプスあづみの公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事項	内容
事業概要	<p>国営アルプスあづみの公園（長野県安曇野市・大町市・松川村）における運営維持管理業務</p> <p>1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・入園料等徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス園内巡視 等 <p>②施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等 <p>③植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等） <p>2) 収益施設等設置管理運営業務 （土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>① 収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食・物販施設等の運営 <p>② 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立採算で行う行催事

	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設等の運営 ・飲食・物販施設等の設置運営 ・指定する既存施設の改修運営
実施期間	令和2年2月1日から令和6年1月31日までの4年
受託事業者	H31-35 国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務アルプスあづみの公園マネジメント共同体
契約金額（税抜）	2,425,500,000 円（税抜） （令和元年度：72,060,000 円） （令和2年度：601,170,000 円） （令和3年度：604,700,000 円） （令和4年度：607,180,000 円） （令和5年度：540,390,000 円）
入札状況	入札説明書交付者： 9 者、入札参加者： 1 者
事業の目的	<p>本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。</p>
受託事業者選定の経緯	<p>本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、平成31年6月18日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。</p> <p>入札価格については、平成31年10月15日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、H31-35 国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務アルプスあづみの公園マネジメント共同体を受託事業者として決定した。</p>
特記事項	本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。

(改善指示・法令違反行為等の有無)	また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 26 条における報告の徴収等及び同法第 27 条における指示等が必要な状況はなかった。
-------------------	---

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H31-35 国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①地区別の有料区域の公園利用者数

ア 達成すべき質

- ・達成すべき質である本公園の年間の有料区域の公園利用者数を下表に示す。

達成すべき質の区分	令和元年度(2月から3月まで)達成すべき質	令和2年度達成すべき質
堀金・穂高地区	12 千人以上	239 千人以上
大町・松川地区	9 千人以上	155 千人以上

イ 結果

表 1 に令和元年度及び令和 2 年度の公園利用者数の実績値を示す。

表 1(1) 令和元年度公園利用者数の実績

達成すべき質の区分	達成すべき質	令和元年度(2・3月)実績
堀金・穂高地区	12 千人以上	8,845 人
大町・松川地区	9 千人以上	5,742 人

表 1(2) 令和 2 年度公園利用者数の実績

達成すべき質の区分	達成すべき質	令和 2 年度実績
堀金・穂高地区	239 千人以上	181,686 人
大町・松川地区	155 千人以上	91,260 人

- ・令和元年度の2月・3月の公園利用者数は、堀金・穂高地区で8,845人、大町・松川地区で5,742人であり、両地区とも達成すべき質が確保されなかった。

主な要因として、新型コロナウイルス感染拡大防止措置により2月29日より屋内施設の閉鎖及び各種イベントが中止されたことが考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によるものと判断した。

- ・令和2年度の公園利用者数は、272,946人となっている。

その内訳は、堀金・穂高地区で181,686人、大町・松川地区であり、昨年度実績（堀金・穂高地区321,365人、大町・松川地区156,701人）と比べても大幅に利用者数が減少している。

主な要因として、令和2年2月29日から継続された新型コロナウイルス感染拡大防止措置による屋内施設の閉鎖及び各種イベントが中止されたこと、4月18日から5月31日まで臨時休園したこと、再開後も各種イベントの中止や規模縮小を行うなどしたこと、また、夏季シーズン以降においても首都圏等遠隔地からの移動自粛や再度の緊急事態宣言の発出、長野県内においても医療非常事態宣言等の発出を受けた本公園の広報自粛等が考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によるものと判断した。

- ・令和元年度・2年度ともに包括質の目標達成には至らなかったが、令和3年度以降はWITHコロナを視野に入れた衛生管理などを行いながら、季節イベントの実施や花修景を通しての利用促進を図っていくこととしている。

2) 利用者満足度の確保

①地区別の年間の公園の運営に関する利用者の「満足」及び「まあまあ満足」の

回答比率

ア 達成すべき質

達成すべき質の区分	達成すべき質
堀金・穂高地区	年間90%以上
大町・松川地区	年間90%以上

イ 結果

表2に令和2年度の「満足」及び「まあまあ満足」の回答比率の実績値を示す。

表2 利用者満足度の達成すべき質と実績

達成すべき質の区分	達成すべき質	令和2年度実績
堀金・穂高地区	年間90%以上	95.9%
大町・松川地区	年間90%以上	94.7%

- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止措置による4月18日から5月31日までの臨時休園により春季の調査は実施しておらず、夏季・秋季・冬季に調査

を実施した。堀金・穂高地区の「満足」の回答比率は95.9%、大町・松川地区の「満足」の回答比率は94.7%となっており、達成すべき質が確保された。

3) 公園特性を生かした植物管理

①堀金・穂高地区における安曇野地方の地域特性を生かした植物管理に関わる公園利用者の「満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

ア 達成すべき質

「公園利用者アンケート」の「花や樹木の手入れの良さ」における「満足」及び「まあまあ満足」の回答の合計の比率を達成すべき質として定めている。その内容を下表に示す。

達成すべき質の区分	達成すべき質
堀金・穂高地区	年間 88%以上

イ 結果

表3に令和2年度における植物管理に関する公園利用者の「満足」及び「まあまあ満足」の回答比率の実績値を示す。

表3 植物管理に関する公園利用者満足度の達成すべき質と実績

達成すべき質の区分	達成すべき質	令和2年度実績
堀金・穂高地区	年間 88%以上	90.8%

・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止措置による4月18日から5月31日までの臨時休園により春季の調査は実施しておらず、夏季・秋季に調査を実施した。「満足」の回答比率は90.8%となっており、達成すべき質が確保された。

4) 多様な利用プログラムの提供

①年間の体験プログラムの開催種類数

ア 達成すべき質

達成すべき質である体験プログラムの開催種類数を下表に示す。

項目	令和元年度(2月から3月まで)達成すべき質	令和2年度達成すべき質
2地区合計の体験プログラムの開催種類数	55種類以上	年間 184種類以上

イ 結果

表4に令和元年度及び令和2年度における体験プログラムの開催種類数の実績値を示す。

表 4(1) 令和元年体験プログラムの開催種類数の達成すべき質と実績

項目	達成すべき質	令和元年度(2月から3月まで)実績
2 地区合計の体験プログラムの開催種類数	55 種類以上	57 種類

表 4(2) 令和 2 年度体験プログラムの開催種類数の達成すべき質と実績

項目	達成すべき質	令和 2 年度実績
2 地区合計の体験プログラムの開催種類数	年間 184 種以上	152 種類

- ・令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止措置により 2 月 29 日から屋内施設の閉鎖や各種イベントが中止されたが、達成すべき質は確保された。
- ・令和 2 年度は達成すべき質が確保されなかった。主な要因として、新型コロナウイルス感染拡大防止措置により 2 月 29 日から継続した屋内施設の閉鎖や各種イベントの中止に加え、4 月 18 日から 5 月 31 日の臨時休園により、体験プログラムの実績が無かったことが考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によるものと判断した。
- ・令和 2 年度は包括質の目標達成には至らなかったが、令和 3 年度以降は、WITH コロナを視野に入れた衛生管理などを行いながら、季節イベントや花修景と連携した体験プログラムを実施することとしている。

5) 情報受発信

① マスコミによる報道件数

ア 達成すべき質

達成すべき質であるマスコミによる報道件数を下表に示す。

区分	達成すべき質	
	令和元年度(2月から3月まで)	令和 2 年度
マスコミによる報道件数	110 件以上	685 件以上

イ 結果

表 5 に令和元年度及び令和 2 年度のマスコミ報道件数の実績値を示す。

表 5 (1) 令和元年度マスコミによる報道件数の達成すべき質と実績

項目	達成すべき質	令和元年度(2月から3月まで)
マスコミによる報道件数	110 件以上	128 件

表5 (2) 令和2年度マスコミによる報道件数の達成すべき質と実績

項目	達成すべき質	令和2年度
マスコミによる報道件数	685件以上	962件

- ・令和元年度は、マスコミ担当者に対して春季の花情報などを継続してプレスリリースしたことから達成すべき質が確保された。
- ・令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止措置に伴う臨時休園やイベントの中止等により広報宣伝活動を抑制せざるを得ない状況ではあったが、イベントや花情報などのプレスリリースを行うことで達成すべき質が確保された。

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

1) 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務

① マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

② 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。

2) 施設・設備維持管理業務

① 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

② 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

3) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

4) 収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、運営維持管理業者からの企画提案を含め、全ての事項を網羅した『履行確認シート』を作成し、調査職員が項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。

令和元年度及び令和2年度は、運営維持管理業者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

なお、令和2年度の新型コロナウイルス感染拡大防止対応による臨時休園の期間においても施設管理、植物管理などは実施していることから、調査職員による履行を確認している。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される連絡調整会議(国職員と受託事業者との定例の意見交換の場)等で調整を行い実施している。

①実施状況

1. 大町・松川地区でのサマーイルミネーション

令和元年度までは冬季のイルミネーションを2地区同時に開催していたが、大町・松川地区の利用促進としてサマーイルミネーションを実施した。

実施日：令和2年8月8日(金)

～8月23日(日)

入園者数：18,883人(夜間入園者数)



2. 花修景とイベントプログラムの組み合わせによるヒマワリ迷路

堀金・穂高地区の里山文化ゾーン 棚田エリアにおいて、広さ 3,000 m²のヒマワリ畑に、簡単なコースと難しいコースの2種類、総延長 700mのヒマワリ迷路を開催した。

ヒマワリは高さや咲き方の異なる4種類の品種を取り入れ、安曇野の風景に映える夏の花の見どころとしても発信した。

実施期間：令和2年7月下旬～8月末日

入園者数：6,918人（7/20～8/31までの里山文化ゾーン入園者数）

前年の同期間と比べ 2,620人増加



3. 地域協働による『さとやま楽校「田んぼの教室」』

安曇野の里山や伝承技術を守り育てている地域の団体との協働により、環境教育（生きもの調査、除草作業）の活動を実施した。

実施日：令和2年6月20日（土）、
6月27日（土）、
8月1日（土）

参加者数：49人



4. 花木・紅葉が映える環境をつくるための間伐

園内樹林でのツツジやカエデ類の生育環境を確保するため、樹木の間伐を実施。



5. 安全管理体制の確保

公園周辺に生息する野生動物・危険生物への対応についての現地検証やスタッフ学習会を実施するなどの体制強化を図り、来園者への安全の提供を図った。



6. 管理運営体制の強化

新たな花修景、新規イベント開催、施設の老朽化、ボランティア活動の活性化に対応するため、以下による組織体制の強化を図った。

- ・花修景の充実を図るため、「植物担当係長」を配置
- ・建物・施設修繕を迅速かつ確実に行うため、「施設・設備担当係長」を配置
- ・棚田管理と里山体験を重点的に取り組むため、「市民協働特農作物担当者」を配置
- ・両地区ボランティアの交流、活動の活性化を図るため、「企画運営担当者」を配置

②評価

大町・松川地区サマーイルミネーションは令和2年度初めての開催であったが、同期間中の夜間利用者数は昼間の利用者数を上回り、満足度の向上に繋がった。

野生動物・危険生物への対応に対する学習会では、頻発するクマの出没に対する巡回や来園者案内など安全確保に寄与した。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成24年度）と令和2年度の実施経費を比較すると、平成28年度の全園開園もあり64,982千円の増額となっている。

公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、平成24年度の労務単価に置き換えた場合は、令和2年度の実施経費が519,813千円となり、16,375千円（3.1%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従前経費（A） （税抜）	平成24年度：536,188,000円	同左
実施経費（B） （税抜）	4年0ヶ月：2,425,500,000円 令和元年度：72,060,000円	

	令和2年度：601,170,000円 令和3年度：604,700,000円 令和4年度：607,180,000円 令和5年度：540,390,000円	令和2年度の実施経費 519,813,412円
削減額 (C)	-64,982,000円	16,374,588円
削減率 (C/A*100)	-12.1%	3.1%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

関東地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

(1) 入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長
市場化テスト1期目（平成24年度入札公告）では公告期間が30日に対して、2期目（平成27年度入札公告）は36日、3期目（平成31年度入札公告）では54日間に延長した。
- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト3期目に新たに実施した。
- ・包括的な質の設定に関する改善
市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めため、公園利用者数の確保、利用者満足度の確保については年間のみ達成すべき質を設定した。
- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営を追加した。
- ・提案項目審査における加算点の配分拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目
自主事業の提案	10点	20点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点

従来の実施方法に対する改善提案	10 点	25 点
(参考) 提案項目審査の合計点	145 点	180 点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト 1 期目は総括責任者及び業務責任者のうち 2 名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト 3 期目は総括責任者 1 名もしくは業務責任者のうち 2 名以上が勤務する体制へと緩和した。

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト 1 期目は同種又は類似業務の経験について、過去 10 年の業務を対象としていたが、市場化テスト 3 期目は過去 15 年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は 1 者となっている。一者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「公告期間が短く入札の準備ができなかった」との意見が複数者からあったが、2 期目の公告期間が 36 日に対して、3 期目は 54 日に延長しており、現行業務の実施状況を踏まえた次期業務の仕様の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、これ以上の延長は難しいと考えている。

これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和 3 年 5 月に関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

令和元年度（2・3 月）及び令和 2 年度で、「達成すべき包括的な質」について、一部項目は達成されたが、公園利用者数等の項目においては目標値に届かなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休園やイベントの中止、また、首都圏等からの広域移動自粛等が挙げられ、公園利用者数やイベント開催などの包括的質の確保が達成できていない状況は、やむを得ない事由によるものと判断している。

しかし、公園休園の中でも園内のチューリップやナノハナの開花状況をホームページや SNS 等を通じて情報発信するなど、情報発信や来園を動機付ける取り組みは評価で

きるものとなっている。

また、衛生管理についても消毒液の設置やソーシャルディスタンスの確保、体温測定の実施、来園者への注意喚起などの実施により、安心して来園を促す措置が図られている。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成24年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後9年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、公告期間が短く入札の準備が困難であることが要因と考えられる。

しかし、現行業務の実施状況を踏まえて次期業務の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、入札公告から申請書類等の受付期間をこれ以上延長することは困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経

て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、関東地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

国土交通省北陸地方整備局
令和3年5月21日

民間競争入札実施事業
「国営越後丘陵公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事項	内容
事業概要	<p>国営越後丘陵公園（新潟県長岡市）における 運営維持管理業務</p> <p>1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・入園料等徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等 ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 <p>②施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） ・利雪 等 <p>③植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等） <p>2) 収益施設等設置管理運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>①収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食・物販施設、駐車場等の運営 <p>②自主事業</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設等の運営 ・飲食・物販施設等の設置運営 ・指定する既存施設の改修運営
実施期間	令和2年2月1日から令和6年1月31日までの4年間
受託事業者	H31-35 国営越後丘陵公園運営維持管理業務 越後公園マネジメント共同体
契約金額（税抜）	1,564,200,000 円 令和元年度：57,120,000 円 令和2年度：390,030,000 円 令和3年度：390,030,000 円 令和4年度：390,030,000 円 令和5年度：336,990,000 円
入札の状況	1 者応札（入札説明書交付者＝2 者）
事業の目的	本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料及び施設利用料の徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。
選定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針への掲載 平成22年度 ・市場化テスト事業としての事業実施回数 3 回目 ・新プロセスへの移行 平成28年度
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収等及び同法第27条における指示等が必要な状況はなかった。

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H31-35 国営越後丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①本公園の年間公園利用者数

ア 達成すべき質

- ・令和元年度：2～3月 43千人以上
- ・令和2年度～令和4年度：年間 526千人以上

イ 結果

- ・令和元年度の公園利用者は2～3月で41,948人となり、達成すべき質は確保されなかった。

主な理由として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため公園施設の利用制限や催事中止の影響を受けたことによるものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・令和2年度の公園利用者は年間328,472人となり、達成すべき質は確保されなかった。

主な理由として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため第1四半期では、臨時休園(4月18日～5月11日の24日間)を含めた公園施設の利用制限や催事中止の影響を受けたこと、第2四半期以降も催事規模の縮小等の影響を受けたことによるものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和3年度以降、達成すべき質を確保できるように新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を継続しながら、新たな花修景により閑散期の集客を強化し利用の平準化に取り組む予定である。

表1 公園利用者数の確保

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
令和元年度(2～3月) 43千人以上	42千人	328千人
令和2年度(年間) 526千人以上		

2) 利用者満足度の確保

①年間及び四半期ごとの公園の運営に関する利用者の「満足だった」「まあまあ満足だった」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・令和元年度：2～3月 90.0%以上
- ・令和2年度～令和4年度：年間 90.0%以上
第1四半期 90.0%以上、第2四半期 90.0%以上、第3四半期 90.0%以上、
第4四半期 90.0%以上

イ 結果

- ・令和元年度は、「満足だった」「まあまあ満足だった」の回答比率が2～3月で99.1%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「満足だった」「まあまあ満足だった」の回答比率が年間で98.7%となり、達成すべき質は確保された。
また、その内訳は、第1四半期 99.3%、第2四半期 98.0%、第3四半期 98.2%、第4四半期 99.5%となっており、第1四半期から第4四半期の全てで達成すべき質が確保された。

表2 利用者満足度の確保

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間 90.0%以上	99.1%	98.7%
第1四半期 90.0%以上		99.3%
第2四半期 90.0%以上		98.0%
第3四半期 90.0%以上		98.2%
第4四半期 90.0%以上	99.1%	99.5%

3) 地域特性を活かした植物管理

①北陸地方の地域特性を活かした花修景に関する「満足だった」「まあまあ満足だった」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・令和2年度～令和4年度：年間 90.0%以上

イ 結果

- ・令和2年度は、「満足だった」「まあまあ満足」の回答比率が年間で98.9%となり、達成すべき質は確保された。

表3 地域特性を活かした植物管理

達成すべき質	令和2年度実績
年間 90.0%以上	98.9%

4) 多様な利用プログラムの提供

①利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

- ・ 令和元年度2～3月：開催回数 50 回以上、延べ参加人数 4,470 人以上
- ・ 令和2年度～令和4年度：年間 開催回数 670 回以上、延べ参加人数 82,710 人以上

イ 結果

- ・ 令和元年度は、利用プログラムの開催回数が2・3月で34回、延べ参加人数が、5,364人となり、開催回数の達成すべき質は達成できなかったが、延べ参加人数の達成すべき質は確保された。

主な理由として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため公園施設の利用制限や催事中止の影響を受けたことによるものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・ 令和2年度は、利用プログラムの開催回数が年間で225回、延べ参加人数が43,050人となり、達成すべき質は確保されなかった。

主な理由として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため第1四半期では、臨時休園(4月18日～5月11日の24日間)を含めた公園施設の利用制限や催事中止の影響を受けたこと、第2四半期以降も催事規模の縮小等の影響を受けたことによるものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和3年度以降、達成すべき質を確保できるように新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を継続しながら、セルフで楽しめる体験プログラムの強化に取り組む予定である。

表4 利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
開催回数		
令和元年度 50 回以上	34 回	225 回
令和2年度 670 回以上		

延べ参加人数		
令和元年度 4,470人以上	5,364人	43,050人
令和2年度 82,710人以上		

5) 情報受発信

① マスコミによる報道件数

ア 達成すべき質

- ・令和2年度～令和4年度：年間 730 件以上

イ 結果

- ・令和2年度は、マスコミによる報道件数が年間で 465 件と達成すべき質は確保されなかった。

主な理由として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため第1四半期では、臨時休園(4月18日～5月11日の24日間)を含めた公園施設の利用制限や催事中止の影響を受けたこと、第2四半期以降も催事規模の縮小等の影響を受けたことによるものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和3年度以降、達成すべき質を確保できるようにイベントや大規模花修景にまつわる情報発信だけでなく、里山の季節毎の見どころや地域連携、市民協働の取り組みなど幅広い観点での情報発信に取り組む予定である。

表5 マスコミによる報道件数

達成すべき質	令和2年度実績
年間 730 件以上	465 件

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料等の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。

②施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

3) 利雪

公園利用者の安全が確保されていること。また冬季の雪利用が可能であることを目的とし、指定された業務内容を実施し、積雪によって公園の機能に障害が出ないようにすること。

③植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

④収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、運営維持管理業者からの企画提案を含め、全ての事項を網羅した『履行確認シート』を作成し、調査職員が項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。

令和元年度及び令和2年度において、運営維持管理業者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認

しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される連絡調整会議（国職員と事業者との定例の意見交換の場）等で調整を行い実施している。

①実施状況

- ・冬季利用を促進（令和3年1月～2月、令和2年2月）

冬季イベントの名称を「ホワイトシーズン」から「えちごスノーワールド」に変更し、手軽に雪遊びを満喫できる場の魅力を発信することにより冬季利用の集客力を高めた。また、長岡市の寺泊水族博物館との連携による「ペンギン出張展示」を開催し、子供たちに人気の高い動物ふれあい教室を開催することで少雪リスクにも対応した。



- ・「ワンちゃんステーション」を新設（令和2年5月）

ペット連れ利用者の利便性と快適性の向上を目指して健康ゾーンに2箇所設置した。また、ペットマナーの向上に努めた。

- ・「香りのばら園ブランディング」に向けた広報展開（令和2年5月）

香りのばら園の高い品質の美しさ訴求するため、ガーデンフォトグラファーによる写真素材を活用し、魅力的な広報紙面を製作した。

- ・新たな「花の見どころ」を創出（令和2年6月以降）

梅雨期から初秋にかけて、花鑑賞を目的とする公園利用者の期待に応えるため、梅雨空に映える「アジサイ園」の修景性を高めたほか、音楽噴水池の水辺に夏花の「サンパチェンス」を導入するなど新たな「花の見どころ」を創出した。



- ・健康づくりプログラムの拡充により広域からのリピート利用を増進
(令和2年6月)

長岡市福祉総務課、長岡市健康課、およびタニタカフェと連携し、長岡市内に現在14箇所ある「ウェルネス・スポット」の1拠点として参画するなど地域の健康増進と公園のリピート利用の増進を図った。

- ・「サマーナイトプレゼンツ」をリニューアル(令和2年8月)

これまでの「イルミネーションを観る」から「ライトアップした公園で遊ぶ」に内容を変更し、公園資源を活かした新しい魅力と集客力を高めた。



②評価

本公園が有する資源(雪、花、遊具等)を最大限活用した各種イベントは、新聞やテレビにも数多く取り上げられ、利用者サービスの質や満足度向上につながった。また、健康づくりプログラムの拡充によって利用者サービスの質や満足度向上につながった。

2. 実施経費についての評価

従前経費(平成24年度)と令和2年度の実施経費を比較すると、削減額は-12,887千円(削減率-3.4%)となっている。

この主な要因は、公共工事設計労務単価の上昇によるものと考えられ、令和2年度の公共工事設計労務単価を平成24年度の労務単価に置き換えたところ、令和2年度の実施経費が328,926千円となり、48,217千円(12.8%)の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従前経費 (税抜) (A)	377,142,857円 (平成24年度)	同左
実施経費 (税抜)	4年:1,564,200,000円 令和元年度:57,120,000円	

(B)	令和2年度：390,030,000円 令和3年度：390,030,000円 令和4年度：390,030,000円 令和5年度：336,990,000円	令和2年度の実施経費： 328,926,038円
削減額 (C) = (A) - (B)	<令和2年度との比較> -12,887,143円	<令和2年度との比較> 48,216,819円
削減率 (C/A ×100)	<令和2年度との比較> -3.4%	<令和2年度との比較> 12.8%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

北陸地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

(1) 入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長
市場化テスト1期目（平成24年度入札公告）では21日間であったが、市場化テスト3期目（平成31年度入札公告）では41日間に延長した。
- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト3期目に新たに実施した。
- ・包括的な質の設定に関する改善
市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めめるため、利用者満足度の確保以外については年間のみ達成すべき質を設定した。
- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営、指定する既存施設の改修運営を追加した。
- ・提案項目審査における加算点の配分拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目

自主事業の提案	10点	20点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点
従来の実施方法に対する改善提案	10点	25点
(参考) 提案項目審査の合計点	145点	180点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応募者は1者となっている。1者応募になった原因を探るため、上記4.(1)で広報した入札参加が期待される関係団体等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見があったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年5月に国営越後丘陵公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

令和元年度(2・3月)及び令和2年度において、新型コロナウイルス感染症拡大等

の影響を踏まえると、包括的な質の確保が達成できていない状況はやむを得ない事由によるものと判断している。なお、個別業務の質の確保については目標が達成されており、コロナ禍においても様々な工夫を行いながら公園利用者満足度の確保や地域特性を活かした植物管理に取り組むことで、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び民間事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成24年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後9年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、事業者において人員を確保することが困難であることが要因と考えられる。

しかし、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経

て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、北陸地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの縮減等を図る努力をして参りたい。

国土交通省中部地方整備局

令和 3 年 5 月 21 日

民間競争入札実施事業

「国営木曾三川公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>国営木曾三川公園（岐阜県海津市、各務原市、羽島市、愛知県一宮市、江南市、稲沢市、愛西市、三重県桑名市）における運営維持管理業務</p> <p>1) 公園運営維持管理業務</p> <p>①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・施設利用料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務等 <p>②企画運営管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視等 <p>③施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕、保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） ・魚類等管理等 <p>④植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等） <p>2) 収益施設等設置管理運営業務</p> <p>①収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食・物販施設、展示施設等の運営 <p>②自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設等の運営

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・物販施設等の設置運営 ・ 指定する既存施設の改修運営
事業実施期間	令和2年2月1日から令和6年1月31日までの4年間 (※評価対象期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで)
受託事業者	一般財団法人 公園財団
契約金額 (税抜)	2,807,000,000円 (令和元年度：113,000,000円) (令和2年度：700,000,000円) (令和3年度：704,000,000円) (令和4年度：704,000,000円) (令和5年度：586,000,000円)
入札の状況	入札説明書交付者:2者、入札参加者:1者
事業の目的	<p>本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、施設利用料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。</p>
受託事業者決定の経緯	<p>本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、令和元年8月23日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。</p> <p>入札結果については令和元年10月30日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、一般財団法人公園財団を受託事業者として決定した。</p>
特記事項	本業務において、業務に係る法令違反行為は発生していない

(改善指示・法令違反行為等の有無)	ない。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 26 条における報告の徴収等及び同法第 27 条における指示等が必要な状況は発生していない。
-------------------	---

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「令和元年度国営木曾三川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①年間及び四半期ごとの公園利用者数

ア. 達成すべき質

【令和元年度（令和 2 年 2 月から令和 2 年 3 月まで）】

・約 100 万人以上

【令和 2 年度】

・年間約 900 万人以上

イ. 結果

・令和元年度（令和 2 年 2 月から令和 2 年 3 月まで）の公園利用者は 1,237,067 人となり、達成すべき質は確保された。

・令和 2 年度の公園利用者は年間 6,670,853 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

達成すべき質が確保されなかった要因として、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、屋内、屋外施設の利用休止（臨時休園）、イベントの中止等の措置をとったことに起因するものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

・なお、政府の緊急事態宣言解除後（愛知・岐阜・三重：5/14～）は再開園をしたものの、県独自の緊急事態宣言（愛知県：8/6～8/24、岐阜県：7/31～8/31、三重県：8/3～8/31）により、県をまたぐ不要不急の移動自粛・お盆の移動自粛等の要請や、東海 3 県とも公立学校の夏休みの大幅な縮減が重なったこと、また天候面では、7 月の記録的な長梅雨や 8 月の体温を超えるような猛

暑日が続いたことにより、公園利用者が低い水準で推移したものと考えられる。

- ・また、10月以降も、一般的に新型コロナウイルスの感染防止対策として、集客性の高い大型イベントの自粛を継続したほか、長良川サービスセンター及びカルチャービレッジのトレーニングルーム及び更衣室・シャワー室の利用中止を継続したり、「新型コロナウイルス感染防止対策 愛知・岐阜三重3県事共同メッセージ」による年末年始、期間中の移動自粛要請（12/28～1/11）、愛知県、岐阜県の緊急事態宣言（1/13～3/7）、三重県の緊急警戒宣言（1/14～3/7）に伴う利用自粛要請など年間を通して公園利用者数を確保するための社会情勢に至らなかった。
- ・そのような状況下において、各種イベント開催に対してのマスメディアやSNSなど広報の充実化を図ることにより、国営木曽三川公園のサービスの質を落とすことなく運営できたものとする。引き続き、3年度以降も、各種イベント開催における広報の充実（記者投げ込みやSNS活用など）に努めていく予定。

表1 公園利用者数の確保

達成すべき質	令和元年度 実績	令和2年度 実績
年間900万人以上	1,237,067人 ※2	6,670,853人
第1四半期	—	1,067,510人
第2四半期	—	1,650,395人
第3四半期	—	2,190,321人
第4四半期 ※1	1,237,067人 ※2	1,762,627人

※1) 令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）は100万人以上

※2) 令和2年2月から令和2年3月までの公園利用者数

2) 公園利用者満足度の向上

①公園の運営に関する公園利用者の「満足」「まあまあ満足」の回答比率

ア. 達成すべき質

【令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）】

- ・第4四半期約75%以上

【令和2年度】

- ・年間約75%以上

イ. 結果

- ・令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）の「満足」「まあまあ満足」の回答比率は92.7%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「満足」「まあまあ満足」の回答比率が年間で98.8%となり、達成すべき質は確保された。

表2 公園の運営に関する公園利用者の「満足」「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	令和元年度 実績	令和2年度 実績
年間 75%以上	92.7%※1	98.8%
第1四半期 75%以上	—	99.2%
第2四半期 75%以上	—	98.2%
第3四半期 75%以上	—	98.8%
第4四半期 75%以上	92.7%※1	98.8%

※1) 令和2年2月から令和2年3月までの公園の運営に関する公園利用者の「満足」「まあまあ満足」の回答比率

3) 地域特性を生かした植物管理

①第1四半期（春季）及び第3四半期（秋季）の木曾三川の地域特性を生かした花修景等に関する「満足」「まあまあ満足」の回答比率

ア. 達成すべき質

- ・第1四半期約60%以上、第3四半期約60%以上、

イ. 結果

- ・令和2年度は、「満足」「まあまあ満足」の回答比率が第1四半期で95.5%、第3四半期で98.3%となり、達成すべき質は確保された。

表3 木曾三川の地域特性を生かした花修景等に関する「満足」「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	令和2年度 実績
第1四半期 60%以上	95.5%
第3四半期 60%以上	98.3%

4) 多様な利用プログラムの提供

①河川環境楽園 自然発見館での環境教育プログラムの開催回数

ア. 達成すべき質

【令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）】

- ・約125回

【令和2年度】

- ・年間約1,000回以上

イ. 結果

- ・令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）の河川環境楽園 自然発見館での環境教育プログラムの開催回数は67回となっており、達成すべき質が確保されなかった。達成すべき質が確保されなかった要因として、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年2月29日より屋内施設の利用休止の措置をとったことに起因するものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。また、令和元年度の達成すべき質に対しての計画が、2月が52回、3月は73回としており、2月の計画目標については達成できたものと考えられる。
- ・令和2年度は、環境教育プログラムの計画的な取り組みに努めた。
- ・令和2年度の開催回数は1,141回となり、達成すべき質は確保された。

表4 河川環境楽園 自然発見館での環境教育プログラムの開催回数

達成すべき質	令和元年度 実績	令和2年度 実績
年間開催回数 1,000回以上	67回※1	1,141回

※1) 令和2年2月から令和2年2月28日までの河川環境楽園自然発見館での環境教育プログラムの開催回数

②アクアワールド水郷パークセンターでの環境教育プログラムの開催回数

ア. 達成すべき質

【令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）】

- ・約5回

【令和2年度】

- ・年間約180回以上

イ. 結果

- ・令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）の環境教育プログラムの開催回数は12回となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度の開催回数は238回であり、達成すべき質は確保された。

表5 アクアワールド水郷パークセンターでの環境教育プログラムの開催回数

達成すべき質	令和元年度 実績	令和2年度 実績
年間開催回数 180回以上	12回※1	238回

※1) 令和2年2月から令和2年2月28日までのアクアワールド水郷パークセンターでの環境教育プログラムの開催回数

5) 情報受発信

① マスコミによる報道件数

ア. 達成すべき質

【令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）】

- ・約300件

【令和2年度】

- ・年間約1,500件以上

イ. 結果

- ・令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）の報道件数は313件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度の報道件数1,817件となり、達成すべき質は確保された。

表6 マスコミによる報道件数

達成すべき質	令和元年度 実績	令和2年度 実績
年間報道件数 1,500件以上	313件※1	1,817件

※1) 令和2年2月から令和2年3月までのマスコミによる報道件数

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

- ・多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、施設利用料の徴収、国庫への納入などを行うこと、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

2) 企画運営管理業務

- ・公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。

3) 施設・設備維持管理業務

①維持修繕・保守点検

- ・建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

②清掃

- ・快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

③魚類等管理

- ・魚類等が常に良好な状態で飼育展示できること。また、指定された業務内容を実施し、公園利用者が生物と親しむ学習の場として利活用されるように努めること。

4) 植物管理業務

- ・本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

5) 収益施設等設置管理運営業務

- ・公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

- ・個別業務の質に関する履行確認は、受託事業者からの企画提案を含め、全ての事

項を網羅した『履行確認調書』を作成し、中部地方整備局が項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。さらに、個別業務については、月別の履行確認チェックシートを作成し、月毎に業務の執行状況の詳細を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 受託事業者からの改善提案による改善実施事項

受託事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される連絡調整会議（中部地方整備局と受託事業者との定例会議）等で調整を行い実施している。

①実施状況

1) 長良川サービスセンターの健康ステーション

- ・長良川サービスセンターを「健康ステーション」と位置付けて、エアロビクス、ピラティス、ヨガ教室、子供体育教室など、高齢者から子どもまで参加できる多様な健康づくりのためのプログラムを開催した。



2) アクアワールド水郷パークセンターにおける歴史・文化系環境教育プログラム

- ・アクアワールド水郷パークセンターにおいて、絶滅危惧Ⅱ類の植物であるオニバスを身近に知るためのオニバスミニガイドや岐阜県海津市漁業協同組合協力による寒鮎漁のデモンストレーションを実施した。

3) マスメディアの活用

- ・地域の自治体広報誌、地域のミニコミ誌、鉄道会社広報誌等を最大限活用し、効果的な広報宣伝を実施した。また、報道による公園サービス内容や魅力等の周知や利用促進に努めた。

4) プチボランティアを楽しむ仕組みの導入

- ・幅広い方が、好きなタイミングで、好きな時間だけボランティアができるプチボランティア制度を立ち上げ、活動時間によりポイントを付与し貯めたポイントをパークマネーとして公園内で使えるような運営を実施した。また、ボランティア活動の多様化・活性化、交流の促進に努めた。

5) イルミネーションによる利用促進

- ・木曽三川公園センターにおいて、「冬の光物語」にて冬のイルミネーションを開催した。なお、例年実施しているステージイベント形式による点灯式は行わず、オンライン配信による点灯式を行い、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めた。
- ・138 タワーパークにおいて「ツインアーチのメリークリスマス2020 星空のDistance」を開催した。密集を回避するため場内動線を一方通行とし、電飾デザインを工夫し社会的距離を保って見学できるような配慮をすることで、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めた。これらイベントは報道取材中継も行われ、コロナ禍のイベントの在り方についての周知につながった。



6) 堀田を利用したイベント

- ・アクアワールド水郷パークセンターにおいて、平成 30 年 4 月に開園した堀田を利用した稲刈りなどの農体験プログラムを実施した。



7) ボランティア活動

- ・アクアワールド水郷パークセンターにおいて、水郷倶楽部による、堀田をフィールドとした自然体験イベント（草刈り）やガーデナー倶楽部による、園内花壇の管理活動を実施した。
- ・138 タワーパークについて、もくパラ倶楽部による、園内の自然を活かした体験イベント（自然観察、自然工作教室、保全活動等）を実施した。

8) B B F 教室の新設

- ・長良川サービスセンターにおいて、ボディブレインフィットネス（からだと脳に同時刺激で体力&脳力アップの効果が期待できる）の教室を新設した。



9) 「空と森のマルシェ」の開催

- ・138 タワーパークにおいて、市民参加型のマルシェイベントを立ち上げ、2ヶ月に1回程度の定期開催とした。

10) 「ハロウィン装飾」の実施

- ・138 タワーパークにおいて、秋の花修景に加えて、ハロウィンに絡めたフォトスポットを設置した。

②評価

長良川サービスセンター内で実施する健康増進プログラムの充実（ボディブレイクフィットネス新設やエアロビクス、ピラティスなど）により、年齢を問わず、たくさんの公園利用者の健康維持・増進に繋がっている。

また、絶滅危惧種のオニバスや伝統的農業手法である「堀田」など歴史文化・自然環境を体験するプログラムを実施したことにより、地域の歴史文化・自然環境に対する見識を深めるとともに、公園の持つ魅力向上に貢献している。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成24年度）と令和2年度の実施経費を比較すると、削減額は23,800千円（削減率3.3%）となる。公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、平成24年度の労務単価に置き換えた場合は、令和2年度の実施経費が627,005千円となり、96,795千円（削減率13.4%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従前経費（A） （税抜）	723,800,000円 （平成24年度）	同左
実施経費（B） （税抜）	4年0ヶ月：2,807,000,000円 令和元年度：113,000,000円 令和2年度：700,000,000円 令和3年度：704,000,000円 令和4年度：704,000,000円 令和5年度：586,000,000円	令和2年度の実施経費 627,004,824円
削減額（C） ＝（A）－（B）	<令和2年度との比較> 23,800,000円	<令和2年度との比較> 96,795,176円
削減率（C/A ×100）	<令和2年度との比較> 3.3%	<令和2年度との比較> 13.4%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

中部地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長
市場化テスト2期目(平成27年度入札公告)では17日間であったが、市場化テスト3期目(令和元年度入札公告)では31日間に延長した。
- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト3期目に新たに実施した。
- ・包括的な質の設定に関する改善
公園利用者数の確保、公園利用者満足度については、市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、年間のみ達成すべき質を設定した。
- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営、指定する既存施設の改修運営を追加した。
- ・提案項目審査における加算点の配分拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目
自主事業の提案	10点	20点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点
従来の実施方法に対する改善提案	10点	25点
(参考) 提案項目審査の合計点	145点	180点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善
開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。
- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は1者となっている。1者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「業務エリア及び内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見が複数者からあったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年4月に国営木曽三川公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

令和2年度において、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」について、一部、目標を達成できなかった項目があるものの、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置によるものであり、実施要項に基づき適切に業務を実施し、サービス水準の維持が図られているものと評価できる。

また、中部地方整備局と調整しつつ各種改善提案を行うとともに受託事業者のノウハウを活かしたサービスの提供等にも努めており、サービス水準の向上につながっているものと評価できる。

特に、マスメディアやSNSなど広報を通じた国営木曽三川公園の魅力の充実化や新型コロナウイルス感染拡大防止に対する丁寧な対応に努めた結果、公園利用者満足度や情報受発信（マスコミによる報道件数）など公園利用者以外での質は確保されており、国営木曽三川公園の魅力を一層高めている点が評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後は、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、3期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成24年度）と比較すると、受託事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後9年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、事業者において人員を確保することが困難であることが要因と考えられる。

しかし、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、中部地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

民間競争入札実施事業
「淀川河川公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事項	内容
事業概要	<p>淀川河川公園（大阪市福島区海老江三丁目・四丁目・六丁目並びに大阪市大淀北二丁目（海老江地区）～京都府八幡市八幡在応寺（背割堤地区））における運営維持管理業務</p> <p>1）公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>① 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務等 <p>② 企画運営管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用誘導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 <p>③ 施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等 <p>④ 植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、中低木管理、草丈管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、選定等） <p>2）収益施設等設置管理運営業務（土地使用料を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>① 収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動施設等の運営 ・飲食・物販施設等の運営 <p>② 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設の運営等

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・物販施設等の設置運営 ・ 指定する既存施設の改修運営等
事業実施期間	令和2年2月1日から令和6年1月31日までの4年間 (※評価対象期間は令和2年2月1日から令和3年3月31日まで)
受託事業者	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務 淀川河川公園マネジメント共同体
契約金額 (税抜)	1,424,400,000 円 R1 年度 : 50,399,000 円 R2 年度 : 356,100,000 円 R3 年度 : 356,100,000 円 R4 年度 : 356,100,000 円 R5 年度 : 305,701,000 円
入札の状況	1 者応札 (入札説明書交付者 = 10 者)
業務の目的	本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。
受託事業者決定の経緯	<p>本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、令和元年8月1日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。</p> <p>入札価格については、令和元年10月7日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、H31-35淀川河川公園運営維持管理業務淀川河川公園マネジメント共同体を受託事業者として決定した。</p>
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収等及び同法第27条における指示等が必要な状況はなかった。

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

① 淀川河川公園の利用者数

ア 達成すべき質

年間の公園利用者数

- ・ 令和2年2月～3月 930,000人以上
- ・ 令和2年度～令和4年度：年間5,570,000人以上

イ 結果

- ・ 令和2年2月～3月の利用者は792,497人となり、達成すべき質は確保されていない。

要因として、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う背割堤地区におけるさくら祭りの中止によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・ 令和2年度の利用者は、4,326,501人とどまり、達成すべき質は確保されていない。

要因として、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を受け4月8日から5月25日の間、全地区の公園駐車場及び収益施設等の利用を中止したこと、再開園後も11月30日までBBQ（無料）利用中止やイベントを中止したことによるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和3年度以降、達成すべき質が確保されるように安全な公園利用の推進に取り組む予定である。

表1 令和元年度淀川河川公園の利用者確保

達成すべき質	令和元年度実績
2、3月 930,000人以上	792,497人

表2 令和2年度淀川河川公園の利用者確保

達成すべき質	令和2年度実績
年間 5,570,000人以上	4,326,501人

2) 利用者満足度の確保

①淀川河川公園の運営に関する利用者の「満足」「やや満足」「普通」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・令和元年度、令和2年度～令和4年度とも：年間90.0%以上

イ 結果

- ・令和元年度（2、3月）は、「満足」「やや満足」「普通」の回答比率が93.0%となっており、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「満足」「やや満足」「普通」の回答比率が94.0%となっており、達成すべき質は確保された。

表3 淀川河川公園における公園の運営に関する「満足」「やや満足」「普通」の回答比率

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間90.0%以上	93.0%	94.0%
第1四半期90.0%以上	—	95.2%
第2四半期90.0%以上	—	92.5%
第3四半期90.0%以上	—	93.4%
第4四半期90.0%以上	93.0%※1	95.0%

※1 2ヶ月（2月、3月）の平均値

3) 多様な利用プログラムの提供

①自然環境・歴史文化に関する利用プログラムの年間開催回数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

- ・令和元年度：開催回数4回以上、延べ参加人数710人以上
- ・令和2年度～令和4年度：開催回数21回以上、延べ参加人数4,300人以上

イ 結果

- ・令和元年度の開催回数は4回、延べ参加人数1,547人となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度の開催回数は、46回、延べ参加人数4,087人となり、達成すべき質については開催回数は確保されたものの延べ参加人数において確保されていない。
要因として、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、個々のプログラムでの参加人数を制限したことによるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表4 自然環境・歴史文化に関する利用プログラムの年間開催回数、延べ参加人数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間開催件数		
令和元年度 4回以上	4回※1	46回
令和2年度 21回以上		
年間延べ参加人数		
令和元年度 710人以上	1,547人※1	4,087人
令和2年度 4,300人以上		

※1 2ヶ月（2月、3月）の合計

4) 情報受発信

①マスコミによる報道件数

ア 達成すべき質

- ・令和元年度：21件以上
- ・令和2年度～令和4年度：126件以上

イ 結果

- ・令和元年度の報道件数は24件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度の報道件数は、168件となり、達成すべき質は確保された。

表5 マスコミによる報道件数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間報道件数		
令和元年度 21件以上	24件※1	168件
令和2年度 126件以上		

※1 2ヶ月（2月、3月）の合計

②SNSによる情報発信件数

ア 達成すべき質

- ・令和元年度：60件以上
- ・令和2年度：370件以上

イ 結果

- ・令和元年度のSNS発信件数は95件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度のSNS発信件数は581件となり、達成すべき質は確保された。

表6 SNSによる情報発信件数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間 SNS 発信件数		
令和元年度 60 件以上	95 件※1	581 件
令和2年度 370 件以上		

※1 2ヶ月（2月、3月）の合計

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

②企画運営管理業務

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティア等との良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。

③施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

④植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

⑤収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅

力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、調査職員が項目に応じた履行確認を書面により実施している。

令和元年度において、運営維持管理業者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により計画通り履行できなかったものもあるが、それらに変わる代替した企画を履行していることを確認しており、個別の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される連絡調整会議（調査職員と事業者との定例の意見交換の場）等で調整を行い実施している。

①実施状況

○令和2年度の企画提案の主な実施内容

- ・情報誌「よしぶえ」の発行増刷、配布

「よしぶえ」の情報内容を定期的に更新し、沿川の市町へ配布した。また全国の国営公園にも配布するなど、配布範囲を拡大した。※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、沿江市町の小学校への配布は中止。

- ・西中島地区におけるBBQエリアの有料化

西中島地区において、「管理型（有料化）のBBQエリア」を開設した。なお、利用にあたっては新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底するよう周知を行った。



西中島地区BBQエリア

- ・背割堤サービスセンター「さくらであい館」を観光の核に観光利用を促進

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月29日から6月7日まで臨時休館としていたが、6月8日より学習室等の利用を再開した。9月1日より展望塔に

「山崎の戦い」を紹介する歴史パネルの展示を開始し、展望塔から天王山と山崎の町の風景を楽しみながら、歴史を感じられる空間を設置した。また、9月27日には「三川マルシェ」を開催し、地元の農産物や地元産品を使用した飲食、地元で作られたクラフトなど、淀川三川合流域ならではのマルシェで、来場者や出店者など様々な交流を生み出すイベントを開催し、約900人の来場者があった。



さくらであい館展望塔
「山崎の戦い」紹介パネル



「三川マルシェ」開催状況

・「淀川河川公園フォトコンテスト 2020」

淀川河川公園内で撮影された様々な写真を一般の方から募集し、グランプリや入選作品などを決定するフォトコンテストを淀川河川公園HPで7月1日より開催し、淀川河川公園の魅力SNSを活用し、広く伝える取組みを実施した。約500件の応募があった。

・「淀川アーバンフロント 2020 夏」

昨年まで「淀川アーバンキャンプ」として開催していたイベントを新たに「淀川アーバンフロント 2020 夏」として8月15日から23日まで開催した。期間中に約500人の来園者が訪れ、人気のグローイングアップオータムキャンプ・グランピングを中心に、淀川の魅力満喫できる自然観察会や水辺のアクティビティに加え、都会の素晴らしい夜景を望める夜の「淀川」を堪能できるナイトクルーズ・ナイトバルなどを実施した。



アーバンフロント開催状況

②評価

- ・ 広報誌「よしぶえ」を沿川市町へ継続的に配布することにより、沿川住民の各種プログラムへの参加意欲の増進に大きく貢献している。また、全国の国営公園へ配布することにより、淀川河川公園の魅力为全国の公園利用者に知ってもらう取組みを継続している。
- ・ 西中島地区の「BBQ有料化」は地域のゴミ放置解消のほか、トイレの増設、適切なスタッフの配置により、マナーの向上、騒音の苦情の減少等周辺環境改善に大きく貢献した。
- ・ 開園から3年が経過した背割堤サービスセンター「さくらであい館」を中心として、来園者の増加や利用者サービス向上のための取組みを実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施できる内容に制限があるが、中長期的な来園者増加に向け、効果的な広報の充実に取り組んでいる。
- ・ 「淀川河川公園フォトコンテスト2020」ではSNSを有効活用し、効果的な広報の発信を行い、淀川河川公園の魅力を広く伝える取組みを実施している。
- ・ 「淀川アーバンフロント2020 夏」では淀川の自然にふれる自然観察会や、さまざまな水辺のアクティビティなどを体験できる取組みを実施し、来園者増加に向けた積極的な活動を行っている。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成24年度）と令和2年度の実施経費を比較すると、削減額は-3,719千円（削減率-1.1%）となっている。この主な要因は、公共工事設計労務単価の上昇によるものと考えられ、令和2年度の公共工事設計労務単価を平成24年度の労務単価に置き換えたところ、令和2年度の実施経費が330,355千円となり、22,026千円（6.3%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従前経費（A） （税抜き）	平成24年度 352,380,952円	同左

契約額（B） （税抜き）	4年0ヶ月：1,424,400,000円 令和1年度：50,399,000円 令和2年度：356,100,000円 令和3年度：356,100,000円 令和4年度：356,100,000円 令和5年度：305,701,000円	令和2年度の実施経費 330,354,770円
削減額（C）	令和2年度との比較 -3,719,048円	令和2年度との比較 22,026,182円
削減率（C/A×100）	令和2年度との比較 -1.1%	令和2年度との比較 6.3%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

近畿地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

（1）入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長

市場化テスト1期目（平成24年度入札公告）では23日間であったが、市場化テスト3期目（平成31年度入札公告）では43日間に延長した。

- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報

市場化テスト3期目に新たに実施した。

- ・包括的な質の設定に関する改善

市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、多様な利用プログラムの提供及び情報発信については年間のみ達成すべき質を設定した。

また昨今の情報発信媒体の多様化を踏まえ、達成すべき質として、従前のホームページアクセスやマスコミによる報道件数に加えて、フェイスブック等のSNSによる情報発信件数を追加した。

- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営を追加した。

- ・提案項目審査における加算点の配分拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目
	自主事業の提案	10点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点
従来の実施方法に対する改善提案	10点	25点
(参考) 提案項目審査の合計点	145点	180点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は1者となっている。1者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見が複数者からあったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年4月に国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

令和元年度（2、3月）及び令和2年度で、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」について、一部項目は達成されたが、公園利用者等は目標値に届かなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言中は、すべての収益施設・駐車場・サービスセンターの閉鎖、緊急事態解除後もBBQ（無料）の中止やイベントの中止が考えられ、公園利用者数は例年と比較し大幅な利用者減となったが、利用者の責に帰すことができない事由によるものと判断した。

なお、再開後は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しながら段階的にイベント等を再開し、淀川河川公園ならではの取り組みや、川を使ったプログラム、舟運等他事業との連携を実施するなど積極的に各地区での賑わい創出・地元との連携が図れた。また、マスコミによる報道件数では、記者クラブ等へのリリース回数を増やすことで、テレビや新聞等に数多く取り上げられたこと、SNSの活用・更新頻度をあげタイムリーな情報を提供するなどについて評価ができる。公園利用者呼び戻す取り組みを進めることや、各種改善提案を行うとともに民間事業者のノウハウを活かしたサービスの提供等にも努め、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、3期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成24年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後9年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、事業者において人員を確保することが困難であることが要因と考えられる。

しかし、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了

プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定) III.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、近畿地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

国土交通省近畿地方整備局
令和 3 年 5 月 2 1 日

民間競争入札実施事業
「国営明石海峡公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>国営明石海峡公園（淡路地区・兵庫県淡路市、神戸地区・兵庫県神戸市北区）における運営維持管理業務</p> <p>1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 ・発災時の利用者避難誘導 <p>② 施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等 <p>③ 植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花監理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等） <p>2) 収益施設等設置管理運営業務（土地使用料を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>① 収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食。物販施設、駐車場等の運営 <p>② 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設等の運営 ・飲食・物販・体験学習施設等の新設・管理運営
事業実施期間	令和 2 年 2 月 1 日から令和 6 年 1 月 3 1 日までの 4 年間

受託事業者	H31-35国営明石海峡公園運営維持管理業務 兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体
契約金額（税抜）	2,295,000,000円 令和元年度：83,130,000円 令和2年度：581,660,000円 令和3年度：581,070,000円 令和4年度：568,060,000円 令和5年度：481,080,000円
入札の状況	1者応札（入札説明書交付者＝11者）
事業の目的	本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。
受託事業者決定の経緯	<p>本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、令和元年8月1日の提出期限までに入札参加業者1者から提出された競争参加資格確認申請書及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。</p> <p>入札価格については、令和元年10月7日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、H31-35国営明石海峡公園運営維持管理業務兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体を受託事業者として決定した。</p>
特記事項 (改善指示・法令違反 行為等の有無)	本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適性かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収等及び同法第27条における指示等が必要な状況はなかった。

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」(以下「実施要項」という。)により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①淡路地区の利用者数

ア 達成すべき質

令和2年2月～3月及び年間の有料区域の公園利用者数

- ・令和元年度：2月～3月 47,000人以上
- ・令和2年度～令和4年度：年間 410,000人以上

イ 結果

令和元年度の2月～3月の利用者は42,865人となり達成すべき質は確保されなかった。

要因分析を行った結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2月末からイベントを中止したことが大きく影響したと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和2年度の利用者は、239,668人となり達成すべき質は確保されなかった。

要因分析を行った結果、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を受け4月8日から5月25日の間臨時休園とした事、再開後も、淡路市夏まつり等の大型イベントの中止や、夏場に子ども達に人気のじゃぶじゃぶ池等の使用中止を行ったことが大きく影響したと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

なお、コロナ禍においても入園者を増やすための取り組みとして、事業者が従来より規模を縮小したイベントの開催や、新たに屋外で楽しめる企画「れいんぼーあんぶれら」を実施したところ、若い女性を中心とした新たな客層の集客に繋がり、8月は例年同月よりも利用者数が増加した。

表1 淡路地区の利用者数

令和元年度 達成すべき質	令和元年度実績
2月～3月 47,000人以上	42,865人

令和2年度 達成すべき質	令和2年度実績
年間 410,000人以上	239,668人

②神戸地区の利用者数

ア 達成すべき質

令和2年2月～3月及び年間の有料区域の公園利用者数

- ・令和元年度：2月～3月 4,300人以上
- ・令和2年度～令和4年度：年間 39,000人以上

イ 結果

令和元年度（2月～3月）の利用者は4,194人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因分析を行った結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2月末から屋内施設の利用中止、体験プログラムなどの開催中止および小中学校の環境学習がキャンセルとなったことが大きく影響したと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和2年度の利用者は、34,422人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因分析を行った結果、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を受け4月8日から5月25日の間臨時休園とした事、再開後も、あいな里山四大祭りの「田植えまつり」「やまもまつり」等のイベントの中止や、春から夏にかけての小学校の環境学習が全てキャンセルとなったことが大きく影響したと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

コロナ禍においても入園者を増やす取り組みとして、受注者は、従来より規模を縮小したイベントを実施したり、8月の夏休み期間中に毎日野菜の抽選会やザリガニ釣り等のイベントを開催した。9月以降は小学校等の団体利用の回復等もあったため、8月以降は例年同月よりも入園者数が増加した。

表2 神戸地区の利用者数

令和元年度 達成すべき質	令和元年度実績
2月～3月 4,300人以上	4,194人

令和2年度 達成すべき質	令和2年度実績
年間 39,000人以上	34,422人

2) 利用者満足度の確保

①淡路地区における公園の運営に関する利用者の「満足」「やや満足」「普通」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・令和元年度：2月～3月 90%以上
- ・令和2年度～令和4年度：年間 90%以上

イ 結果

- ・令和元年度（2月～3月）は、「満足」「やや満足」「普通」の回答比率が99.0%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「満足」「やや満足」「普通」の回答比率が98.6%となり、達成すべき質は確保された。

表3 淡路地区における公園の運営に関する
「満足」「やや満足」「普通」の回答比率

令和元年度 達成すべき質	令和元年度実績
2月～3月 90%以上	99.0%
令和2年度 達成すべき質	令和2年度実績
年間 90%以上	98.6%

②神戸地区における公園の運営に関する利用者の「満足」「やや満足」「普通」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・令和元年度：2月～3月 90%以上
- ・令和2年度～令和4年度：年間 90%以上

イ 結果

- ・令和元年度（2月～3月）は、「満足」「やや満足」「普通」の回答比率が96.0%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「満足」「やや満足」「普通」の回答比率が97.7%となり、達成すべき質は確保された。

表4 神戸地区における公園の運営に関する
「満足」「やや満足」「普通」の回答比率

令和元年度達成すべき質	令和元年度実績
2月～3月 90%以上	96.0%
令和2年度達成すべき質	令和2年度実績
年間 90%以上	97.7%

3) 公園特性を生かした植物管理

①淡路地区における緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」「普通」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・令和元年度：2月～3月 90%以上
- ・令和2年度～令和4年度：年間 90%以上

イ 結果

- ・令和元年度（2月～3月）は、「満足」「やや満足」「普通」の回答比率が94.0%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「満足」「やや満足」「普通」の回答比率が96.9%となり、達成すべき質は確保された。

表5 淡路地区における緑の量や花の演出に関する
「満足」「やや満足」「普通」の回答比率

令和元年度達成すべき質	令和元年度実績
2月～3月 90%以上	94.0%

令和2年度達成すべき質	令和2年度実績
年間 90%以上	96.9%

②神戸地区における里地里山の草木や花の美しさに関する「満足」「やや満足」「普通」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・令和元年度：2月～3月 90%以上
- ・令和2年度～令和4年度：年間 90%以上

イ 結果

- ・令和元年度（2月～3月）は、「満足」「やや満足」「普通」の回答比率が96.0%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「満足」「やや満足」「普通」の回答比率が97.0%となり、達成すべき質は確保された。

表6 神戸地区における里地里山の草木や花の美しさの演出に関する
「満足」「やや満足」「普通」の回答比率

令和元年度達成すべき質	令和元年度実績
2月～3月 90%以上	96.0%

令和2年度達成すべき質	令和2年度実績
年間 90%以上	97.0%

4) 多様な利用プログラムの提供

①淡路地区における利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

- ・令和元年度：2月～3月開催回数 22 回以上、延べ参加人数 7,400 人以上

- ・令和2年度～令和4年度：年間開催回数 131 回以上、延べ参加人数 44,500 人以上

イ 結果

- ・令和元年度（2月～3月）は開催回数 10 回、延べ参加人数 4,862 人となり、開催回数、延べ参加人数とも達成すべき質は確保されなかった。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、早咲き桜まつりも含めて2月29日からイベントが中止となったため、企画提案を実施することができず、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・令和2年度は開催回数111回、延べ参加人数32,041 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

最もプログラム数および参加者が多い春期間において、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を受け4月8日から5月25日の間臨時休園となったことや、再開園後についても感染拡大に留意しつつ、3密の回避が困難なイベントを中止したこと、さらにはイベント自体も少人数で予約制とするなど感染予防の徹底を図りながら実施したことで参加人数が十分に確保できなかったことによる影響が大きいと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・令和3年度以降、達成すべき質を確保できるように新たな屋外企画に取り組む予定である。

表7 淡路地区における利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

令和元年度達成すべき質	令和元年度実績
2月～3月開催回数 22 回以上	10 回
2月～3月延べ参加人数 7,400 人以上	4,862 人

令和2年度達成すべき質	令和2年度実績
年間開催回数 131 回以上	111 回
年間延べ参加人数 44,500 人以上	32,041 人

②神戸地区における利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

- ・令和元年度：2月～3月開催回数 4 回以上、延べ参加人数 800 人以上
- ・令和2年度～令和4年度：年間開催回数 24 回以上、延べ参加人数 8,300 人以上

イ 結果

・令和元年度（2月～3月）は開催回数8回、延べ参加人数554人となっており、開催回数は達成しているが延べ参加人数は、達成すべき質が確保されなかった。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため2月29日から、一部施設の閉鎖措置や里山体験プログラムなどすべてのイベントが中止になったため、企画提案を実施することができず、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

・令和2年度は開催回数88回、延べ参加人数 11,588 人となり、達成すべき質は確保された。

・最もプログラム数および参加者が多い春期間が新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を受け4月8日から5月25日の間臨時休園となった。

また、イベント時における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大規模イベントやプログラムの中止、規模の縮小を余儀なくされている。特に小中学校の環境体験学習については、教育委員会からも規模縮小の通達があったことから、1学期の利用はすべてキャンセル（15校、約1,300人）された。

以上により、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

なお、2学期は、1学期の体験学習キャンセルの反動や新規の団体が増えた事により例年より学校利用の実績が増えている（45校、3,330人）。

表8 神戸地区における利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

令和元年度達成すべき質	令和元年度実績
2月～3月開催回数 4回以上	8回
2月～3月延べ参加人数 800人以上	554人

令和2年度達成すべき質	令和2年度実績
年間開催件数 24回以上	88回
年間延べ参加人数 8,300人以上	11,588人

5) 情報受発信

① SNSによる情報発信件数

ア 達成すべき質

- ・令和元年度：2月～3月 50件以上
- ・令和2年度～令和4年度：年間 300件以上

イ 結果

・令和元年度（2月～3月）は、情報発信件数が 淡路地区は63件、神戸地区は41件となり、神戸地区については包括的な質を達成できなかった。

令和元年度の2、3月は新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた時期であり、特に都市部に近い神戸地区では積極的な利用促進も困難であったため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

・令和2年度は、情報発信件数が淡路地区は616件、神戸地区は611件となり、達成すべき質は確保された。

表9 SNSによる情報発信件数

令和元年度達成すべき質	令和元年度実績
2月～3月発信件数 50件以上 (淡路地区・神戸地区別)	淡路地区 63件 神戸地区 41件

令和2年度達成すべき質	令和2年度実績
年間発信件数 300件以上 (淡路地区・神戸地区別)	淡路地区 616件 神戸地区 611件

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

① マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うこと。その他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

② 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。

2) 施設・設備維持管理業務

①維持修繕・保守点検

建物、園路広場、電気設備、汚水・給排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

②清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

3) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。また、神戸地区にあつては、水田・耕作地の景観保全に配慮し、かつ農作物（果樹を含む）について里山体験メニューに供する管理ができていていること。樹林地については、あらかじめ作成した計画に基づき、利用や鑑賞に適した質の向上が図られること。

4) 収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、調査職員が項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。

令和元年度及び令和2年度において、運営維持管理業者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される連絡調整会議（調査職員と事業者との定例の意見交換の場）等で調整を行い実施している。

①実施状況

○ 令和元年度の企画提案の主な実施内容

<淡路地区>

- ・公園の魅力度を上げる花風景の提供

早咲き桜まつりや超早咲きチューリップにより地域で一番早い花風景の提供を実施した。



早咲き桜まつり

- ・イベント・体験プログラムの充実

光と花のページェント、体験プログラムとして「おひなさまづくり」「コズミックカレッジ」を実施した。

<神戸地区>

- ・公園の魅力度を上げる花風景の提供

藍那口、しあわせの村連絡口、料金所等にナノハナを植栽し公園らしいエンタランスの演出を実施した。

○ 令和2年度の企画提案の主な実施内容

<淡路地区>

- ・SNS等による公園情報の発信

公園に興味を持って貰えるよう、日々の公園の状況や魅力ある企画等を、HP、SNS等で発信した。その結果、新聞、TV等の取材を受け放映等に結び付き拡散されている。

- ・新たな屋外企画の実施

新たな屋外展示企画（れいんぼーあんぶれら）の実施により、自撮りで写真を撮られている女性客が多く見られ、新たな客層が発掘できた。



れいんぼーあんぶれら

- ・公園の魅力度を上げる花風景の提供
夏のヒマワリ植栽面積を増やし面で広がりを見せる花風景の提供を実施した。
- ・公園遊具の衛生管理
コロナ禍の中で、遊具を安全・快適に利用してもらえるよう、毎日閉園後に遊具の消毒作業を実施した。



遊具消毒作業状況



ザリガニ釣り

- ・公園の魅力度を上げる花風景の提供
メインゲートとなる長屋門前にその時期の見頃の植物の実物展示や、あぜ道にヒガンバナ、古民家周辺等にコスモス等の植栽を行い里山に色を添える景観づくりを実施した。
- ・学校団体等の誘致
環境学習の場の提供として小学校等学校団体向けの環境体験メニューを充実させ、学校等へ広報を実施した。



環境体験学習（稲刈り）

・新たな公園の楽しみ方の提案

里山ウォーキングコースの設定や、季節毎の「みごろの花&生きもの散策コースマップ」の提供を実施した。

②評価

淡路地区、神戸地区とも、休園期間中においては、日々の公園の状況をホームページやSNS等で発信が行われ、再開園後も、公園利用者への3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、複合遊具の消毒や、イベント等実施時の検温等新型コロナウイルス感染予防措置を適切に実施されている。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成24年度）と令和2年度の実施経費を比較すると、削減額は-292,660千円（削減率-101.1%）となっている。この主な要因として、公共工事設計労務単価の上昇と供用面積の増加の2点が考えられる。公共工事設計労務単価を平成24年度の労務単価に置き換えるとともに、平成28年度の供用面積の大規模な増加に伴い増えた実施経費を差し引くと、令和2年度の実施経費が284,546千円となり、4,453千円（1.5%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価等による補正後の金額等
従前経費（税抜） （A）	平成24年度 289,000,000円	同左
実施経費（税抜） （B）	4年0ヶ月：2,295,000,000円 令和元年度：83,130,000円 令和2年度：581,660,000円 令和3年度：581,070,000円 令和4年度：568,060,000円 令和5年度：481,080,000円	令和2年度の実施経費 284,546,780円

削減額 (C)	令和2年度との比較 -292,660,000円	令和2年度との比較 4,453,220円
削減率(C/A ×100)	令和2年度との比較 -101.1%	令和2年度との比較 1.5%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

近畿地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

(1) 入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長
市場化テスト1期目（平成24年度入札公告）では25日間であったが、市場化テスト3期目（平成31年度入札公告）では42日間に延長した。
- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト3期目に新たに実施した。
- ・包括的な質の設定に関する改善
市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、公園の利用者数の確保については年間のみ達成すべき質を設定した。
また昨今の情報発信媒体の多様化を踏まえ、達成すべき質として、従前のホームページアクセスやマスコミによる報道件数に加えて、フェイスブック等のSNSによる情報発信件数を追加した。
- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営、体験学習施設の設置運営を追加した。
- ・提案項目審査における加算点の配分拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目
自主事業の提案	10点	20点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点
従来の実施方法に対する改善提案	10点	25点
(参考) 提案項目審査の合計点	145点	180点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者含めて少なくとも2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち少なくとも2名以上が勤務する体制へと緩和した。

・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は1者となっている。1者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見が複数者からあったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年4月に国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

令和元年度（2、3月）及び令和2年度で、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」について、一部項目は達成されたが、公園利用者等は目標値に届かなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言中は、休園となり、春季の利用者が多い時期と重なったことや、緊急事態解除後も、じゃぶじゃぶ池の使用中止、大型イベントの中止や規模の縮小に伴い、公園利用者数は例年と比較し大幅な利用者減となった。

再開園後は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しながら段階的にイベント等を

再開し、新たな屋外イベント等の取り組みが行われるなど、各地区での賑わいの創出が図られた。

また、日々の公園の状況を、HPやSNS等で発信が行われ、テレビや新聞等に数多く取り上げられたことについて評価できる。公園利用者呼び戻す取り組みを進める事や、各種改善提案を行うとともに民間事業者のノウハウを活かしたサービスの提供等にも務め、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成24年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後9年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ1者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、事業者において人員を確保することが困難であることが要因と考えられる。

しかし、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テスト

を終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、近畿地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

国土交通省中国地方整備局
令和3年5月21日

民間競争入札実施事業
「国営備北丘陵公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>国営備北丘陵公園(広島県庄原市)における運営維持管理業務</p> <p>1) 公園運営維持管理業務(委託費により行う業務)</p> <p>① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 ・企画広報(行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整) ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 <p>② 施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等(建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備) ・清掃(園内清掃、園内建物清掃) 等 <p>③ 植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝生管理、中低木管理、高木管理、草地管理、花壇管理、花畑管理、草花管理、特殊管理 <p>2) 収益施設等設置管理運営業務</p> <p>①収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食・物販施設、駐車場等の運営 <p>②自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設等の運営

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・物販施設等の設置運営 ・ 指定する既存施設の改善運営
事業実施期間	令和2年2月1日から令和6年1月31日までの4年間 (評価対象期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで)
受託事業者	H31-35 国営備北丘陵公園運営維持管理業務 グリーンウインズ共同体
契約金額(税抜)	1,860,000,000円 令和元年度:62,117,000円 令和2年度:465,447,400円 令和3年度:465,447,400円 令和4年度:465,447,400円 令和5年度:401,540,800円
入札の状況	1者応札(入札説明書交付者=2者)
事業の目的	本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。
受託事業者決定の経緯	<p>本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、令和元年5月31日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類、及び令和元年8月7日の提出期限までに提出された企画書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。</p> <p>入札価格については、令和元年10月1日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、H31-35 国営備北丘陵公園運営維持管理業務グリーンウインズ共同体を受託事業者として決定した。</p>

特記事項 (改善指示・法令違反 行為等の有無)	本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 26 条における報告の徴収等及び同法第 27 条における指示等が必要な状況はなかった。
-------------------------------	--

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H31-35 国営備北丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」(以下「実施要項」という。)により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

① 年間の公園利用者数

ア) 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

○平成 31 年度

年間 (第 4 四半期 : 2 月 ~ 3 月)
28,000 人

○令和 2 年度 ~ 令和 4 年度

年間
463,000 人

イ) 結果

- ・平成 31 年度の公園利用者数は 32,868 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和 2 年度の公園利用者は年間 411,043 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4 月 7 日から 5 月 25

日まで、全国に発令された緊急事態宣言（中国 5 県は、4 月 16 日から 5 月 14 日まで）に伴い、全国民に外出自粛が要請され、備北丘陵公園では 4 月 18 日から 5 月 13 日までのゴールデンウィークを含む 26 日間を臨時休園とした。さらに、令和 2 年 12 月中旬以降、広島県内では新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策が呼びかけられ、特に広島市では緊急事態措置に準じた対策が講じられたことなどにより、公園利用者が大幅に減少した。この様な状況から、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和 3 年度以降、達成すべき質を確保できるように関係団体と連携を強化し更なる利用促進に取り組む予定である。

表 1 年間の公園利用者数

達成すべき質	平成 31 年度実績	令和 2 年度実績
年間 463,000 人以上 (平成 31 年度：28,000 人)	32,868 人	411,043 人

2) 利用者満足度の確保

① 年間の「公園の運営」に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

ア) 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

○平成 31 年度

年間 (2 月～3 月)
90.0%

○令和 2 年度～令和 4 年度

年間
90.0%

イ) 結果

- ・平成 31 年度の満足度調査は、調査員が利用者と対面により調査を行うことから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった。
- ・令和 2 年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が年間で 99.0%となり、達成すべき質が確保された。

なお、第 1 四半期の満足度調査については、調査員が利用者と対面により

調査を行うことから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった。

表2 年間の「公園の運営」に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	平成31年度実績	令和2年度実績
年間 90.0%以上	調査未実施	99.0%

3) 公園特性を活かした植物管理

① 年間及び季節ごとの「花の広場」に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

ア) 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

○令和2年度～令和4年度（平成31年度は設定なし）

春季	秋季	年間
90.0%	90.0%	90.0%

イ) 結果

- 令和2年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が年間で98.5%となり、達成すべき質が確保された。また、その内訳は、秋季98.5%となっている。

なお、春季の満足度調査については、調査員が利用者と対面により調査を行うことから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった。

表3 年間及び季節ごとの「花の広場」に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	令和2年度実績
年間 90.0%以上	98.5%
春季 90.0%以上	調査未実施
秋季 90.0%以上	98.5%

4) 多様な利用プログラムの提供

① 「公園全体」で開催する利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

ア) 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

○平成 31 年度

達成すべき質	年間
利用プログラムの開催回数	340 回
利用プログラムの延べ参加人数	890 人

○令和 2 年度～令和 4 年度

達成すべき質	年間
利用プログラムの開催回数	1,404 回
利用プログラムの延べ参加人数	83,000 人

イ) 結果

- ・平成 31 年度は、利用プログラムの開催回数が 440 回、延べ参加人数が 3,321 人と達成すべき質が確保された。
- ・令和 2 年度は、利用プログラムの開催回数が年間で 3,341 回、延べ参加人数が 111,116 人と達成すべき質が確保された。

表 4 「公園全体」利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

達成すべき質	平成 31 年度実績	令和 2 年度実績
利用プログラムの開催回数 1,404 回以上 (平成 31 年度 : 340 回以上)	440 回	3,341 回
利用プログラムの延べ参加人数 83,000 人以上 (平成 31 年度 : 890 人以上)	3,321 人	111,116 人

② 「ひばの里」利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

ア) 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

○平成 31 年度

達成すべき質	年間
利用プログラムの開催回数	186 回
利用プログラムの延べ参加人数	673 人

○令和 2 年度～令和 4 年度

達成すべき質	年間
利用プログラムの開催回数	941 回
利用プログラムの延べ参加人数	25,000 人

イ) 結果

- ・平成 31 年度は、利用プログラムの開催回数が 157 回、延べ参加人数が 1,633 人と延べ参加者数は達成すべき質が確保されたものの開催回数では確保されなかった。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月 29 日から年度を超えて令和 2 年 5 月 31 日までの間、園内の主要施設を閉館したためイベントの開催ができなかったことによる。このことは、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。
- ・令和 2 年度は、利用プログラムの開催回数が年間で 1,268 回、延べ参加人数が 15,936 人と利用プログラム開催回数は達成すべき質が確保されたものの延べ参加者数では確保されなかった。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月 29 日から年度を超えて令和 2 年 5 月 31 日までの間、園内の主要施設を閉館したためイベントの開催ができなかったことによる。このことは、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表5 「ひばの里」利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

達成すべき質	平成31年度実績	令和2年度実績
利用プログラムの開催回数 941回以上 (平成31年度：186回以上)	157回	1,268回
利用プログラムの延べ参加人数 25,000人以上 (平成31年度：673人以上)	1,633人	15,936人

5) 情報受発信

① ホームページの総アクセス件数

ア) 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

○平成31年度

達成すべき質	年間
ホームページの総アクセス件数	42,000件

○令和2年度～令和4年度

達成すべき質	年間
ホームページの総アクセス件数	529,000件

イ) 結果

- ・平成31年度は、ホームページの総アクセス件数が年間で43,249件と達成すべき質が確保された。
- ・令和2年度は、ホームページの総アクセス件数が年間で520,485件と達成すべき質が確保できなかった。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月7日から5月25日まで、全国に発令された緊急事態宣言（中国5県は、4月16日から5月14日まで）に伴い、全国民に外出自粛が要請されたこと、及び備北丘陵公園では4月18日から5月13日までのゴールデンウィークを含む26日間を臨時休園としたこと、さらに、令和2年12月中旬以

降、広島県内では新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策が呼びかけられ、特に広島市では緊急事態措置に準じた対策が講じられたことなどにより、ホームページのアクセス件数が減少した。このことは、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表7 ホームページの総アクセス件数

達成すべき質	平成31年度実績	令和2年度実績
529,000件 (平成31年度：42,000件)	43,249件	520,485件

(2) 個別業務の質

1) 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

① 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

ア) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

イ) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティア等との良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。

② 施設・設備維持管理業務

ア) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じた対応措置が判断・実行されていること。

イ) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

③ 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

④ 収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

2) 結果

個別業務の質に関する履行確認は、調査職員が項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。

令和元年度及び令和2年度において、運営維持管理者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からの改善提案として、公園の特性を理解した上で効率化を図ることの出来る部分を見極め、効果的・効率的な公園運営と質の向上を目指す取り組みを行っている。さらに、公園運営維持における管理水準を維持しつつランニングコストの削減に取り組んでいる。

また、新型コロナウイルス禍の中で、公園の魅力向上及び利用促進を図ることを目的に、新型コロナウイルス感染防止対策を講じるとともに、3密を回避しやすい環境を整えて様々な取り組みを行っている。

1) 実施状況

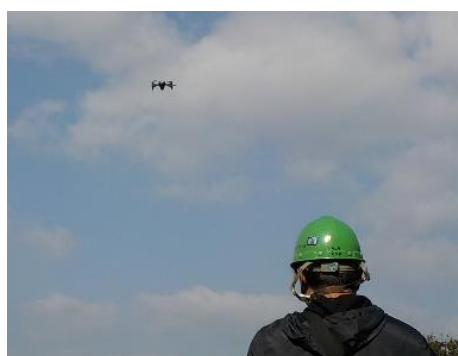
①改善提案項目：入園料徴収券売機の廃止

中入口に設置している券売機2台を廃止し、利用者動線側の窓口にレジ1台を設置した。



②改善提案項目：管理用ドローンによる異常時における点検の充実

管理用ドローンにより、立入困難場所や高所の異常時点検を実施している。



③改善提案項目：植物管理（草地管理 草地除草工）

雑草抑制剤「ショートキープ」を導入し機械除草のコスト削減を図っている。



④改善提案項目：植物管理（特殊管理 リサイクル工）

緑地景観の維持や、公園利用者の安全確保において、支障がある樹木の間伐等により発生した木材について、更なる有効活用を検討している。



⑤改善提案項目：施設・設備維持管理（建物・工作物・園路広場等維持修繕）

木製施設に防腐効果の高い柿渋塗料を塗布し工作物の長寿命化を図っている。



⑥改善提案項目：【都市緑化】全国都市緑化ひろしまフェア協賛会場としての取組
フェア期間中（R2.2～11月）、中の広場に「全国都市緑化ひろしまフェア」協賛会場として特設花壇を設置し情報発信を行った。



⑦改善提案項目：SNSを通じたライブ配信の取り組み

新型コロナウイルスの影響で臨時閉園した中、見頃を迎えた花の広場等を会場として、地元を中心に活動中のアーティストによるライブを開催しSNSを通じて映像の配信を行った。



⑧改善提案項目：全国の国営公園と連携した取り組み

新型コロナウイルス禍の終息を願って、全国の国営公園と連携し一斉に凧あげを実施した。



⑨改善提案項目：ドライブインシアターの取り組み

新型コロナウイルス禍の中でのイベントとして、車両の中から家族単位等で鑑賞でき、3密を回避しやすいドライブインシアターを開催した。



2) 評価

改善提案により実施した取り組みは、効率的・効果的な公園運営と運営の質の向上及び、ランニングコストの削減に寄与しており評価できる。また、新型コロナウイルス禍にあっても、感染防止対策を行いつつ3密を回避しやすい環境を整えて、公園の魅力向上や利用促進につながる取り組みを行った結果、令和2年秋以降の入園者数は徐々に回復しつつある。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成24年度）と令和2年度の実施経費を比較すると、削減額は25,981千円（削減率5.3%）となっている。公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、平成24年度の労務単価に置き換えた場合は、令和2年度の実施経費が420,459千円となり、70,970千円（14.4%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価等による補正後の金額等
従前経費 (税抜) (A)	491,428,571円 (平成24年度)	同左
実施経費 (税抜) (B)	4年：1,860,000,000円 令和1年度：62,117,000円 令和2年度：465,447,400円 令和3年度：465,447,400円 令和4年度：465,447,400円 令和5年度：401,540,800円	令和2年度の実施経費 420,458,667円
削減額 (C) =(A)-(B)	<令和2年度との比較> 25,981,171円	<令和2年度との比較> 70,969,904円
削減率 (C/A×100)	<令和2年度との比較> 5.3%	<令和2年度との比較> 14.4%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

中国地方整備局では、本事業における競争性改善のため以下の通り取組を実施した。

(1) 入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長
市場化テスト1期目（平成24年度入札公告）では25日間であったが、市場化テスト3期目（平成31年度入札公告）では42日間に延長した。
- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト3期目に新たに実施した。
- ・包括的な質の設定に関する改善
市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めため、全ての項目について年間のみ達成すべき質を設定した。
- ・収益施設等設置管理運營業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営、指定する既存施設（中の茶屋、備北オートビレッジ）の改修運営を追加した。
- ・提案項目審査における加算点の配分拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目
自主事業の提案	10点	20点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点
従来の実施方法に対する改善提案	10点	25点
(参考) 提案項目審査の合計点	145点	180点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善
開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。
- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和
市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を

対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は1者となっている。1者応札になった原因を探るため、上記4. (1) で広報した入札参加が期待される関係団体等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見があったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

また、「業務内容に対して、過年度の実施経費が低く、採算が取れない」との意見があったが、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が確保されているものであり、予算の増額等による対応は難しいと考えている。

これらを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年4月に国営備北丘陵公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、市場化テストを終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

「達成すべき包括的な質」について、年間の公園利用者数等が確保されなかった。これらは、4月7日から5月25日まで、新型コロナウイルス感染症拡大により全国に発令された緊急事態宣言（中国5県は、4月16日から5月14日まで）に伴い、備北丘陵公園では4月18日から5月13日までのゴールデンウィークを含む26日間を臨時閉園としたことなどから公園利用者が大幅に減少したことによる。

再開後は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しながら段階的にイベント等を再開し、公園運営にあたっては、屋外施設である公園施設が注目される中、さらなる魅力向上及び利用促進を図るため、臨時閉園中の花の見頃を発信するSNSを通じたライブ映像の配信、車両内から映画を鑑賞できるドライブインシアター、及び新

型コロナ禍の終息を願った全国一斉の夙あげ等、新型コロナウイルス禍の状況下であっても創意工夫を行いながら様々な取り組みを行っている。また、時代のニーズに合わせた広報戦略として、ソーシャルメディアを活用した効果的な情報発信を行うなど、民間事業者のノウハウを活かしたサービスの提供等にも努めており、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示や、法令に係る違反行為等は無かった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、3期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成24年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後9年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、①事業者において人員を確保することが困難であること、②業務内容に対して過年度の実施経費が低く採算を取ることが困難であること、が要因と考えられる。

しかし、①については、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

②については、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が概ね確保されているため、予算の増額等による対応は不適切である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4 に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、中国地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

国土交通省四国地方整備局
令和3年5月21日

民間競争入札実施事業
「国営讃岐まんのう公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事項	内容
事業概要	<p>国営讃岐まんのう公園（香川県仲多度郡まんのう町）における運営維持管理業務</p> <p>1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体のマネジメント及び企画立案 ・入園料等徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 <p>②施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等 <p>③植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等） <p>2) 収益施設等設置運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>①収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食・物販施設、駐車場、オートキャンプ場施設等の運営 <p>②自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設等の運営 ・飲食・物販施設等の運営 ・指定する既存設備の改修運営

事業実施期間	令和2年2月1日から令和6年1月31日までの4年間 (※評価対象期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで)
受託事業者	H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務 まんのう公園マネジメント共同体
契約金額 (税抜き)	1,576,000,000円 令和元年度 44,920,000円 令和2年度 393,790,000円 令和3年度 393,800,000円 令和4年度 394,200,000円 令和5年度 349,290,000円
入札の状況	1者応札 (入札説明書交付者=1)
事業の目的	本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効果を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。
受託事業者決定の経緯	本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、令和元年6月4日の提出時期までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。 入札価格については、令和元年10月8日に改札した結果、予定価格の範囲内であったことから、H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務まんのう公園マネジメント共同体を受託業者として決定した。
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	本業務において、業務に係わる法令違反行為は無かった。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収及び同法第27条における指示等が必要な状況は無かった。

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務 民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」と言う。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①本公園の年間の公園利用者数

ア 達成すべき質

・公園利用者数：

令和元年度（2月～3月）	41,923人以上
令和2年度～令和4年度	464,560人以上/年

イ 結果

- ・令和元年度（2月～3月）の公園利用者数は40,851人であり、達成すべき質が確保されなかった。また、令和2年度の公園利用者数は323,045人であり、達成すべき質が確保されなかった。
- ・その要因として、令和2年2月からの新型コロナウイルス感染症患者の国内増加に伴い、緊急事態宣言が出された令和2年4、5月以降、香川県内では、JR高松駅の利用者が過年度と比べて50%以上減少し、またゴールデンウィーク時も令和元年度と比較して県外からの来訪者が70%以上減少するなど、大きな影響が生じた。また6月以降も新型コロナウイルス感染症の影響は続いており、県外からの来訪者は過年度と比較して大幅に減少している状況である。

本公園においても政府や香川県の緊急事態宣言を受け、ゴールデンウィークを含む令和2年4月18日から6月1日の間「臨時休園」の措置を行った。また、再開園後も施設の一部に利用制限等を行い、また大型音楽イベントの中止をはじめ令和2年度に予定していたイベント等の殆どが中止や規模縮小となった。

これらの影響が大きく関わり令和2年度の利用者数は、過年度と比較して大幅減となった。

包括的な質は未達成となったが、運営維持管理業務に伴わない社会的要因が大きく影響しており、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和3年度以降、達成すべき質が確保されるように四国を代表する花風景、

季節ごとの大型イベント及びニーズに応じた利用プログラム等の拡充、地域と連携した情報発信などの広報強化に取り組む予定である。

表1 公園利用者数

年度	達成すべき質	実績
令和元年度	41,923人以上	40,851人
令和2年度	464,560人以上	323,405人

2) 利用者満足度の確保

①本公園の年間の公園の運営に関する「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

・利用者の「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率：

令和元年度 86%以上

令和2年度～令和4年度 90%以上

イ 結果

・令和元年度、2年度とも、「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率が90%を超え、達成すべき質は確保された。

表2 年間の公園の運営に関する利用者の「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率

年度	達成すべき質	実績
令和元年度	86%以上	90.9%
令和2年度	90%以上	95.2%

3) 公園特性を生かした植物管理

①本公園の季節を彩る花の演出に関する年間の「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

・季節を彩る花の演出に関する年間の「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率：

令和2年度～令和4年度 80%以上

イ 結果

・令和2年度は、年間の「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率が91.1%と、達成すべき質は確保された。

表3 季節を彩る花の演出に関する年間の「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率

年度	達成すべき質	実績
令和2年度	80%	91.1%

4) 多様な利用プログラムの提供

①利用プログラムの開催回数

ア 達成すべき質

- ・利用プログラムの開催回数：

令和元年度 94回以上

令和2年度～令和4年度 749回以上

イ 結果

- ・令和元年度の利用プログラムの開催回数は47回、令和2年度の利用プログラムの開催回数が654回と各年度ともに達成すべき質が確保されなかった。

この要因として、本公園では新型コロナウイルス感染予防対策として、令和2年2月29日から6月2日まで屋内施設の利用や全てのイベントを中止したこともあり、包括的な質は未達成となったが、社会的要因が大きく影響しており、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和3年度以降、達成すべき質が確保されるよう多様なレクリエーション活動の拠点となるよう、公園資源や里山環境を活かし伝統文化、芸術及び防災などバリエーション豊富なプログラムに取り組む予定である。

表4 利用プログラム開催回数

年度	達成すべき質	実績
令和元年度	94回以上	47回
令和2年度	749回以上	654回

5) 情報受発信

①ホームページ総アクセス件数

ア 達成すべき質

- ・ホームページ総アクセス件数：

令和2年度～令和4年度 720,000件以上

イ 結果

- ・令和2年度においては、ホームページの総アクセス件数が年間で761,119件と、達成すべき質は確保された。

表5 ホームページの総アクセス件数

年度	達成すべき質	実績
令和2年度	720,000件以上	761,119件

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保することとしている。

①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のものと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うこと。その他、本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。

②施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

③植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

④収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、実施要領等に定められたモニタリング方法によって、受託事業者からの提案事業を含めて、調査職員が書面及び現地立会により実施している。令和3年3月末時点で、受託事業者から調査職員に対して適切に管理月報等が提出されており、調査職員により個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される連絡調整会議（調査職員と民間事業者との定例の意見交換の場）等で調整を行い実施している。

①実施状況（令和2年度）

1. 【花修景】紅葉する草「コキア」の大規模修景



コキアの大規模修景

紅葉する草「コキア」を令和元年度の1.5倍の6千本を竜頭の丘に展開し紅葉風景を演出した。

また、コキアを使用したイベント「コキアでミニほうき作り」も開催した。


期間：令和2年10月（紅葉見頃時期）

期間入園者数：62,762人

2. 【利用促進】夏季イルミネーションイベントの開催

	<p>コキアのライトアップ</p> <p>讃岐まんのう公園では初となる、コキアのライトアップをお盆に合わせて行った。新型コロナウイルス感染予防対策から同時に飲食サービスを行う予定であったが大幅な規模縮小となった。</p> <p>期間：令和2年8月8～10日</p> <p>期間入園者数：5,754人</p>
---	--

3. 【利用促進】ウィンターファンタジー

	<p>ウィンターファンタジー</p> <p>讃岐まんのう公園の冬の恒例となっているイルミネーションを新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で実施した。</p> <p>年末年始の新型コロナウイルス感染症の第3波や寒波の影響を受け公園利用者数は令和元年度より少なかったが好評を得られた。</p> <p>実施期間：令和2年11月21日 ～令和3年1月11日</p> <p>期間入園者数：111,003人 (16時以降入園者数：77,381人)</p>
--	--

4. 【利用促進】セグウェイガイドツアーの実施

	<p>セグウェイガイドツアー</p> <p>讃岐まんのう公園において閑散期にあたる冬期に、園内を周遊するセグウェイガイドツアーを初めて実施した。</p> <p>四国ではセグウェイ体験は珍しく、参加者から好評を得られた。</p> <p>期間：令和3年1月～3月 計16日間</p> <p>参加者：116人</p>
---	--

5. 【多様なプログラム】防災キャンプの実施



防災キャンプ

オートキャンプ場において、テントやタープの設営、防災食の調理や試食を体験する防災キャンプを実施した。

新型コロナウイルス感染症対策により参加者を制限して行ったが、初体験の子供に非常に興味を持ってもらえた。

実施日：令和2年10月17日

参加者：8組 20人

6. 【地域との連携】近隣小学校との連携



森づくり体験活動

近隣小学校4年生を対象に、自然生態園さぬきの森において年間5回環境学習を実施した。また、スタッフにはボランティア団体の協力を得て行った。

期間：令和2年6月～令和3年2月

参加者：小学生延297人

7. 【新型コロナウイルス感染症終息願イベント】有料花火大会



有料花火大会

新型コロナウイルス感染症終息を願う花火大会を有料で実施した。有料にも関わらずチケットは完売し、讃岐まんのう公園の冬の花火大会継続の声が多く聞こえた。

実施日：令和3年1月16日

参加者：約2,200人

②評価

令和2年度上半期については、新型コロナウイルス感染予防のため中止及び規模縮小を余儀なくされたイベントやプログラム等があったが、感染拡大防止対策を徹底した上で下半期に改善提案により実施した各種イベント及び利用プログラムは、新聞やテレビにも数多く取り上げられ、特に「紅葉する草「コキア」の大規模修景」は連日、地元ラジオ番組で放送され、利用者サービスの質や満足度の向上につながった。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成24年度）と令和2年度の実施経費を比較すると、削減額は-30,190千円（削減率-8.3%）となっている。この主な要因は、公共工事設計労務単価の上昇によるものと考えられ、令和2年度の公共工事設計労務単価を平成24年度の労務単価に置き換えたところ、令和2年度の実施経費が331,840千円となり、31,760千円（8.7%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従前経費 (税抜) (A)	363,600,000 円 (平成24年度)	同左
実施経費 (税抜) (B)	4年間：1,576,000,000 円 令和元年度：44,920,000 円 令和2年度：393,790,000 円 令和3年度：393,800,000 円 令和4年度：394,200,000 円 令和5年度：349,290,000 円	令和2年度の実施経費 331,840,161 円
削減額 (C) = (A) - (B)	<令和2年度との比較> -30,190,000 円	<令和2年度との比較> 31,759,839 円
削減率 (C/A×100)	<令和2年度との比較> -8.3%	<令和2年度との比較> 8.7%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

四国地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

(1) 入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長
市場化テスト1期目（平成24年度入札公告）では21日間であったが、市場化テスト3期目（平成31年度入札公告）では46日間に延長した。
- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト3期目に新たに実施した。
- ・包括的な質の設定に関する改善
市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、全ての項目について年間のみ達成すべき質を設定した。

- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営、指定する既存施設の改修運営を追加した。
- ・提案項目審査における加算点の配分拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目
	自主事業の提案	10点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点
従来の実施方法に対する改善提案	10点	25点
(参考) 提案項目審査の合計点	145点	180点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善
開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。
- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和
市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象とされていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は1者となっている。1者応札になった原因を探るため、上記4.(1)で広報した入札参加が期待される関係団体等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見が複数者からあったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

また、「業務内容に対して、過年度の実施経費が低く、採算が取れない」との意見があったが、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の

実施経費にて業務の質が確保されているものであり、予算の増額等による対応は難しいと考えている。

これらを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年4月に四国地方整備局総合評価地域小委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染予防のため、政府や香川県からの緊急事態宣言による不要不急の外出自粛要請や学校関係の休校による夏休みの縮小などの影響により、第1、2四半期の公園利用者数は到底、達成すべき質には至らなかった。ただ、年末年始の新型コロナウイルス感染症の第3波や寒波の影響を除けば、第3、4四半期は前年度同様の公園利用者数まで回復しており、中でも11月、12月は一ヶ月の公園利用者数が過去最高となった。

また、多様な利用プログラムの提供では達成すべき質には至らなかったものの、開催回数は約9割にのぼっており、このことは受託事業者の努力によるところが大きい。

上記以外においては、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」については概ね達成されている。

特に冬季のイルミネーションは当公園の一つの風物詩となっているが、夏季については大型音楽イベント以外は夏の暑さに起因し公園利用者が低迷する傾向となっている。この夏季について企画提案による「コキアのライトアップ」が初めて実施された。今後、当公園の夏季の風物詩となる最初の一步を踏み出した。

秋季にはコスモスやコキアの開花状況をソーシャルメディアを活用した弾力的な情報発信や報道機関への情報提供を行うなど、「利用者満足度の確保」、「公園特性を生かした植物管理」及び「情報受発信」において、令和2年は包括的な質を達成したことは評価できる。

また、臨時休園時にはエントランスに設置されている当公園のモニュメントをはじめ、休園期間を利用した園内の清掃に取り組んでおり、再開園に向けた取組としても評価できるものである。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行

う予定である。

③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。

④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。

⑤市場化テスト導入前（平成24年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後9年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、①事業者において人員を確保することが困難であること、②業務内容に対して過年度の実施経費が低く採算を取ることが困難であること、が要因と考えられる。

しかし、①については、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

②については、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が概ね確保されているため、予算の増額等による対応は不適切である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも公園利用者は過去最高を記録する時期があるなど前年度同様の利用者数も維持していることなどから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、四国地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

国土交通省九州地方整備局
令和3年5月21日

民間競争入札実施事業
「国営海の中道海浜公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>本業務に含まれる対象業務は下記のとおりである。</p> <p>1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>① 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・入園料及び施設利用料（以下「入園料等」という。）徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑におこなわれるための諸業務 等 <p>② 企画運営管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画広報 （行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 <p>③ 施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等 （建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等 <p>④ 植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等 （草刈り、施肥、灌水、剪定等） <p>⑤ 動物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖、飼育、展示等 <p>2) 収益施設等設置管理運営業務 （土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>① 収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食・物販施設、駐車場等の運営 <p>② 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設等の運営 ・飲食・物販販売等の設置運営 ・指定する既設施設の改修運営

事業実施期間	令和2年2月1日から令和6年1月31日までの4年間 (※評価対象期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで)
受託事業者	H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務 海の中道海浜公園マネジメント共同企業体
契約金額	2,818,000,000円(税抜) 令和元年度(平成31年度):95,744,344円 令和2年度(平成32年度):694,046,243円 令和3年度(平成33年度):703,102,268円 令和4年度(平成34年度):707,521,325円 令和5年度(平成35年度):617,585,820円
入札の状況	1者応札(説明会参加=7者)
事業の目的	本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料等徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、動植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。
受託事業者 決定の経緯	本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、平成31年6月17日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。 入札価格については、令和元年10月9日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務海の中道海浜公園マネジメント共同企業体を受託事業者として決定した。
特記事項 (改善指示・ 法令違反行為 等の有無)	本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。 また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収等及び同法第27条における指示等が必要な状況はなかった。

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

ア 達成すべき質

- ・令和元年度分（令和2年2月から令和2年3月まで）

パークエリアの年間公園利用者数：113 千人以上

- ・令和2年度から令和4年度

パークエリアの年間公園利用者数：年間 1,089 千人以上

イ 結果

- ・令和元年度分の利用者数は 117,915 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度の利用者数は 599,416 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、福岡県の1回目の緊急事態宣言（令和2年4月7日～5月14日）を踏まえた臨時休園措置（令和2年4月8日～5月18日）やイベントの開催制限措置、並びに福岡県の2回目の緊急事態宣言（令和3年1月14日～3月7日）における外出自粛要請等の影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は、主催イベントプログラムや広報の強化を図り、包括的な質の達成に努めていく予定である。

表1 パークエリアの年間公園利用者数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
令和元年度分 113 千人以上	117,915 人	—
令和2年度 年間 1,089 千人以上	—	599,416 人

2) 利用者満足度の確保

ア 達成すべき質

- ・令和元年度分（令和2年2月から令和2年3月まで）

公園の運営に関する「非常に満足」と「まあまあ満足」の回答比率：年間 90%以上

- ・令和2年度から令和4年度

年間の公園の運営に関する「非常に満足」と「まあまあ満足」の回答比率：

年間 90%以上

イ 結果

- ・令和元年度分の「非常に満足」と「まあまあ満足」の回答比率は 97.7%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度の「非常に満足」と「まあまあ満足」の回答比率は 98.4%となり、達成すべき質は確保された。

表2 公園の運営に関する「非常に満足」と「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間 90%以上	97.7%	98.4%

3) 公園特性を活かした植物管理

ア 達成すべき質

- ・令和2年度から令和4年度
大規模花修景に関する「非常に満足」と「まあまあ満足」の回答比率：
年間 90%以上（フラワーピクニック（3月下旬から5月上旬）期間中に7日間）

イ 結果

- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、福岡県の1回目の緊急事態宣言（令和2年4月7日～5月14日）を踏まえた臨時休園措置（令和2年4月8日～5月18日）を講じており、モニタリング調査は実施できなかった。このため、翌年のフラワーピクニック期間中である令和3年3月にモニタリング調査を行った。
- ・その結果、令和2年度の「非常に満足」、「まあまあ満足」の回答比率は 97.7%となり、達成すべき質は確保された。

表3 大規模花修景に関する「非常に満足」と「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	令和2年度実績
90%以上	97.7%*

※フラワーピクニック（令和3年3月調査）のモニタリング調査結果

4) 多様な利用プログラムの提供

ア 達成すべき質

- ・令和元年度分（令和2年2月から令和2年3月まで）
主催、共催等イベントの年間の開催回数 : 年間 25 回
- ・令和2年度から令和4年度
主催、共催等イベントの年間の開催回数 : 年間 190 回以上

イ 結果

- ・令和元年度分の主催・共催等イベントの開催回数は 15 回となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年2月末より年度末までイベントの開催制限措置をとったことによると考えられ、事業者の責によらないものと判断した。

- ・令和2年度の主催・共催等イベントの開催回数は191回となり、達成すべき質は確保された。

表4 主催、共催等イベントの年間の開催回数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
令和元年度分 年間 25回	15回	—
令和2年度 年間 190回以上	—	191回

5) 情報受発信

ア 達成すべき質

- ・令和元年度分（令和2年2月から令和2年3月まで）

SNSによる年間情報発信件数：年間8回以上

- ・令和2年度から令和4年度

SNSによる年間情報発信件数：年間48回以上

イ 結果

- ・令和元年度分のSNSによる情報発信件数は50回となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度のSNSによる情報発信件数は408回となり、達成すべき質は確保された。

表5 SNSによる年間情報発信件数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
令和元年度分 年間8回以上	50回	—
令和2年度 年間48回以上	—	408回

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

次に示す個別業務の質を確保すること。

①本業務全体のマネジメント及び計画立案業務

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。また、入園料等の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

②企画運営管理業務

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者

への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。

③施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

④植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

⑤動物管理業務

動物の健康状態を十分に把握し、常に良好な状態で飼育展示・育成・繁殖等を行うとともに、入園者が動物とふれあえる場を提供すること。

⑥収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、実施要項等に定められたモニタリング方法（管理月報等の確認）によって、事業者からの提案事業を含めて、調査職員が書面及び現地立ち会いにより実施している。

令和元年度及び令和2年度において、事業者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、調査職員と調整を行い実施している。

①実施状況

- “いまだけ・ここだけ・気軽に” を楽しめる飲食サービスの充実
 - ・お客様の往来の多い「花時計」周辺で、軽食やスイーツ、ドリンクを提供する「花カフェ」を季節限定で営業。周辺は、テーブルセット等を配置し、花を愛でながら食事が楽しめる休憩スペースを創出 (令和2年3月下旬より実施)
 - ・繁忙期は地元商工会やキッチンカーによる出店を誘致し、より充実した飲食スペースを創出 (令和2年3月下旬より実施)
- 外国人のお客様も快適に過ごせる案内サポートの強化
 - ・西口、ワンダーワールド口周辺に加え、海の中道駅口、大芝生レストハウス、動物の森レストハウスなどの主な屋内休憩所でも Wi-Fi サービスを拡大 (令和2年4月より実施)
- きめ細かな情報共有とおもてなし力向上に向けた人材育成
 - ・公園をはじめ関係機関や周辺施設の情報を朝礼にて共有するほか、緊急情報や突発的な情報は連絡網を活用してスムーズに伝達 (令和2年2月より実施)
 - ・各ゲートに「お客様対応日誌」を設置し、お客様より寄せられたクレームや要望、お褒めの言葉を収集し、朝礼やミーティング等で共有 (令和2年2月より実施)
- 海の中道を象徴する「白砂青松」の維持・保全
 - ・マツの生長の妨げとなる雑草やツルの除去作業を市民と協働で取り組む。 (令和2年9月より実施)



- 多様なお客さまが動物とつながるイベントプログラムの展開
 - ・飼育の日に飼育員の仕事やエピソードを紹介等 (令和2年4月～9月実施)
- 動物たちと飼育員の絆に基づいた幸福な暮らしをサポート
 - ・生物多様性を維持し適切な飼育群を保つため、動物の繁殖や動物交換を積極的に取り組む (令和2年2月より実施)
 - ・園内の食用可能なササ・ハナナ等を採取し、動物用飼料として活用 (令和2年2月より実施)
 - ・事業者が蓄積・保有する 10,000 件以上に及ぶ動物種・個体ごとの動物治療履歴や予防接種のデータを有効活用 (令和2年2月より実施)

- ・事業者とマリニワールの獣医師が情報共有し、検査や手術方法など医療業務の向上を図る
(令和2年2月より実施)



■動物・お客様・飼育スタッフの安全・安心の場を実現

- ・お客様が動物とのふれあいを安全に楽しんでいただけるよう、動物に配慮したならしトレーニングを実施
(令和2年2月より実施)
- ・特定動物であるクモザルの管理は、飼育経験年数10年以上の熟練飼育員を配置
(令和2年2月より実施)
- ・飼育員による定期点検(月1回)により異常箇所を早期発見・迅速な措置を実施
(令和2年2月より実施)
- ・飼育動物を感染症から守るため、踏込み消毒マットや手指消毒スプレーを設置
(令和2年2月より実施)
- ・動物舎及び周辺の展示場の定期消毒(月1回)を実施し、衛生的な環境状態を維持
(令和2年2月より実施)

■公園の豊かな自然環境を活かした環境学習プログラム

- ・マリニワール海の中道と連携し、希少水生生物の「生育域外保全活動」を実施
(令和2年7月より実施)
- ・上記活動の普及啓発を目的として、子どもたちを対象とした水生生物の観察会を実施
(令和2年8月実施)

■インバウンド利用を促進する国別の戦略的情報受発信

- ・本公園の外国人利用の上位を占める香港・台湾では、SNSの中でもFacebookの利用割合が多いためFacebookを活用した多言語の情報発信を行う
(令和2年6月より実施)

■新たなSNS導入とSNSツール別の戦略的な情報受発信

- ・「Twitter」の公式アカウントを開設し、公園ファンとの結びつき強化と情報拡散を図る
(令和2年8月より実施)
- ・公園ファンを増やすため植物管理や動物飼育に詳しいスタッフの知識を、お役立ち情報として「Facebook」や「Twitter」で発信
(令和2年8月より実施)
- ・「Instagram」では、地元のインスタグラマー等を起用し、魅力的な情報発信の強化を図ったり、フォトコンテストを実施する
(令和2年9月より実施)
- ・「YouTube」を活用し、公園のプロモーション動画を作成・発信する。

(令和2年4月より実施)

■九州最大の交通ネットワークとプロモーション力による情報発信

- ・JR九州が訪日外国人向けに販売する「JR九州レールパス」の来場者特典に本公園の情報を掲載 (令和2年4月より実施)

- ・JR九州公式アプリを活用し、「コースチェックインラリー」を開催

(令和2年9月より実施)

■マスコミ視点のニュースバリュー創出による効果的なパブリシティ活動

- ・二十四節気や季節の記念日などの時事ネタに絡め、一年を通して継続的なリリースを行う (令和2年4月より実施)

■【教育機関との連携】国際交流とインバウンド利用の双方を推進

- ・地元大学の地域交流部門と連携し、外国人留学生や外国文化を学ぶ日本人学生を対象に公園モニターを募集 (令和2年8月より実施)

■【NPO団体等との連携】新規開園エリア「森の池」の活性化

- ・「森の池」の管理運営にあたっては、NPO法人グリーンシティ福岡の協力を得て、「森の池市民協働運営協議会」をコーディネート (令和2年6月より実施)



- ・福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」、福岡県NPO・ボランティアセンター、福岡県70歳現役応援センターと連携し「森の池ボランティア」を募集 (令和2年6月より実施)

- ・「日本野鳥の会福岡支部」による野鳥調査や「博多昆虫同好会」による昆虫調査、「福岡植物友の会」による植物調査、「福岡きのこ友の会」によるキノコ調査を開催し、森の池エリアの動植物データを収集する。

(令和2年7月より実施)

■「ワンダーワールド」を多様な世代が楽しめるエリアに再デザイン

- ・「アジアカレーフェア」「麺フェア」など季節限定のグルメフェアを開催

(令和2年7月より実施)

- ・大人がくつろげるマッサージマシン等を設置した「リラクゼーションコーナー」を新設 (令和2年3月より実施)

- ・乳幼児連れのファミリーも安心して利用できる「キッズコーナー」を新設

(令和2年3月より実施)

- ・物販エリアをインバウンドに人気の高い「カプセルトイコーナー」にリニューアル (令和2年3月より実施)

★仕様書に対する改善提案

■西日本最大級の花風景の創出にむけ秋の花修景を再デザイン

- ・「花の丘」のコキアをコキアに一新する (令和2年9月より実施)
- ・「花の丘」の期待感を演出するため、コキアを中心とした花壇を動線上に配置 (令和2年9月より実施)

■A I ロボット型芝刈機の導入により高水準な芝生管理を拡充

- ・本公園を代表する眺望となっている「カナル」の芝生地を更に高水準な管理とするため「A I ロボット型芝刈機」を試験導入する (令和2年6月より実施)

②評価

- ・「花の丘」のコキア修景は、新聞やTVでも数多く取り上げられ、利用促進につながった。
- ・「A I ロボット型芝刈機」の導入によりカナルは常に芝が刈り込まれた状態が維持されている。
- ・多種多様な広報等の提案事項を適切に実施されており、コロナ禍ではあるものの、乳幼児連れ親子（ファミリー）、高齢者、障がい者、国内在住の外国人の方など幅広い層の誘客に繋がっている。
- ・また、花を愛でながら食事が楽しめる休憩スペースの創出や自然環境を活かした環境学習プログラムなど、新たな飲食・遊具等の提供や多様なプログラムの提供等の提案事項が実施されたことで、利用者満足度の高い施設の一つであるプールが新型コロナウイルスの影響により営業休止となった令和2年度においても公園の魅力向上に寄与し、高い利用満足度（99%）が達成できたと考えられる。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成24年度）と令和2年度の実施経費を比較すると、削減額は27,813千円（削減率3.9%）となっている。公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、平成24年度の労務単価に置き換えた場合は、令和2年度の実施経費が580,480千円となり、141,379千円（19.6%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額
従前経費 (税抜) (A)	721,859,000 円 (平成24年度)	同左

実施経費 (税抜) (B)	4年：2,818,000,000円 令和元年度：95,744,000円 令和2年度：694,046,000円 令和3年度：703,102,000円 令和4年度：707,522,000円 令和5年度：617,586,000円	令和2年度の実施経費 580,480,000円
削減額 (C) = (A) - (B)	<令和2年度との比較> 27,813,000円	<令和2年度との比較> 141,379,000円
削減率 (C/A×100)	<令和2年度との比較> 3.9%	<令和2年度との比較> 19.6%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

九州地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

(1) 入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長

市場化テスト1期目（平成24年度入札公告）では25日間であったが、市場化テスト3期目（平成31年度入札公告）では61日間に延長した。

- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報

市場化テスト3期目に新たに実施した。

- ・包括的な質の設定に関する改善

市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、全ての項目について年間のみ達成すべき質を設定した。

また昨今の情報発信媒体の多様化を踏まえ、フェイスブック等のSNSによる情報発信件数を設定した。

- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営、指定する既存施設の改修運営を追加した。

- ・提案項目審査における加算点の配分拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト	市場化テスト
	1 期目	3 期目
自主事業の提案	10 点	20 点
収益施設の運営に関する提案	10 点	20 点
従来の実施方法に対する改善提案	10 点	25 点
(参考) 提案項目審査の合計点	145 点	180 点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト 1 期目は総括責任者及び業務責任者のうち 2 名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト 3 期目は総括責任者 1 名もしくは業務責任者のうち 2 名以上が勤務する体制へと緩和した。

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト 1 期目は同種又は類似業務の経験について、過去 10 年の業務を対象としていたが、市場化テスト 3 期目は過去 15 年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は 1 者となっている。1 者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見が複数者からあったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和 3 年 4 月に九州地方整備局の「国営海の中道海浜公園有識者委員会」に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

令和元年度及び令和 2 年度は、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」につい

て、一部項目は達成されたが、「公園利用者数の確保（令和2年度）」等の項目は達成されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために講じた臨時休園措置や外出自粛要請等の影響によるものと考えられる。

一方で、臨時休園措置の解除後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施しながら、花を愛でながら食事が楽しめる休憩スペースの創出や、公園の豊かな自然環境を活かした環境学習プログラムを実施するとともに、公園ファンを増やすため植物管理や動物飼育に詳しいスタッフの知識の発信など、SNSツール別に戦略的に情報発信を行うことで、多種多様な広報等を提供するなどを行った実績は、業務の質の向上を図る取組として評価できる。また、国職員と調整しつつ各種改善提案を行うとともに民間事業者のノウハウを活かしたサービスの提供等にも努めており、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成24年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後9年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、事業者において人員を確保することが困難であることが要因と考えられる。

しかし、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ. 4 に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、九州地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

令和3年5月21日
国土交通省都市局公園緑地・景観課

民間競争入札実施事業
「国営公園運営維持管理業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

○国土交通省では、「国営公園の運営維持管理業務」（以下「本業務」という。）の競争性を確保するため、市場化テスト3期目では以下の取り組みを実施した。

(1) 入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長
- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報を新たに実施
- ・包括的な質の設定に関する改善

市場化テスト1期目及び2期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、一部の項目について年間のみ達成すべき質を設定した。

・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営等を追加した。

・提案項目審査における加算点の配分拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、従来の実施方法の改善提案等の項目について加算点の配分を拡大した。

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目及び2期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。

・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目及び2期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

競争性改善に向けた取組を実施してもなお、①事業者において人員を確保することが困難であること、②公告期間が短く入札の準備が困難であること、③業務内容に対して過年度の実施経費が低く採算を取ることが困難であること、の3点が1者応札の要因と考えられる。

しかし、①については、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

②については、現行業務の実施状況を踏まえて次期業務の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、入札公告から申請書類等の受付期間をこれ以上延長することは困難である。

③については、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が概ね確保されているため、予算の増額等による対応は不適切である。